

日本靈異記 中卷

◇中巻の序で、現存するものは、僅かにその終りだけの部分だけ。それも真福寺本では、更に散逸している。天竺・震旦での、慈心德行に優れた人物の故事を掲げ、愚かな作者(景憲)の拙文ながら、その主旨を汲んで、行ないを慎み、心を導いて、仏道成就に励むよう望んで文を結ぶ。なお、東大寺要録第二縁起章第二に「靈異記云」と頭書し、聖武天皇の仏教政治を讃えた一節がある。現行の靈異記本文の中には、これは見えないが、恐らく中巻序の一部で、早く散逸したのである(永井義憲)という。本書もこれに従い、その文を残存序文の前に掲げる。

一臣下。天皇の治績を述べる為に、この語を用いた。物部尾輿・同守屋などの排仏派のことを指す。参考→「弓削大連公、放火焼道場」。

二蘇我稲目、馬子、また大部屋栖野古八十一頁注八)などが、念頭に有る。三聖武天皇。四補一。

五七頁注二。六第一番に大仏を作って、永久に、わが国の仏教の法統を継いだ。「尤」「最」共に同じ。「紹」は、説文「繼也」、名義抄・字類抄ツグ。五ひげと髪を剃り落し(僧形となること)。「頭」は、「剃除鬚髮」(二八三頁注二三)そのほかによって推すに、「鬚」の字の省文か。次の「髮沙(髪)」も同前。ただし、ここだけ。

「剃」は、名義抄ソルとあるも、いかが。「剃」の誤りか。六恵みは、動植物の上にまで及び。七元首(天皇)の位に即いて、そのすばらしい天運を手に入れ。八天地人の上に立つて、万靈を「恐らく」撫育するなどの意の脱字がある(武田祐吉)か。九この福徳(四七頁注九)によって、空を飛ぶ虫も、めでたい草(福茸)をくわえてきて、寺の屋根をふき。「蓋(音ガウ)」は、新撰字鏡「字弥加余(ウミカニ)」とあり、蓋の

日本國現報善惡靈異記中巻

或皇臣² 燒^レ寺流^二佛像^一 或皇臣 建^レ寺弘^二佛法^一之
中 勝寶應眞 聖武太上天皇 尤造^二大佛^一 長紹^二法
種^一 刺^二鬚髮^一 著^二髮沙^一 受^レ戒 修^二善^一 以^レ正治
民 慈及^二動植^一 德秀^二千古^一 得^レ一撫運^二上^レ三靈
由^二此福徳^一 飛^レ空之蜚 昨^二芝草^一 葺^レ寺 走^レ地之蟻
構^二金沙^一 建^レ塔 法幢高堅而 幡足飄^二八方^一 惠船輕
浮以 帆影扇^二九天^一 瑞應之華競而開^二國邑^一 善惡之
報現而示^二吉凶^一 故號^二勝寶應眞聖武太上天皇^一焉

爰³萬苦 惡因連^レ轉苦處 善業攀^レ緣引^二安堺^一 頼^二
願慈^一而膝前壞^二顛^一 由^二生愛^一以頂上棲^二羽^一 孟嘗^二之七善^一
魯恭^二之三異^一 蓋斯意^二之矣^一 然景戒 稟^レ性

①底、卷首破損。十二字、国類によりて補す(改「依高野本補」)

②以下百三十八字、底国類なし。東大寺要録第二に「靈異記云」として載せるにより、筒井英俊氏校本を以て補す(永井義憲氏日本靈異記の佚文)『日本仏教文学研究』一三九頁以下参照)

③以下七十一字、底破損。国類による改「依高野本補」。ただし、国これを上巻第三十一条末に統けて記す

④改云「疑」字「一」

日本國現報善惡靈異記 中卷

(諾樂の右京の藥師寺の沙門景戒錄す)

前足のいわゆる缺の意。あるいは「蟄(セキ)」の誤りか。「蟄」は、毒をさす虫のこと。「芝草」は、福茸。菌の一種。○地面を走る蟻も、金の砂を盛り上げて、塔を建てる。(前注と合わせて、心ない虫類も仏縁に加わるの意) 一「仏法の旗じるしは高くそびえて、その旗の末端は八方にひるがえり。「幡」は、名義抄・字類抄ハタホコ。「幡桿(ハタゴ)五頁注一二」と同じ。上部に小旗をつけた棒のこと。もと、王者の儀衛に用いたものだが、仏の教法を幡にたとえて、法幢といったのである。「法幢高竪」とは、説法することの意味し、以下仏教が盛んに広まることを述べる。二「仏法をあらわす船は、水上軽らかに浮んで、帆かけは夫に風を送っているようにだ。三前兆に依じて開く花は、競争するよう国にのち々に咲き、善惡のむくいは、吉凶の現実となつて現われる。「瑞」は、字類抄シルシ前兆のこと。四「攷証(アキ)を「受」の誤字とする。とすれば、「多くの苦しみを受く」で一旦終止するが、前文を欠くため意味不明。五「惡い因縁は、馬のくつわを連ねるように、続いて人を三惡道へ追いこむ。「苦処」とは、地獄・餓鬼・畜生の三惡道。攷証「苦処」と「善業・安堺」と対句になるから、こは「導」などの脱字か。六「善い行為は、縁にすがつて、人を浄土へ導く。七「慈心ふかい者は深い慈によって、膝の上に猛虎を懷けることができる。法苑珠林卷八四禪定部・諸經要集卷一〇禪定篇に見える。「願」は、オトカヒ(三三頁注二二)で、本縁訓釈「深也」とは別意。攷証「願」の誤りとする。「願」は、竜龜手鑑「深也」、名義抄・字類抄フカシ。従うべきか。本文「願」は、訓釈「贊」の字に作り、トラと訓む。右の二字

或る皇臣は、寺を燒き佛像を流し、或る皇臣は、寺を建て佛法を弘むるが中に、勝寶應眞聖武太上天皇は、尤も大佛を造り、長に法種を紹ぎ、鬚髪を刺り、袈沙を著、戒を受け、善を修し、正を以て民を治めたまふ。慈は動植に及び、德は千古に秀れたり。一を得て運を撫で、三に上りて靈を□。此の福德に由りて、空飛ぶ(蟄)も、芝草を咋ひて寺を葺き、地を走る蟻も、金沙を攜へて塔を建つ。法幢高く堅ちて、幡足は八方に飄り、惠船軽く浮かびて、帆影は九天に扇ぐ。瑞應の華は競ひて國邑に開き、善惡の報は現れて吉凶を示す。故に勝寶應眞聖武太上天皇と號してまつる。

爰に萬苦。惡因轡ヲ連ねて苦しき處に□、善業縁に攀デテ安き堺に引く。〔願〕き慈に頼りて膝の前に〔贊〕を懷け、生愛を申べて、頂の上に羽を棲ましむ。孟嘗の七善、魯恭の三異とは、蓋し斯の意なり。然るに景戒、性を熏くこと

共に、攷証「贊字之詞」とする。竜龜「鑑」
とも。→補二。ハ(慈心深い者は)生類をしき
りに愛して、自己の頭上に鳥を栖まわせる。法
苑珠林(前注と同じ箇所)からの引用。一九中国
の戦国時代の齊の大臣。姓名は田文。「七善」
は、攷証「所出来攷」。→補三。二後漢書列
伝にある。害虫が境を犯さぬこと、化が鳥獸に
及ぶこと、子供にも仁心あること、の三つの徳。
→補四。二(作者景戒の自序のことは)「真」
は、名義抄ウク。→五五頁注二九。

一 弁舌が立たない。「談」は、新撰字鏡・名義
抄・字類抄カタラフ。

二 精神の鈍いことは、鉛でできた刀のようであ
る。「神」は、名義抄・字類抄タマシヒ。攷
証「以鉛刀之質ニ云々」とある性靈集の句を引
く。「錫」「鐵」「鉛」共に同じ。

三 字を書きならべてみては、美しくない。

「居」は、二五九頁注一。「花」は、本縁訓釈
のほか、名義抄・字鏡集同訓。四心の愚かなこ
とは、かの船に印を刻んだ楚人の故事と同じで
国本「登壇」は、訓釈「愚・癡」の意によると
しても、攷証「有脱誤」かと疑い、「應音コ
ウ」の音「下」を「工」の誤とする。「刻船」

は、呂氏春秋にある故事。川中に剣をおとし、
舷にしろしをつけて、おとした場所の目印とし
たが、船が移ることに気づかなかったという、
融通のきかないことの喩。→補五。

五 文章を作り構えてみては、辞句が乱れて休
をなさない。

六 ひたすらに善を願う至心を抑えられず(その
はては美しい紙に、へたに書いて汚し、伝え
聞いたことを間違つて記録する)という始末に

不聰 談レ口不レ利 神鈍遲同ニ於鑄刀 連ニ居字ニ不
レ花 情

春頼心同於 至 拙黷ニ淨紙

謬ニ注口傳 瞻媿忝レ慮 顔醜耳熱 庶觀ニ拾文ニ者 愧

天慙人 忍忘事 作ニ心之師 莫ニ心爲ニ師 藉ニ此功

德 右腋著ニ福德之翫 而翔ニ於沖虛之表 左脇燭ニ智

惠之炬 而登ニ於佛性之頂 普施ニ群生 共成ニ佛道

也

醜 ¹³ リイテ	翫 ¹⁰ サハ	攀 ¹⁰ サカ	頼 ¹⁰ サカ	頼 ¹⁰ サカ	頼 ¹⁰ サカ	頼 ¹⁰ サカ	頼 ¹⁰ サカ	頼 ¹⁰ サカ	頼 ¹⁰ サカ
翫 ¹⁰ サハ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ
翫 ¹⁰ サハ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ
翫 ¹⁰ サハ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ
翫 ¹⁰ サハ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ
翫 ¹⁰ サハ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ
翫 ¹⁰ サハ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ
翫 ¹⁰ サハ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ
翫 ¹⁰ サハ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ
翫 ¹⁰ サハ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ	攀 ¹⁰ サカ

① 国類、次行「登」につづ

く

② 二字、国類「登」

③ 底、破損、国類「刻」船

編「造文亂句不勝食善

之」

④ 国類「瞻」

⑤ 国「添」

⑥ 国「依」

⑦ 国「膝」

⑧ 国「仲」

⑨ 国なし

⑩ 底、中巻訓釈なし、国類

によりて補す。以下同じ

(攷)依「高野本増」

⑪ 類なし

⑫ 類「類」(攷)依「本条

改」

⑬ 攷云「イ疑ホ」

⑭ 類「沖」(攷)依「本条

改」

なる。「不勝」は、↓二九頁注六。

セ反省して恥がしく思ひ、心の中で恐縮して。

「醜」は、↓一七七頁注六。「媿」は、名義抄・

字類抄ハチ。「慙」と同じ。「慙」は、前田本雄

略紀ココロ。「忝」は、「慙」の省文。訓釈「添」

とあるのは「慙」の誤りか。字類抄「忝」「慙」

同訓。↓一九頁注二四。

へ恥しさの余り顔が赤くなり、耳たぶもほて

るのを感じる。「醜」「醜」と通用は、玉篇「飲

酒朱顔顔貌」、名義抄アカシ。訓釈イテリシは、

ホテリシの誤りであらう。オモホテルは、新撰

字鏡「喟・喟然」にあてり。↓三二九頁注一〇。

九どうか、この文を見る者は「拾文」の語義

不明。あるいは「拙文」の誤写か。文脈からも

ふさわしい。「拾」「捨」「拙」の草体は似ている。

参考↓一九九頁注一五。

二表面に現わさないで、俗事を忘れるように

し、の意か。

三自己の心を高く保つように心掛け、心に誘

われて、そのままに行動することのないように

せよ。涅槃経の中の文である。

三「稽」の訓は、名義抄・字類抄による。

四右腋に福德のつばさをつけて、大空を飛び。

「沖虚」は、「仏性」との対句の関係で音読する。

「沖虚」は、↓一三五頁注一一。(ここに右腋と

いうのは、釈迦の脇身の普賢菩薩をさすか。)

五左の脇に智慧の光をとめて、本来そなえ

ていて、このころの、仏となる性質をみがき究め。

「炬」は、玉篇「火炬」、集韻「東革煑也」、新

撰字鏡「止毛之比(トモシビ)」、名義抄・字類

抄同訓。(ここに左脇というは、釈迦の脇身の

文殊菩薩をさすか。)

六一切の生命あるものに(福德を)施して、共

に仏道を成し遂げよう。

聴くあら不、口に談らふこと利くあら不。神の鈍遅なること鋸ノ刀に同じく、

字を連らね居ゑては花シクあら不。情の怠慢なること船を刻ミシニ同じく、文

を編み造りては句を亂る。善に食る至に勝へ不、拙く淨き紙を黷シ、口傳を謬

り注す。瞻みて媿ぢ、慮に忝ク、顔醜リシ耳熱し。庶はくは「拙」文を觀る者、

天に愧ぢ人に慙ぢ、忍びて事を忘れ、心の師と作りて、心を師とすること莫か

れ。此の功德に藉りて、右の腋に福德の翮ヲ著けて、沖虚の表に翔り、左の脇

に智慧の炬を燭して、佛性の頂に登り、普く群生に施し、共に佛の道を成ぜむ。

合示ニ善惡表ニ緣卅二條

□高德刑□形□死緣 第一

見ニ烏邪姪ニ厭レ世修善緣 第二

惡逆子愛レ妻將レ殺レ母謀現被ニ惡死ニ緣 第三

力女桶力試緣 第四

依ニ漢神崇ニ殺ニ牛七頭ニ又修ニ放生善ニ以現得ニ善惡報緣

第五

至ニ誠心ニ奉ニ寫ニ法花經ニ有ニ驗示ニ異事ニ緣 第六

智者誹ニ妬變化聖人ニ而現至ニ閻羅闕ニ受ニ地獄苦ニ緣 第七

贖ニ蟹蝦命ニ放生得ニ現報緣 第八

已作レ寺用ニ其寺物ニ作レ牛役之緣 第九

常鳥卵煮食以得ニ惡死報緣 第十

罵僧與ニ邪姪ニ得ニ惡病ニ而死緣 第十一

① 国類「四十」改「依高野本」改
② 国目録なし。底破損、類「持」
③ 底破損、類「賤」
④ 底破損、類「沙彌以現得惡」

⑤ 類「拘」改「依高野本及本条」改

⑥ 類「華」

合はせて善惡の表を示す縁四十二條

己が高德を恃み、賤形の沙彌を刑ちて、現に惡死を得る縁 第一

鳥の邪姪を見て、世を厭ひ、善を修する縁 第二

惡逆の子、妻を愛し、母を殺さ將と謀り、現に惡死を被る縁 第三

力女、拘力し試みる縁 第四

漢神の祟に依り牛七頭を殺し、又放生の善を修して、現に善惡の報を得る縁

第五

誠の心を至して法花經を寫し奉り、驗有りて異事を示す縁 第六

智者、變化の聖人を誹り妬みて、現に閻羅の關に至り、地獄の苦を受くる縁

第七

蟹蝦の命を贖ひて放生し、現報を得る縁 第八

己、寺を作り、其の寺の物を用ひて、牛と作りて役はる縁 第九

常に鳥の卵を煮て食ひて、惡死の報を得る縁 第十

僧を罵ることと邪姪により、惡病を得て死ぬる縁 第十一

贖¹蝦蟹命¹放生現報蟹所¹助緣 第十二

生²愛欲²戀²吉祥天女像²感應示²奇表²緣 第十三

窮女王歸²敬吉祥天女像²得²現報²緣 第十四

奉²寫²法花經²因²供養²顯²母作牛之因²緣 第十五

依²下²不²布施²與²放生²而現得²善惡報²緣 第十六

觀音銅像反²化²躡形²示²奇表²緣 第十七

皆²誦²持法花經²僧²而現口喝斜得²惡死報²緣 第十八

憶²持心經²之女現至²閻羅王闕²示²奇表²緣 第十九

依²惡夢²至²誠心²使²誦²經²示²奇表²得²現全緣² 第廿

攝神王²蹲放²光示²奇得報緣² 第廿一

佛銅像盜人所²捕示²靈表²顯²盜人²緣 廿二

彌勒菩薩銅像盜人所²捕示²靈表²顯²盜人²緣 第廿三

閻羅王使鬼得²所²召人之賂²以免緣² 第廿四

閻羅王使鬼受²所²召人之饗²而報²恩緣² 第廿五

木作畢所²棄佛像木示²異靈²緣 第廿六

①二字、類「蟹蝦」

②本条鶯

③二字、類「全命」(改依本条改)

④類「攝」(改「意改」)

⑤類「奇表」(改依本条補)

⑥類「現報」(改依本条補)

⑦類第廿一

⑧類「未」(改「依本条改」)

蟹蝦の命を贖ひて放生し、現報に蟹に助けらる縁 第十二

愛欲を生じ吉祥天女の像に戀ひ、感應して奇しき表を示す縁 第十三

窮しき女王、吉祥天女の像に歸敬し、現報を得る縁 第十四

法花經を寫し奉り、供養することに因りて、母の牛と作る因を顯す縁 第十五

布施せないと放生するに依りて、現に善惡の報を得る縁 第十六

觀音の銅像、鷲の形に反化して、奇しき表を示す縁 第十七

法花經を誦持する僧を忤りて、現に口喎斜みて、惡死の報を得る縁 第十八

心經を憶持する女、現に閻羅王の闕に至り、奇しき表を示す縁 第十九

惡夢に依り、誠の心を至して經を誦せ使め、奇しき表を示して、現に命を全

すること得る縁 第二十

攝の神王の踵より光を放ち、奇しき表を示し、現報を得る縁 第二十一

佛の銅像、盜人に捕られて、靈しき表を示し、盜人を顯す縁 第二十二

彌勒菩薩の銅像、盜人に捕られて、靈しき表を示し、盜人を顯す縁 第二十三

閻羅王の使の鬼、召さるる人の賂を得て免す縁 第二十四

閻羅王の使の鬼、召さるる人の饗を受けて、恩を報ずる縁 第二十五

未だ作り畢はらずして棄てらるる佛像の木、異靈を示す縁 第二十六

力女示_二強力_一緣 第廿七

極窮女於_二釋迦丈六佛_一願_二福分_一示_二奇表_一以現得_二大福_一緣
第廿八

行基大德放_二天眼_一視_二女人頭塗_一猪油_二而呵嘖緣_一 第廿九

行基大德女人携子視_二過去怨_一令_レ投_レ淵示_二異表_一緣 第卅

將_レ建_レ塔發_レ願時生女子捲_二舍利_一所_レ產緣 卅¹

貸_二用寺息利酒_一不_レ償死作_レ牛役之償_レ續² 第卅二

女人惡鬼見_レ點被_二食噉_一緣 第卅三

孤孃女憑_二敬觀音銅像_一示_二奇表_一得_二現報_一緣 第卅四

打_二法師_一以現得_二惡病_一而死緣 第卅五

觀音像示_二神力_一緣 第卅六

觀音木像不_レ燒_二火難_一示_二威神力_一緣 卅³七

①類「第卅」

②類「償緣（改依「本条」改）」

③類「第卅」

力女、強力を示す縁 第二十七

極めて窮しき女、釋迦の丈六の佛に福分を願ひ、奇しき表を示して、現に大福を得る縁 第二十八

行基大德、天眼を放ち、女人の頭に猪の油を塗れるを視て、呵嘖する縁 第二十九

行基大德、女人の携へたる子に過去の怨を視て、淵に投げ令め、異しき表を示す縁 第三十

塔を建て將として願を發し、時に生める女子、舍利を捲りて産まる縁 第三十一

寺の息利の酒を貸り用ゐて、償は^ずして死にて、牛と作りて役はれ、償を償ふ縁 第三十二

女人、惡鬼に點れて食噉はる縁 第三十三

孤の嬢女、觀音の銅像に憑り敬ひ、奇しき表を示して、現報を得る縁 第三十四

法師を打ちて、現に惡しき病を得て死ぬる縁 第三十五

觀音の像、神力を示す縁 第三十六

觀音の木像、火難に焼け不^ず、威神の力を示す縁 第三十七

因_二慳貪_一成_二大蛇_一緣 第卅八

藥師佛木像流_レ水埋_レ砂示_二靈表_一緣 第卅九

好_二於惡事_一者以現所_レ誅_二利銳_一得_二惡死報_一緣 第四十

女人大蛇所_レ婚賴_二藥力_一得_レ全_レ命緣 第四十一

極窮女憑_二敬千手觀音像_一願_二福分_一以現得_二大福_一緣 第四

十二

慳食に困りて、大蛇と成る縁 第三十八

薬師佛の木像、水に流れ砂に埋もれて、靈しき表を示す縁 第三十九

悪事を好む者、以て現に利鋭に誅られ、惡死の報を得る縁 第四十

女人、大蛇に婚はれ、薬の力に頼りて、命を全くすること得る縁 第四十一

極めて窮しき女、千手觀音の像に憑り敬ひ、福分を願ひて、現に大福を得る縁

第四十二

◇長屋王の死をめぐって、史実と因果を結びつけた説話。現報は、身分の上下を問わないのである。統日本紀卷一〇天平元年の条・扶桑略記聖武天皇の条・今昔物語二〇ノ二七に引用。下三に類話。↓補六。

一自分の身分が高く優れていることをあてにして、「恃」は、↓二五頁注二。ニみすばらしい姿の沙弥を打って。参考↓「刑罰賤抄乞食」(四二頁注一四)。「刑」は、字類抄ウツ。沙弥は、↓一七頁注一三。二天の下にある日本の国内。淡路島・伊予二名島(四国)・隠岐島・筑紫島(九州)・伊岐島(奄岐島)・津島(対馬)・佐渡島・大倭豊秋津島(本土)の八島。↓三一七頁注三・三五九頁注二八・四〇七頁注一三。四聖武天皇の時代。↓八七頁注二一。以下、本巻第三十九録まで、この時代のことである。五大きな誓いを仏前に立て、加護を願う。六この日の記録は、他に見えない。

セー一〇一頁注六。ハ大法会を準備して。国・類本は「修」とするが、「修善」「修造」「修学」「修福」「修行」「修法」「修善法」以外に、「修」を用いた例はない。参考↓「備法会」(二六五頁注六)・「備法事」(一八一頁注一四ほか)・「設齋会」(一五三頁注七ほか)。今昔「法会ヲ備テ」。「備」は、↓三三九頁注六。九天武天皇の孫。高市皇子の第一皇子。神亀元年(七四二年)正月二位左大臣。太政大臣は誤り。扶桑略記「左大臣」。「親王」は、扶桑略記・今昔「王」を正とする。一〇僧侶たちに食事を捧げる役。

二不謹慎にも。「盃」は、三六二頁訓釈・名義抄・字鏡集ミダリガハシ。ミダレガハシとなるのは、遊仙窟あたりから。ここは、後世の誤写であらう。三食事を盛る場所へ行って。「簠」は、字書にない。「飯」と「盛」の組み合わせ

恃¹己高德²刑³賤形沙彌⁴以現得⁵惡死⁶緣⁷ 第一

諾樂宮御⁸宇大八嶋國⁹勝寶應眞聖武太上天皇¹⁰發¹¹三大誓願¹²以¹³天平元年己巳春二月八日¹⁴於¹⁵左京元興寺¹⁶

備¹⁷大法會¹⁸供¹⁹養三寶²⁰勅²¹太政大臣正二位長屋親王²²而任²³於供²⁴衆僧²⁵之司²⁶時²⁷有²⁸一沙彌²⁹濫³⁰就³¹盤³²供養³³

之處³⁴捧³⁵受³⁶飯³⁷親王見之³⁸以³⁹牙冊⁴⁰以罰⁴¹沙彌之頭⁴²々破流⁴³血⁴⁴沙彌摩⁴⁵頭捫⁴⁶血⁴⁷悽哭而忽不⁴⁸親⁴⁹所⁵⁰去不

知⁵¹時法會衆道俗⁵²偷噫⁵³之言⁵⁴凶之善矣⁵⁵逕之⁵⁶二日有⁵⁷嫉妬人⁵⁸讒⁵⁹天皇奏⁶⁰長屋謀⁶¹傾⁶²社稷⁶³將⁶⁴奪⁶⁵國

位⁶⁶受⁶⁷天心瞋怒⁶⁸遣⁶⁹軍兵陳⁷⁰之⁷¹親王自念⁷²无⁷³罪而被⁷⁴囚執⁷⁵此決定死⁷⁶爲⁷⁷他刑殺⁷⁸不⁷⁹如自死⁸⁰即其子孫令⁸¹服⁸²

毒藥⁸³而絞死畢後⁸⁴親王服⁸⁵藥而自害⁸⁶天皇勅⁸⁷捨⁸⁸彼屍骸於城之外⁸⁹而燒⁹⁰未散所⁹¹

①二字、国「太」
②二字、国なし

③国類「修」(改「依」高野本「改」)
④二字、国なし

⑤国「於盤」
⑥国「飯」

⑦国類「捧鉢」(改「依」高野本補)
⑧国なし

⑨国「唾」
⑩国類「不善」(改「依」高野本補)

⑪類「愛」(改「意改」)
⑫国「瞋」

⑬延陣
⑭国必

⑮国「了」
⑯二字、国「死自宮」

⑰類末「茲依」高野本「改」
⑱国類「河」(改「依」高野本「改」)

字。本縁訓釈のほか、一三五頁注一。

三 国・類本に従い、「鉢」を補う。扶桑略記「捧鉢受飯」、今昔「鉢ヲ捧ゲテ飯ヲ乞フ」。

四 象牙製の笏。訓釈「冊」「尺」は、陌韻サク、またはシヤク。五「罰」は、「刑」注二と同じ。

名義抄ウツ。参考一「頭可所罰破」(二二一頁注六)。六「摩」「捫」の両字は、それぞれの

本縁訓釈のほか、名義抄・字類抄同訓。

七「怖」は、本縁訓釈のほか、一四三頁注四。八急に姿が見えなくなった。「観」は、一五六頁訓釈「観」。

元 俗人と僧侶。三 そつとささやいて。「儉」

は、名義抄・字類抄ヒソカナリ・ヒソカニ。底

本「噫」は、竜籠手鑑「噫ハ正、咳ハ通、嗔ハ俗」とある、その通用字または俗用字の一体か。

「噫」は、名義抄ササメク。本縁訓釈サシキテ

は、ササメキテの誤りか。一二二七頁注四。

二 嫉みそねむ人がいて。続紀「二月辛未(十

日)左京人從七位下漆部造君足、無位中臣宮廻

連東人等告密、称左大臣正二位長屋王欲欲

傾国家(天平元年)。「嫉妬」は、本縁訓釈ウ

ラヤミとあるが、ウラヤミネタムではないか。

一〇五頁注三。一補七。

三「讒」は、一三五頁注二四。内容について

は、前注二参照。三 国家を亡ぼし、皇位を奪おうとする。「社稷」は、土地の神、五穀の神、合せて国家の意。垂仁紀「クニ」(四年九月十月などの古訓のほか、新撰字鏡「社稷」后土曰社、五穀曰稷、須米良於保毛止乎(スメラオホモトヲ)。ただし、大言海「スメラオホモト井」とする。四 天皇は、み心の中でお怒りになり。「瞋怒」は、一二二頁注二。参考一「瞋怒」(二二一頁注一〇)。続紀「因遣式部卿

己が高徳を待み、賤形の沙彌を刑ちて、現に惡死を得る

縁 第一

諸樂の宮に宇の大八嶋國御めたまひし勝寶應眞聖武太上天皇、大誓願を發し、天平元年己巳の春二月八日を以て、左京の元興寺に大法會を備けて、三寶を供養す。太政大臣正二位長屋の親王に勅して、衆僧に供する司に任ず。時に一の沙彌有り。濫しく供養を盥ル處に就きて、鉢を捧げて飯を受く。親王見て、牙冊を以て沙彌の頭を罰つ。頭破れて血を流す。沙彌頭を摩デ血を捫ヒテ、怖シミ哭きて忽に親え不、去く所を知ら不。時に法會の衆道俗、儉に「噫」キテ言はく「凶し、善くあら不」といふ。遑ること二日、嫉妬む人有りて、天皇に讒ちて奏さく「長屋、社稷を傾けむことを謀り、國位を奪は將とす」とまをす。爰に天心瞋怒り、軍兵を遣して陣ふ。親王自ら念はく「罪无くして囚執ハル、此れ決定めて死なむ。他に刑殺されむよりは、如か不、自ら死なむには」とおもふ。即ち其の子孫に毒藥を服せ令めて、絞死し畢はりて後、親王藥を服して、自害す。天皇勅して、彼の屍骸を城の外に捨てて、燒き末きて河に散

從三位藤原朝臣宇合^一等、將六衛兵、圍長屋王宅^二。天平元年二月。底本「陳」は、延本「陣」による。名義抄タタカフ。三本縁訓釈トラハルは、被囚執の三字にあてたものか。地蔵十輪經元慶点「被囚執トラヘハル。なお「被」をカガフルと訓じ、「囚執ヲ被ル」とも訓める。今昔「我罪无クシテ此ク咎ヲ蒙レリ」。云「為レ他所刑殺」ことありたいところ。この文型は、九三頁注一八。毛統紀「其室吉備内親王、男善夫王、葛木王、桑田王、釣取王等、同亦自經^三（天平元年二月）とある。元首をしめて殺す。」「絞」は、新撰字鏡「久比留^四（クヒル）」、名義抄クビル、字類抄クビリコロサム。「死」は、名義抄コロス。元粉末にする。「末」は、「抹」の省文か。「抹」は、名義抄クダク。

一「云」は、名義抄・字類抄コニ。「云」を「亡」の誤字とし、「百姓多死亡」とする考え（小泉道もある。ニ官庁に文書をあげて。

三（他に影響を及ぼすようないきおい。

四和歌山県海草郡の南端、椒村の海上約一キロの所に地島があり、その沖の沖島という（武田祐吉。「椒」は、名義抄・字類抄ハジカミ。「抄」は「枅」の誤りか（山田・今昔注）。名義抄・字類抄「枅」をハシカミ。今、二合して訓む。五「憫」は、韻会「即救切並音就 悲也」、名義抄カナシフ。ただし、アハレブ（二七五頁注二二）・ウレフ（三五五頁注二二）とも訓める。六有名なことは、内外にひびきわたったことだが、「華裔」は、(イ)中国からはなれた遠地、(外)中国と遠地の二義がある。ここは後者で、内外すなわち都と地方の意^七。不吉な災難が身に迫ってくる時には、音読のほか、「妖」「災」は、字類抄共にワサハヒ。二合して訓むのもよい。

擲^レ海 唯親王骨流^ニ于土左國^一 時其國百姓多^レ死 云百
姓患之而解^レ官言 依^ニ親王氣^一 國內百姓可^レ皆死亡^二
天皇聞之爲^レ近^ニ皇都^一 置^ニ于紀伊國海部郡椒抄奥嶋^一
嗚呼憫哉 福貴熾之時高名雖^レ振^ニ華裔^一 而妖交窘之日
无所婦 唯一旦滅也 誠知 怙^ニ自高德^一 刑^ニ彼沙彌^一
護法嘖喊 善神慍嫌 著^ニ袈裟^一之類 雖^ニ賤形^一不^レ應^レ不^レ
恐 隱身聖人交^ニ其中^一 故憍慢經云 先生位上人 尺
迦牟尼佛頂佩^レ履跣人等罪云々 何況著^ニ袈裟^一之人打侮
之者 其罪甚深矣

濫 カハシ	盤 ル	冊 尺	摩 テナ	捫 ヒテ	悌 シウラメ	啗 シ
文 嫉妬 ラヤミ	二合ウ	囚 止良	屍骸 カハネ	二合死ニ	都 コミヤ	妖 災也
寤 ル	セム					

見ニ烏邪淫^⑤厭^⑥世修^⑦善緣 第二

禪師信嚴者 和泉國泉郡大領血沼縣主倭麻呂也 聖武
天皇御世人也 此大領家之門有^二大樹^一 烏作^レ巢產^ニ兒
抱之而臥 雄鳥遐邇飛行求^レ食 養^ニ抱^一兒之妻^二 求^レ食行

①「國」「佐」
②二字、國「信」

③國類「災」(攷「依高野本改」)

④國類「歸」(攷「依高野本改」)

⑤「顯」

⑥「姪」

⑦「國」「泉水」

⑧「國」なし

方の豪族だったらしい。なお、「沼」の訓釈は「川奴(ツヌ)」ではなく、「訓ヌ(ヌと訓む)」と考へたい。新撰姓氏録「和泉皇別 珍泉主」。
 元「還」は、字類抄トホシ、字鏡集トラシ。
 「還」は、字類抄チカシ。本縁訓釈「還 ヲヤ」とあるは、「遠也」を万葉假名と訓み誤ったもの。

一 入れ代わりに。説文「更易也」。
 二 関係を結ぶ。「婚」は、本縁訓釈のほか、名義抄ツルブ。参考「婚合」(六五頁注八)。
 三 (母の鳥は)新しい男の鳥と姦通し。「姦」は、四三頁注一七。
 四 意気投合して。
 五 九五頁注一。
 六 世話をしな。 「醜」は、玉篇「同眷」、説文「顯也」、名義抄ミル・カヘリミル。一四

之頃 他鳥遷來而婚¹ 姦²婚今夫³ 就⁴心共高翥⁵空
 指⁶於北⁷而飛 棄⁸兒不⁹醜¹⁰ 于¹¹時先夫鳥 食物哺持來
 見之无¹²妻鳥¹³ 于¹⁴時慈¹⁵兒抱之而臥 不¹⁶求¹⁷食物¹⁸而經¹⁹
 數日²⁰ 大領見之 使²¹人登²²樹見²³其巢²⁴ 抱²⁵兒而死 大
 領見之 大悲改心²⁶ 視²⁷鳥邪姪²⁸ 厭²⁹世出家 離³⁰妻子³¹
 捨³²官位³³ 隨³⁴行基大德³⁵ 修³⁶善求³⁷道 名曰³⁸信嚴³⁹ 但
 要語曰 與⁴⁰大德⁴¹俱死 必當⁴²同往⁴³生西方⁴⁴ 大領之妻
 亦血沼縣主⁴⁵ 大領捨之者 終无⁴⁶他心⁴⁷ 々慎貞潔⁴⁸ 爰⁴⁹男
 子⁵⁰得⁵¹病臨⁵²命終時⁵³ 而白⁵⁴母言⁵⁵ 飲⁵⁶母乳⁵⁷者 應⁵⁸延⁵⁹
 我命⁶⁰ 母隨⁶¹子言⁶² 乳令⁶³飲⁶⁴病子⁶⁵ 子飲而歎之言⁶⁶
 噫乎捨⁶⁷母乳⁶⁸而我死哉⁶⁹ 卽命終焉⁷⁰ 然大領之妻 戀⁷¹
 於死子⁷² 同共出家⁷³ 修⁷⁴習善法⁷⁵ 信嚴禪師 无⁷⁶幸少
 縁⁷⁷ 自⁷⁸行基大德⁷⁹先命終也 大德哭詠⁸⁰ 作⁸¹歌曰⁸²
 於保乎⁸³誰止利能去止乎⁸⁴能來止⁸⁵
 母爾止伊⁸⁶比天佐岐陀智伊⁸⁷奴留⁸⁸
 夫將⁸⁹大炬⁹⁰時⁹¹ 先備⁹²蘭松⁹³ 將⁹⁴
 雨降⁹⁵時 兼

①類なし
 ②五字、国就心其姦今夫¹

③国なし

④類「無」

⑤国なし

⑥国類「怒」攷「依高野本改」

⑦類「觀」

⑧「聖也」

⑨⑩国なし

⑪国類「愛」

⑫国「日」

⑬国「飲乳」

⑭国「呼」

⑮国なし

⑯⑰国なし

⑱国「酒」

⑲国等、以下同

⑳三字、国「々帯(?)」

㉑国「還」

㉒国なし

㉓国なし

㉔国類「火」

㉕国「前」

㉖国「析」

七頁注一六。

セロにくわえて。「哺」は、名義抄・字類抄ク
クム・フクム、書院部本名義抄フフム。フフム
は古形。

八訓釈「此万多」の「此」は、草体類似から
「阿」を「比」に誤り、さらに「此」に誤った
もの。→二七頁注一。

九底本「改」は、「改」乱れるさまとも考え
られるが、国・類本「怒」に従う。攷証「怒即
怒字」という。さすれば、「改」は、あるいは
省文か。参考→「哀怒心」(一八三頁注一)。

→一八七頁注三。

二ただ約束しているには、「但」は、「唯」と
同じ。「要」は、爾雅「約也」、名義抄チギル。

三大領が妻を捨てた。すると、この妻は。

三「噫」は、名義抄ア。「呼」は、→一〇五頁
注五。「噫呼」は、→三五頁注二〇。二字で
アア・アアずれにも訓める。

四おいしい乳。(慈愛の意味がある)。「甜」は、

本縁訓釈のよかに、→三四七頁注一五。

五夫と同じように。「同」は、名義抄ヒトシ。

六運がなく、行基大徳との縁が薄くて。

七なげき募って。「詠」は、→九五頁注一二。

八鳥という、ばかな鳥が、言葉だけでは一し
よにと言ひながら、自分より先に死んでしまっ
たことだ。原文第三句「能米(ノメ)」は、「能
米(ノミ)」の誤りか。→補九。

九火が燃えるに先だって、まず腐った松を用
意する。底本「大」は、国・類本「火」に従う。

「恒」は「烘」の誤写か。「蘭松」は、香の高い
松だが、「蘭」の省文と見たい。樹脂の多い松
のことか。→補一〇。

→前もって。訓読語アラカシメに対する和文
語。

中 卷

頃、他の鳥選ニ來たりて婚ブ。今の夫に好ミ婚びて、心に就きて共に高く空
に翫り、北を指して飛び、兒を棄てて隠み不。時に先の夫の鳥、食物を哺み持
ち來たりて、見れば妻の鳥無し。時に兒を慈び抱きて臥し、食物を求め不し
て數の日を経たり。大領見て、人をして樹に登らせて其の巢を見使むるに、兒
を抱きて死す。大領見て、大きに悲しび、心に惑び、鳥の邪姪を視て、世を厭
ひ家を出で、妻子を離れ、官位を捨て、行基大徳に隨ひて、善を修し道を求む。
名を信嚴と曰ふ。但要り語りて曰はく「大徳と俱に死に、必ず當に同しく西方
に往生すべし」といふ。大領の妻も亦血沼縣主なり。大領捨つれば、終に他の
心无く、心に慎みて貞潔なり。爰に男子、病を得て命終はる時に臨みて、母に
白して言はく「母の乳を飲まば、我が命を延ぶ應し」といふ。母、子の言に隨
ひ、乳を病める子に飲ま令む。子飲みて歎きて言はく「噫呼母の甜キ乳を捨て
て我死なむか」といひて、即ち命終はる。然して大領の妻、死にし子に戀ひ、
同しく共に家を出で、善法を修し習ひき。信嚴禪師、幸无く縁少なく、行基大
徳より先に命終はりき。大徳哭き詠ヒ、歌を作りて曰はく、

鳥といふ大をそ鳥の言をの(み)共にといひて先だち去ぬる

夫れ火の(烘)え將とする時は、先づ(蘭松)を備け、雨降ら將とする時には、兼

一「雨の降る前に」石の面をぬらす。→補一。二卑しい行為を見て。本縁訓釈ノヒカルは、トヒトナルの誤り。→五五頁注四。→補二。三「大領」。四「善を行なわせる手段として、仏があらかじめ示すところの現象や行為に」。五人間を含め、諸々の生物の卑しい行為は。欲界は、欲望のある世界の意味で地獄・餓鬼・畜生・阿修羅・人間・天(六欲天)までの世界、食欲・睡眠欲・淫欲の三欲がある所。六「欲界に執着する愚人は、みにくい行為をむさぼる。」「貪」は、本縁訓釈のほか、名義抄・字類抄ムサボルとあるが、新撰字鏡に「嬌 遊逸也 不介流 太波留」とある。→五五頁注六。セけっこうなことだ。参考→一七頁注一。→補一三。へ道にそむいたみだらなことで、五戒(殺生・偷盜・邪淫・妄語・飲酒の戒)の一つとして説く惡徳。九「あだで、花やかな仮の現象。」「〇仏の教えに従って、善をつとめ行ない。」「勤修」は、→一三頁注一八。二「智慧を授かるように願う。」「惠命」は、智慧を生命にたとえたもので、壽命の意ではない。「折」は、→五七頁注八。「安養」は、梵語 Sukhavati の訳で、極楽のこと。「尅」は「剋」に同じ。「尅」は、本縁訓釈第二訓による。訓釈は、いづれにしても意識か。名義抄チキル・クハツ・キサム。「解説」は、世間の煩わしさから脱すること。三「この世を嫌う(浄土を願う)ことでは、ことに秀れた人である。」「防人に徴用された東国の男が、郷里に残した妻への慕情に堪えられず、同行した慈母を殺そうとして身を亡ぼした話。防人の実態を知る資料ともなる。蓮室藏經に収める挿話や、撰拾て

潤石坂¹ 示鳥鄙事² 領發³道心⁴ 先善方便 見苦悟道者 其斯謂之矣 欲界雜類 鄙行如⁵是 厭者背之⁶ 愚者貪之⁷ 贊曰 可哉 血沼縣主氏 瞰⁸鳥邪姪⁹ 厭¹⁰俗塵¹¹ 背¹²浮花假趣¹³ 常淨¹⁴身勤¹⁵修善¹⁶ 祈¹⁷惠命¹⁸ 心¹⁹尅²⁰安養期²¹ 解²²脫是世間²³ 異²⁴秀厭²⁵士者²⁶也

惡逆子愛²⁷妻將²⁸殺²⁹母謀現報被³⁰惡死³¹緣 第三

吉志³²火麻呂者 武藏國多麻郡鴨里人也 火麻呂之母者 早部眞昌也 聖武天皇御世 火麻呂 大伴³³ 名姓不³⁴ 筑紫前守所³⁵點 應³⁶經三年 母隨³⁷子往而 相節³⁸養 其婦者 留³⁹國守⁴⁰家 時火麻呂 離⁴¹己妻⁴²去 不⁴³昇⁴⁴妻愛⁴⁵而殺⁴⁶逆謀⁴⁷ 思⁴⁸殺⁴⁹我母⁵⁰ 遭⁵¹其喪⁵²服 免⁵³役而還 與⁵⁴妻俱居⁵⁵ 母之自性 行⁵⁶善爲⁵⁷心 子 語⁵⁸母言 東

沼⁶ 奴川 遐⁷ ヤヲフ 邇⁸ 近也 遞⁹ タカ 婚¹⁰ 都流 姦¹¹ 可恥 數¹² 此万 噫¹³ 阿 甜¹⁴ 交阿万 詠¹⁵ シノ 鄙¹⁶ 乃比加 可¹⁷ 阿古志阿 貪¹⁸ フケ 瞰¹⁹ 見 尅²⁰ 望引也 秀²¹ 勝也須久礼尔多留 又云備伊且尔多留

①「国」板
②「国」聖
③「二字、国」塵俗
④「二字、国」泛葉
⑤「二字、国」十是
⑥「類」血沼(攷「依」本条改)
⑦「二字、類」遠也(攷「意」改)
⑧攷云「疑阿字」
⑨「国」愛之
⑩底「大」とも見ゆ、下同
⑪「国」磨
⑫「国」なし
⑬「国」類「日下」(攷「依」高野本改)
⑭「七字、国」なし

伝説などにも関係があると思われる。今昔物語
二〇ノ三三に引用。→補一四。

二八 八逆の一つで、父母を殴つたり殺したりす
ることをいう。五 この世で。総目録にも「報」
がないから、底本は衍と見る。「現得悪死縁」
(七二頁一行)参照。

六 伝未詳。正倉院文書「吉志大磨。ここは
「火磨」とも読めそうだが、「火磨」の名は見当
らぬ。「火」「大」の誤りが多い。今昔「吉志
火丸」。七 今、東京都および南・北・西の各多
摩郡となる。多磨とも書く。→二〇五頁注三。

（正史の上で、この郡名の見えるのは天長十年
（統日本後紀）だから、郡名所出の点では、雷異
記の方が早い。）六 底本「早」今昔も同じは、
國・類本「日下」に従う。この混乱は→一五
頁注三。日下部の姓(姓)は連、後に宿弥になる。

九 一家の主婦、正妻の意を含んだ固有名詞。
→三五九頁注一八。「首」「負」「肩」など流用。
参考→「家室(六九頁注三)」。六 大伴なにがし
という役人に。「名姓不分明」という。このよ
うな割注様式は、ここだけである。三 崎守の
借字。防人とも。西海防備のため、東国から徴
用された壮丁。→補一五。

三 指名されて。軍防令義解「凡兵士箇点、
之次々……其点……入軍者(謂点為兵
士也)」とある。「点」は、名義抄サス。

三 三年間つとめなければならぬ。防人の任
期は、三年(軍防令。「応經三年」の訓読は、
立本寺本法華經覺治点による。→補一六。
五 軍防令によれば、家人の背同はかなり大福
に許可されていた。三 五 お互に養ひあうこと。

「節」の訓釈は、「養」に対するもの。「節」は、
「飢」「飢」の誤りか。いずれも名義抄カフ。
補一七。云妻をいとおしく思うことに堪えら

ねて石坂を潤す。鳥の鄙ナル事を示て、領、道心を發す。先善の方便に、苦を
見、道を悟るといふは、其れ斯れを謂ふなり。欲界雜類の鄙なる行是の如し。
厭ふ者は背き、愚なる者は貪ル。贊に曰はく、可シ(ク)アルカナ、血沼縣主の
氏、鳥の邪姪を瞰て、俗塵を厭ひ、浮花の假なる趣に背き、常に身を淨めて善
を勤修し、惠命を祈ひ、心に安養の期を尅み、是の世間を解脱す。土を厭ふに
異に秀レニタル者なり。

惡逆の子、妻を愛し、母を殺さ將と謀り、現に惡死を被 る緣 第三

吉志大麻呂は、武藏の國多麻の郡鴨の里の人なり。大麻呂の母は、日下部眞
首なり。聖武天皇の御世に、大麻呂、大伴に 名姓分明ならず。筑紫の前守に點さ
れて、三年を経應かりけり。母は子に隨ひて往きて、相「飢」養ヒキ。其の婦は
國に留まりて家を守る。時に大麻呂、己が妻を離れて去き、妻の愛に昇へ不し
て逆なる謀を發し、我が母を殺し、其の喪に遭ひて服し、役を免れて還り、妻
と俱に居むと思ふ。母の自性、善を行ふを心とす。子、母に語りて言はく「東

れず。「昇」は、↓五七頁注四。参考→「女愛心不得」忍(一四九頁注)。

毛悪いたくらみ。云父母の喪は一年。服喪中は服役を免除された。賦役令「凡遭父母喪、並免三年衛役」、郷里に帰ることもできたらしい。賦役令「凡工匠在役遭父母喪者、皆国司知実申役所、即給役直放還」。元↓四〇五頁注一。

一七日間にわたって。今昔「七日間」。

ニさあ、母よ、聞こうよ。イザは、人を誘う際の間投詞。イザナフの下脱とも考えられるが、その場合は訓読が変わってくる。↓補一八。

三 国・類本により補う。子は、牛のような目で、ギョロリとにらんで。「牝」は、本縁訓釈のほか、名義抄・字類抄同訓。この場合の「ニラムで」の「ム」は撥音表記。↓一八七頁注一〇。

四 ↓一五頁注二。

五 「面」は、字類抄オモテ。「瞻」は、↓二一五頁注一〇。

六 ひょっとすると、悪魔でもとりついて気が

方山中 七日奉^レ説^レ法花經^ニ有^二大會^一 率^レ母聞^レ之 母所

欺^レ念^レ將^レ聞^レ經 發^レ心洗^レ湯淨^レ身 俱^ニ至^二山中^一 以^二牛

目^ニ眈^レ母而言 汝地長跪 母 瞻^二子面^一答^レ之曰 何故然

言 若^レ汝託^レ鬼耶 子 拔^二横刀^一將^レ殺^レ母 々 卽^二子前

長跪而言 殖^レ木之志 爲^下得^二彼菓^一並^ニ隱^中其影^上 養^レ子之

志 爲^下得^二子力^一并^レ被^二子養^上 如^二特樹漏^一雨 何^レ吾子

違^レ思^ニ今在^二異心^一耶 子遂不^レ聽 時母佗僚 著^二身脫^一衣

置^ニ於^二三處^一 子前長跪 遺言而言 爲^レ我詠裏 以一衣

者我兄男 汝得^レ之也 一衣者 贈^ニ我中男^一脱^二也 一衣者

贈^ニ我弟男^一脱^二也 逆^二子步前^一將^レ殺^二母項^一之 裂^レ地而陷

母卽起前 抱^二陷子髮^一 仰^レ天哭願 吾^二子者託^レ物爲^レ事

非^二實現心^一 願^レ免^二罪脱^一 猶^レ取^二髮留^一子 々終陷也 慈

母 持^レ髮歸^レ家 爲^レ子備^二法事^一 其髮入^レ篋置^二佛像前^一

謹請^二諷誦^一矣 母慈深 深故

① 国類子以「放」依高野本補

② 国なし

③ 国「面而」

④ 二字「国何言」

⑤ 国「頭」

⑥ 三字「国爲著子服」

⑦ 延「被」

⑧ ⑨ 国「賜」

⑩ 国なし

⑪ 国「頭」

⑫ 国類之頃「放」依高野本補

⑬ 国「我」

⑭ 国「執」

⑮ 国なし

⑯ 国なし

狂ったのではないか。「若し耶一の文型の例、
↓二四九頁注一。「託鬼」は、↓二八一頁注一。

セ樹木を植える意味は、食料としてその実を得、また葉陰に隠れようと思うからである。涅槃經にある。「志」は、名義抄コロ。「並びに」は、漢文訓読語。二つの事がらを続ける接続語。また、「并せて」は、それとともにの意で、副詞。↓補九。

八、類詞にした樹から雨が漏るように。「恃」は、↓二二五頁注二。(予期に反した、頼りない気持をいう)。参考「平家物語」西国の方へ御幸行幸をも成し進らせんと支度せられたりしか共、かく打捨てさせ給ひぬれば、頼むの本に雨のたまらぬ心地ぞせられける(主上都落。↓補二〇)。

九困って。「倅」は、名義抄ワブ。「倅」は、字類抄・字鏡集ワブ。二合して訓む。

〇わたしの為に、わたしのことを思つて、(この衣をつつめ。「詠」は、↓六七頁注六。「褰」は、↓二九頁注三。

二「以」は、「以是」「以茲」「以此」と書かなくとも、コレヲモテと訓む。「そこで」という、接続詞的用法。点本に多い。

三「呪」は、説文「賜也」。名義抄タマフ・タマ物、字類抄タマハル。

三うしろ頭。新撰字鏡「字奈自(ウナジ)」、和名抄・名義抄・字類抄同訓「殺」は、名義抄ケル。

四とむらいの準備をして。↓二〇九頁注一二。五「箇」は、名義抄・字鏡集ハコ。六僧を招いて諷誦を乞ひ(追善供養をする)。「諷誦」は、経文や偈頌を声上げて読むこと。「誦」は、僧を屈請(九三頁注二)すること。

の方の山の中に、七日法花經を説き奉る大會有り。率、母よ、聞かむ」といふ。

母欺かれ經を聞か將と念ひ、心を發し、湯に洗ひ身を淨め、俱に山の中に至る。

子、牛の目を以て母を眦(ニラ)で言はく「汝、地に長跪け」といふ。母、子の面を

瞻りて答へて曰はく「何の故に公然言ふ、若し汝鬼に託へるや」といふ。子、

横刀を抜きて母を殺ら將とす。母、即ち子の前に長跪きて言はく「木を殖うる

志は、彼の菓を得、並びに其の影に隠れむが爲なり。子を養ふ志は、子の力を

得て、并せて子の養ひを被らむが爲なり。恃めし樹に雨漏るが如く、何ぞ吾が

子、思ひに違ひて今異しき心在る」といふ。子遂に聽かす。時に母倅倅(ワキ)ビテ、

身に著たる衣を脱ぎて三處に置き、子の前に長跪き、遺言して言はく「我が爲

に詠ひ裏め。以て、一つの衣は、我が兄の男、汝得よ、一つの衣は、我が中

の男に贈り呪へ、一つの衣は、我が弟の男に贈り呪へ」といふ。逆なる子歩み

前みて、母の項を殺ら將とするに、地裂けて陷ル。母即ち起ちて前み、陷る

子の髪を抱き、天を仰ぎて哭き願はくは「吾が子は物に託ひて事を爲す。實

の現し心に非ず。願はくは罪を免し呪へ」といふ。猶髪を取りて子を留むれど

も、子終に陷る。慈母、髪を持ちて家に歸り、子の爲に法事を備け、其の髪を

箇に入れて佛像の前に置き、謹みて諷誦を請く。母の慈は深し。深きが故に、

於惡逆子、垂哀愍心、爲其修善、誠知不孝罪報甚近、惡逆之罪非無、無彼報矣。

節加ヒ 毗ムニラ 率サイ 侘條二合ワ 陷ヲチ 貽給

力女捥力試縁 第四

聖武天皇御世 三野國片縣郡少川市有^②二万女^③、爲^④人

大也 名爲^⑤三野狐^⑥、是昔三野國狐爲母生人之四繼孫也 力强當^⑦三百人力、

住^⑧少川市内、恃^⑨己力、凌^⑩弊於往還商人、而取^⑪其

物、爲^⑫業、時尾張國愛智群片輪里有^⑬二万女^⑭、爲^⑮人少

也、是昔有元興寺道場法師之孫也 其間^⑯三野狐凌^⑰弊於人物、而取^⑱其

試之、蛤桶^⑲五十斛載^⑳船泊^㉑彼市也、亦儲備^㉒副^㉓納熊

葛練韃^㉔廿段、時狐來、彼蛤皆取^㉕令^㉖賣、然問之言、自

何來女、蛤主不^㉗答、亦問、不^㉘答、重四遍問^㉙、乃答之、

言、來方不^㉚知、狐念^㉛无^㉜禮、打起、依^㉝即^㉞二手待捉^㉟葛

韃以一遍打^㊱々々、韃著^㊲肉、亦取^㊳二一韃^㊴一遍打

一「哀」「愍」共に、名義抄・字類抄カナシブ。
二合して訓む。アハレビでもよい。
三親不孝の罪は、その報いがすぐに現われるし、人道に反する罪は、報いが必ず現われる。国・類本による。参考→「現報甚近」(一一一頁注「四」)。
四上・三に紹介された、美濃の狐の四代の孫と道場法師の孫との、二人の力持ちの女の勢力争い。道場法師の孫が勝ち、これも前世の善報と説く。参考→上・三・中・七。今昔物語二二ノ一七に引用。
五強力の女が、力競べを試みた話。「捥」は、新撰字鏡「以力相争也」知良久良辺(チカラクラヘ)。字鏡集同訓。本縁訓釈と対照し、この訓を「捥力」二字にあてて。

①二字、国類「无」

②国「小」下同じ
③国類「一力」

④国なし

⑤国「孫」下同じ

⑥国「乃」

⑦国なし、類郡「類」「一力」

⑧国類「捕」致「依」高野本(改)

⑨国類「解」致「依」高野本(改)

⑩国「宿」

⑪国「于時」

⑫国なし

⑬延「持」

⑭国類「熊葛」致「依」高野本補

⑮国「之」

⑯国「之」

四 岐阜県本草・稲葉両郡に分属する。今昔「方
県郡」、和名抄「美濃国 方県 加多加多（カタ
カタ）」。

五 未詳。岐阜県稲葉郡黒崎村古市場ともいう
（武田祐吉）。長良川の沿岸。

六 国・類本「一力女」に従う。
七—六九頁注一六・二二。

八 四代目の孫。

九 迫害する。「凌」の訓は、名義抄シヘタク。

「弊」は、新撰字鏡「會已奈波留（ソコナハル）」、
名義抄ソコナフ・ヤブル、字類抄ヤフル。「弊」
の本縁訓釈は、「凌」に対する訓ではないか。
あるいは、二合してシヘタクと訓むか。

〇—七一頁注四。

二 道場法師は小子であつたから、孫もちいさ
い。この細注は、↓二五七頁注一〇。

三十 斗を一斛とする。普通「石」をあてる。

三 別に準備して。「儲」は、名義抄マウク。

四 和名抄「馬鞭草 久末豆々良（クマツツラ）」
とある。これとは別の、蔓性植物か。

五 枝葉を払い、皮をむいて加工したむち。

「韃」「韃」共用。「韃」は、本縁訓釈のほ
か、新撰字鏡「夫知（ブチ）」。

六—二十本。「段」は、↓四三三頁注一三。

七 残りの韃だけを売らせる。または、他の者
に蛤を売らせた、の意。今昔の「不令売」に従
えば、女に蛤を売らせないことになる。

八 失礼な女だと思つて。「无礼」は、↓二五
九頁注三。

九 延本「持」による。「熊葛」は、国・類本に
よる。

三 韃が狐の体にめりこんで、肉がくっつく。

（女が強力な証拠）「肉」の訓は、名義抄・字類
抄シシ。

惡逆の子に哀愍の心を垂れ、其の爲に善を修す。誠に知る、不孝の罪報は甚だ
近く、惡逆の罪は彼の報无くは非ざることを。

三 力女、拵力シ試みる縁 第四

聖武天皇の御世に、三野の國片縣の郡小川の市に一の力女有り。人と爲り大
きなり。名を三野狐とす。是は、昔三野の國の狐を母として生まれし人の四繼の孫なり。
力強くして百人の力に當る。小川の市の内に住み、己が力を恃み、往還の商人
を凌ケ弊ひ、其の物を取るを業とす。時に、尾張の國愛智の郡片輪の里に、一
の力女有り。人と爲り小し。是は昔、元興寺に有りし道場法師の孫なり。其れ、三野狐が
人の物を凌け弊ひて取ると聞き、試みむと念ひ、蛤五十斛を捕り船に載せ、彼
の市に泊つ。亦儲け備へて、熊葛の練韃二十段を副へ納む。時に狐來りて、彼の
蛤を皆取りて、賣ら令む。然して問ひて言はく「何より來れる女ぞ」といふ。蛤
の主答へ不。亦問ふ。答へ不。重ねて四遍問ふ。乃ち答へて言はく「來し方を
知ら不」といふ。狐禮無しと念ひ、打たむとして起つ。依りて即ち二つの手を持
ち捉へ、熊葛の韃以て一遍打つ。打つ韃に肉著く。亦一つの韃を取りて一遍打

一 参った。わるかった。申し訳ない。「服」は、名義抄ウベ・シタカフ。「惶」は、名義抄ワナナク・オソル・カシコマル。(ここでは、それぞれ意を取って訳す。) ↓二五九頁注二七。

二 今後、この市に住んでのはならない。

三 うちひしがれてしまった。「戦」は、説文「収兵也」とあり、字鏡集ヒソム。本縁訓釈「戦」は、攷証「恐戰字」。

四 強力者は、代々あらわれて世に絶えない。

「受」は、攷証に北氏説を引き、「支字子之調、玉篇支、持也」という。

五 前世で、大力に生まれるような原因、すな

わち善行をして。参考 ↓二六一頁注三。

六 異教に迷って牛を殺した者が、悟って償いに放生をし、死後、閻羅王宮で、殺生と放生のい

ずれか多数決による裁判を受けて、蘇生し仏法を修し、その生を完うした話。冥報記下の記録

などが元になっているが、地獄の状況を語る点で、上三、中三、下九に類似する。今昔物語二〇

ノ一五に引用。↓補二。

七 外来の邪神教によるたたり。牛馬を殺して祭るのは大陸の風習。皇極紀「大旱、随村々

祝部所教、或殺牛馬祭諸社神」(元年六月)。

しかし、続紀「甲戌(十七日)、断伊勢、尾張、近江、美濃、若狭、越前、紀伊等国百姓、殺牛

用祭漢神」(延暦十年九月)。「祟」は、新撰字鏡タタルナリ、名義抄タタル。

八 大阪市東成区に属する。和名抄「摂津国東生、比牟我志奈里」。

八 所在不明。「四」は、本縁訓釈のほか、新撰

ハ所在不明。「四」は、本縁訓釈のほか、新撰

々韃¹著²肉 十段韃³隨⁴打皆著⁵肉 狐白之言 服也犯也
惶也 於是⁶ 知⁷益⁸於狐之力也 蛤主女言 自⁹今已後
在¹⁰此市¹¹不¹²得 若強住者 終打殺也 狐所¹³打¹⁴戢¹⁵ 不
住¹⁶其市¹⁷ 不¹⁸奪¹⁹人物²⁰ 彼市人惣皆悅²¹安穩²² 夫力人
受²³繼世不²⁴絶 誠知 先世殖²⁵大力因²⁶ 今得²⁷此力²⁸矣

桶²⁹ 久良 倍之 韃³⁰ チム 弊³¹ 師倍 贓³² 比曾米 受³³ 持也

依³⁴漢神崇³⁵殺³⁶牛而祭又修³⁷放生善³⁸以現得³⁹善惡
報⁴⁰緣⁴¹ 第五

攝津國東生郡撫凹村 有⁴²一富家長公⁴³ 姓名未⁴⁴詳也
聖武太上天皇之世 彼家長 依⁴⁵漢神崇⁴⁶而禱⁴⁷之 祀限⁴⁸
于七年⁴⁹ 每⁵⁰年殺⁵¹祀之以⁵²一牛⁵³ 合殺⁵⁴七頭⁵⁵ 七年祭畢⁵⁶
忽得⁵⁷重病⁵⁸ 又逕⁵⁹七年間 醫藥方療猶不⁶⁰愈 喚⁶¹集⁶²卜
者⁶³而祓⁶⁴祈禱⁶⁵ 亦彌增病 於⁶⁶茲思⁶⁷之 我得⁶⁸重病⁶⁹ 由⁷⁰
殺生業⁷¹故 自⁷²臥病年⁷³已來每⁷⁴月不⁷⁵闕 六節

⑤ 類「擲」

① 國「之」
② 國なし
③ 國類「益」
④ 國「擲」

⑥ 國「供」
⑦ 國なし

⑧ 國なし

⑨ 國なし

⑩ 國「供」

⑪ 國「易」

⑫ 國「矣」

⑬ ⑭ 國なし

⑮ 三字、國なし

⑯ 國なし

字鏡「久保无(クボム)。名義抄・字類抄同訓。一三七頁注二。

九 金持の主人さま。「家長」は、↓九七頁注一。「公」は、名義抄・字類抄キミ。敬称の対称代名詞。

二〇(異教神の祟りから遁れようとして)祈りをし。

「禱」は、本縁訓釈のほか、名義抄・字類抄・字鏡集イノル。今昔「其人神ノ祟ヲ負テ其事ヲ遁レムト祈リ祭りケル程ニ」。

二七年間を期間として、異神の祭りをして、一年毎に牛を一頭ずつ殺し、合計七頭殺してしまつた。

三 医師に掛り(医方)、薬を調合してもらい(薬方)、治療してもやはり。

三よくならない。本縁訓釈「ヤス万愛(受か)(ヤスマズ)」は、「不愈」にあてたもの。↓四二五頁注一四。「愈」は、本縁訓釈のほか、↓一〇一頁注二。

四占いや祈禱をする巫(ウラナヒ)。「卜者」は、↓二二五頁注三。

五「載」は、神に祈って、罪や災を除き去るのと。「祈禱」は、願ひ祈る。「祈」は、本縁訓釈のほか、「ネガフ」三〇七頁注一。「イノリ」(一五三頁注二)、「ウケヒ」(四三二頁注一五)など「ノミ」は上代語。↓補二。

六「いよますます」。「弥増」は、↓二六九頁注九。

七 梵語「Arund」意志・動作・言語の働きの総称。善業と悪業とある。こは後者。

八 毎月欠かさず。「関」は、名義抄・字類抄カク。

九 六斎日のことか。毎月八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・三十日の六日。この日は、殺生が禁じられている。

つ。打つ禰に肉著く。十段の禰打つに随ひて皆肉著く。狐白して言はく「服なり。犯せり。惶る」といふ。是に狐の力より益れることを知る。蛤の主の女言はく「今より已後、此の市に在ること得不得。若し強ひて住まば、終に打ち殺さむ」といふ。狐打ち毆メラエキ。其の市に住ま不、人の物を奪は不。彼の市の人惣て皆安穩を悦びき。夫れ力人は、もち繼ぎて世に絶え不。誠に知る、先の世に大力の因を殖えて、今此の力を得たることを。

漢神の崇ニ依り牛を殺して祭り、又放生の善を修して、
現に善惡の報を得る縁 第五

攝津の國の東生の郡撫凹の村に、一の富める家長の公有り。姓名未だ詳ならず。聖武太上天皇のみ世に、彼の家長、漢神の崇に依りて禱シ、祀るに七年を限りて、年毎に殺し祀るに一つの牛を以てし、合はせて七頭を殺しき。七年にして祭り畢はり、忽に重き病を得。又七年を還る間に、醫藥方療して猶愈マ不。ト者を喚び集へて、祓へ祈禱れども、亦彌増に病む。茲に思はく、我が重き病を得しは、殺生の業に由るが故に、病に臥せる年より已來月毎に関か不、六節

一心を淨め、戒律をまもって。

二生命を持つ類。「舍生」は、国・類本に従う。

三値段をかまわず、買いつて。「贖」は、↓九一頁注一。

四「訪」頭。

五「訪」頭は、本縁訓釈と見合わせ、国・類本により補う。「頭」は、↓三七一頁注二四。

五底本「十九日」は、国本「于九日」に従い、不説とする。今昔「忽二葬スル事无クシテ九日置キタレ」。(庶民の死後は、一日も早く埋葬するが原則であった) ↓補二三。

六妻子は、死体をそのままにして、約束した日を持った。「期」は、名義抄チギル。↓二〇一頁注二〇。

七生き還って語った。(以下、閻羅王宮での事件が述べられる。一八九頁「一行まで」二非人)は、天・竜・夜叉・畜生・惡鬼などの、人間の姿をしていないもので、七年間に殺された七牛(畜生)の化したものを、ここでは指す。

八「衛」は、名義抄カカム。字類抄カコム。点本カカム・カコム。↓二〇九頁注一。参考↓「衛」は、名義抄カカム。(一八九頁注六)。

九高く造った御殿。↓一九五頁注一三。

十怖い目つきでにらみつけ、追いつたてで。

「瞋」は、↓六九頁注四、「瞋」は、↓一八一頁注三。共に「ニラム」と訓む。「逼」は、↓二五頁注一。オビニカシテとも訓める。↓一九一頁注一三。

○九頁注一三。

受^二齋戒^一 修^二放生業^一 見^三他殺^二貪生之類^一 不^レ論而贖

又遣^二八方^一 買^三生物^二而放^一 迄^二七年^一 臨^二命終時^一

語^二妻子^一 曰 我死之後 十九日置之莫^レ燒 妻子置之

猶待^二期日^一 唯歷^二九日^一 還^レ蘇而語 有^二七人非人^一 牛頭

人身 我髮繫^二繩^一 捉之衛往 見之前路有^二樓閣宮^一 門

是何宮 非人 惡眼睚眦而逼之言 急往 入^二于宮門^一而

白 召之 吾自知之 閻羅王也 王問言 斯是殺^レ汝之

讎 答曰 當是 則^二膾机與^一少刀^二持出自^一 急判許 加殺

我賊^レ膾而噉之 時千萬餘人 勃然出來 解^二縛繩^一 曰

非^二此人答^一 所^レ崇鬼神爲^レ祀殺害 爰余居^レ中而 七非

人 與^二千萬餘人^一 每^レ日訴諍如^二水火^一 閻羅王判斷之

不^レ定^二是非^一 々人猶強白言 明知 是人 作^レ主^一 截^二我

四足^一 祀^レ廟乞^レ利^一 賊^レ膾食^レ肴 今如^レ切^レ倪 猶欲^二屠

啗^一 千萬餘亦白^二王

①国なし

②国類「舍」致「依」高野

本「改」

③国類訪「買」致「依」

高野本補

④国なし

⑤国類「年頭」致「依」

高野本補

⑥国「于」

⑦国「難」

⑧国類なし致「依」高野

本「削」

⑨国類問「致」依「高野

本「改」

⑩国類白

⑪国小

⑫国類白「致」依「高野

本「改」

⑬国類如「致」依「高野

本「改」

⑭国なし

⑮国「與」

⑯国「徵」

⑰国「聖」

⑱国「祈」

⑲国「賤」

⑳国類「膾」

㉑国類餘人「致」依「高

野本補」

二 梵語 Yamurā 閻魔大王のこと。(死後の冥界を支配するといふ。)

三 仇殺。名義抄「字類抄」アタ。

三 肉切り俎(ニ)。「膾」は、肉を細く薄く切つたもの。和名抄「奈万須(ナマス) 細切肉也」。

今昔「廻ト刀ヲ各具シテ」。

四 判定せよ。(動詞「判」の下に「許」がつく例は少ない。)→一八九頁注三。

三「賊」には諸説があるが、キルの訓はない。もし、「膾ニキル」とすれば、あるいは「賊」

「賊」などの字を誤ったのかも知れない。しかし、「賊」は、もとと残酷な殺し方をする時の動詞ゆえ、キルと訓む可能性はある。キルは殺すこと。「噉」は、→九五頁注二三。今昔「我等尚此人ヲ得テ膾ニ造テ食ヒテム」→補二四。

二ハ「勃然」は、本縁訓釈「忽也」による。ニハカニ(名義抄・字類抄)とも訓める。「縛」は、名義抄「ユハフ」。「繩」は、名義抄ツナ。

七→七七頁注九。

八 水と火のように、(意見が)対立している。

九「肴」として食う。本縁訓釈「肴」は、類本「肴」に従う。

三 弱者。(自分たちのことを言う)。「倪」については諸説があるが、この字自体は、「かよわいもの」「おさないもの」の意を持つ。殺された牛とも自体をさす。中国の呉地方では、この語を自称に用いるが、現代中国語だから適用できて生じたものであろう。→注一五。→補二五。

三 本縁訓釈「サカチテ」は、耳馴れないが、ワクワカツの関係から推して、サクワサカツが考えられよう。「屠」は、名義抄「裂也」。

「裂」は、名義抄サクとある。「咽」は、「噉」と同じ。

中 卷

に齋戒を受け、放生の業を修し、他の含生の類を殺すを見れば、論ぜずして贖

ひ、又八方に遣し、生物を訪ひ買ひて放つ。七年の頭に迄り、命終はる時に臨

みて、妻子に語りて曰はく「我が死なむ後に、九日置きて焼くこと莫かれ」とい

ふ。妻子置きて猶期りし日を待つ。唯九日を歴て、還り蘇めて語る。「七人の

非人有り、牛頭にして人身なり。我が髪に繩を繫け、捉へて衙み往く。見れば

前の路に樓閣の宮有り。問ふ「是は何の宮ぞ」といふ。非人、惡しき眼に睚眦

ミ逼めて言はく「急かに往け」といふ。宮の門に入りて白さく「召しつ」とま

をす。吾自ら知る、閻羅王なることを。王問ひて言はく「斯は是れ汝を殺しし

讎か」といふ。答へて白さく「當に是れなり」とまをす。則ち膾(ナマス)と小刀とを持ち出でて白さく「急かに判許せよ。我を殺ししが如く、膾に賊りて噉はむ」とまをす。時に千萬餘人、勃然に出で來、縛繩を解きて曰はく「此の人の咎に非ず。崇れる鬼神を祀らむが爲に殺害せるなり」といふ。爰に余を中に居きて、七の非人と千萬餘人と、日毎に訴へ諍ふこと、水と火との如し。閻羅王判斷して、是非を定め不。非人猶強ひて白して言はく「明かに知る、是の人、主と作り我が四足を截りて、廟に祀り利を乞ひ、膾に賊りて肴ニ食ひしを。今倪を切りしが如くに、猶屠チテ咽はむと欲ふ」とまをす。千萬餘人も亦王

「くわしく。『委曲』は、本縁訓釈のほか、
「委」「曲」共に、名義抄ツマヒラカニ・ツパヒ
ラカニ。

二こは、二通りに考えられる。訓読文のよ
うに取れば、⑦真理は証人の多い方につくもの
であることと考ええられ。説教本「理一ツキテ
ワカチ給へ」。これを王自らの考えと見ると、
④王は証人の多い方につくべきだと考えて、と
なる。この場合は『』が変わること勿論であ
る。なお、「惟」は、名義抄・字類抄オモフ。
「思」二合して訓む。

三一八七頁注一四。

四舌なめずりをし唾をのみ、膾を切るまねを
し、肉をたべるまねをする。(食べられないこ
とを残念がるしぐさ)。「穴」は、「肉」と同じ。
字類抄シシ。参考→「肉団」(三六九頁注一三)。
五口惜しがる。名義抄同訓。→九五頁注一三。
六「衛」は、一八七頁注八、「衛繞」は、
二二九頁注一七。

七一六五頁注二一。

八一六五頁注一四。

九一五頁注一一。

曰 我等委曲知^レ非^二此人^一答^二識^二鬼神^一答^二王自思惟
理就^レ多^レ證^二經二八日^一已 其夕告詔 參^二向明日^一奉
詔而罷 九日集會 閻羅王即告之言 大分理判 由^二多
數證^一故 就^二多^レ數^一 判許已訖 七牛聞之 嘗^二舌飲^一唾
切^レ膾爲^レ效^二嗽^一穴爲^レ效^二慷慨^一捧力而建 各言 不^レ報
怨哉 我當^レ不^レ忘 獨^二後報^一之 千萬餘人 衛^二繞^一於我左
右前後 自^二王宮^一出 乘^二舉^一而荷 擎^レ幡而導 讚嘆以送
長跪禮拜 彼衆人皆作^二一色容^一 爰吾問曰 仁者誰人
若我等是汝買放生 不^レ忘^二彼恩^一故 今報耳 自^二閻羅
闕^一還甦 增發^二誓願^一 從^レ此已後 效^レ不^レ祀^二神^一 歸^二信
三寶^一 己家立^レ幢成^レ寺 安^レ佛修^レ法放生 從^レ此已後
號曰^二那天堂^一矣 終无^レ病春秋九十餘歲而死也 如^二鼻李^一
那經說^二迦留陀夷 昔作^二天祀主^一 由^レ殺^二一羊^一 今雖
作^二羅漢^一 而後 得^二怨報^一於婆羅門之妻^二所殺^一云々
如^二最

①國「非々」
②國「誠」

③國なし

④國「衆」

⑤類「刀、國、力而捧力」

⑥國類「猶」(攷「依高野
本」改)

⑦國類「舉」攷「依高野
本」改

⑧國「可」

⑨國「益」類「答」攷「依
今昔物語」改

⑩國「王」

⑪二字、國類「奈耶」(攷
「依高野本」改)

三 大勢の者は、みな一様の姿をしてゐる。

二 あなた。→三九九頁注二。

三 底本「若」は、類本「答」による。この答えて、閼羅王宮での事件の話は終わる。

三「閼羅王庁」と同じ。「閼」は、→一九五頁注一〇。「麤」は、→一八五頁注一四。

四「増」は、性霊集治承点マスマス。「誓願」は、→八九頁注一。

五 自分勝手に漢神を祭らず、もっぱら仏教に帰依信仰した。(邪教をやめて、正しい仏教に付いたこと)。「効(效)」は、名義抄ホシイママ。原形ホシキママでもよい。「帰(信)三宝」は、→四九頁注二。

六「立幃」は、寺のあるしるし。「立幃成(寺)」は、参考→「法幢高堅」(二六二頁注一一)。「安」は、→一五七頁注六。

七「那天」は「撫凹村」の「撫」である。攷証「前田氏曰、天ノ下、疑脱凹字」といふ。地名を用いた寺院名には、「鶴田里造堂」今号曰「鶴田堂」(二八九頁注一六)がある。今昔「那天宮」これは「あのだん宮に遊んだ人の建てた堂」といふ(古典文学大系二五)。

八 鼻奈耶戒因縁經(鳩摩羅仏提・竺仏念共訳)の第九卷。→補二六。

九 Kāshyapī 仏弟子の一人。仏の故国、迦羅城の出身で、婆羅門族の一人。

一〇 司祭者。すなわち、婆羅門教の祭祀を行ない、羊を犠牲として神に供えたことにより。

一一 梵語 *śrāddha* の音訳、阿羅漢の略。仏道を修行し、世人から供養を受ける地位に達した者。

一二「羅漢果」(三七一頁注二二)・「阿羅漢果」(三七二頁注二)。

中 卷

に白して曰はく『我等委曲ク此の人の咎に非ざることを知り、鬼神の咎なることを識る。王自ら思惟ひたまへ。理は證多きに就くことを』とまをす。八日を経已はりて、其の夕告げ詔りたまはく『明日参る向かへ』とのたまふ。詔を奉りて罷り、九日集ひ會ふ。閼羅王即ち告げて言はく『大分の理判は、多數の證に由るが故に、多數に就く』といふ。判許已に訖はる。七牛聞きて、舌を嘗り唾を飲み、膾を切る效ヲ爲し、穴を嗽ふ效を爲し、慷慨ミテ刀を捧げて建て、各言はく『怨を報いならむや。我忘れざる當し。猶後に報いむ』といふ。千萬餘人、我が左右前後を衛み繞りて、王宮より出で、擧に乘せて荷ひ、幡を擎げて導き、讚嘆して送り、長跪きて禮拜す。彼の衆人皆一色の容を作す。爰に吾問ひて曰はく『仁者は誰人ぞ』といふ。答ふらく『我等は是れ汝が買ひて放生せるもの、彼の恩を忘れざるが故に、今報ずるのみ』といひつ。といふ。閼羅の闕より還り麤き、増誓願を發す。此れより已後、效に神を祀ら不、三寶に歸信し、己が家に幃を立てて寺と成し、佛を安き、法を修し、放生す。此れより已後、號けて那天堂と曰ふ。終に病无くして春秋九十餘歳にして死にき。鼻奈耶經に説くが如く「迦留陀夷、昔天祀主と作り、一つの羊を殺ししに由り、今羅漢と作ると雖も、後、怨報を婆羅門の妻に得て殺さる云々」といへり。最

へともにマラヤ・東インドなどに産する喬木の熱帯樹。材質堅く、光沢、香氣があつて、仏像・経函・厨子などに用いる。

九 銭千文を一貫とする。

○指物師。名義抄「工」「巧」共に、タクミ。

二合して訓む。和名抄「工匠」と名太久美(タクミ)。

三 宝絵「細工ヲヤトヒテ」。

二「規」は、名義抄・字類抄ハカル。

三(写経させた施主は、大衆残念がつて。「檀越」は、一八九頁注一)。

三また探しだすあてもないので。「訪」は、一八七頁注四。

四 經典に説かれたように供養をする。

五「屈請衆僧」は、一三七五頁注六。三宝絵「心ヲイタシテ願ヲオコシテアマトノ僧ヲ請ジテ」。

六 二十一日間、仏前に罪過を懺悔して。「三七日」は、次の「二七日」と同じ用法。「悔過」は、一〇九頁注一五。今昔「三七日ノ間此ノ失錯ヲ悔テ」。

七も少しのところで、入れることができない。

「垂」は、名義抄トホト。三宝絵「経ナホイラネドハコ少シノビタリ」。

八身心を浄めて。上の「増」は、一八九頁注一四。

九「奇」「異」共に、字類抄アヤシ。二合して訓む。メツラシと訓める。一七九頁注六。

一〇 お経が短くなったのか、函が大きくなったか、どうなんだろう。ここは、法華驗記に従い、攷証「函下衍若字、延下衍函字」とあるに従う。

三もとの法華経を、(写経生から)受けて、写経と平等に量つてみたが。「清」は、類本「請」に従う。

勝王經に説くが如し。一流水長者、十千の魚を放ち、魚、天上に生まれ、四十千の珠を以て、現に流水長者に報ず」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

誠の心を至して法華經を寫し奉り、驗有りて異事を示す

緣 第六

聖武天皇の御代に、山背の國相樂の郡に、發願の人有り。姓名未だ詳ならず。四恩を報いむが爲に、法花經を寫し奉り、大乘を納れむが爲に使を四方に遣し、白檀紫檀を求む。乃ち諸樂の京に得、錢百貫を以て買ひ、工巧の人を喚び、規りて函を造ら令めて、經を納れ奉るに、經は長く函は短く、經を納るること得ず。檀越大きに悔い、又訪ふに由无きが故に、誓願を發し、經に依りて法を作し、衆僧を屈請し、三七日を限りて悔過し、哭きて曰はく「亦木を得令めよ」といふ。二七日を歴て、經を請けて試みに納るるに、函自から少しく延び、垂納ること得ず。檀越増精進を加へて悔過し、三七日を歴て納るれば、乃ち納ること得たり。是に奇異しび疑ひ思はく、若しは經の短くなれるか、若しは函の延びたるかとおもふ。即ち本經を請け、新經と均しく量るに、

「一」やはりどちらも同じで、違いはなかった。
 「伴」は、説文「齊等也」。名義抄・字類抄ヒトシ。
 「二」大乗經典(法華經)が、不思議な力を示し、願主の信心の深さをためしめたことを。

◇智をほこる智光法師が、行基菩薩を誹った口禍で、死後地獄の責め苦を体験。蘇生後、懺悔して、行基に帰依し、その遷化の後を追った話。智光と行基の系譜、智光が行基を誹り病歿したこと、地獄の業苦をなめて蘇生すること、懺悔と修道の、以上四段からなる。参考→三宝絵詞中三・法華驗記上二・扶桑略記聖武天皇(天平十七年)の余・今昔物語一ノ一。そのほか、本朝高僧伝・日本往生極樂記参照。→補二九。

三姿を変えて、この世にある、尊い人。(ここでは、行基菩薩のこと)。本文「内密菩薩儀」外現声聞形(注一九)とあるのに照応する。三宝絵は、文珠菩薩の変化と述べる。「誹」は、名義抄・字類抄ソシル。「妬」は、↓一〇五頁注三。僧智光。三輪宗の高僧。元興寺の智蔵に師事し、浄土曼陀羅を圖し、極樂坊を建てて安置する。寂年未詳。大阪府南河内郡に属する。和名抄「河内国 安須加倍(アスカベ)」。大駒谷村和名抄「安宿郡加美郷」にあった(地名辞書)という。今昔「相田寺」セ書紀「次田。天武紀「夏四月己亥朔庚子。次田倉人。賜姓曰連(十年)。へ上が氏、村主が姓で、朝鮮系の帰化人。新撰姓氏錄「河内国」の「蕃別」に「陳思王植之後也」。→二三三頁注八。九郡名と同じの氏、姓氏錄「河内国」の「蕃別」に、「百濟国主比有王男現假王之後也。→一〇七七頁注七。王孟蘭盆經(一卷)。鐵鬼道に墮ちた亡者を慰める孟蘭盆会の起源を説いたもの。

三上記の結論の注釈書。「学生」は、→一〇三

之 猶伴不_レ失 誠知 示_二於大乘不思議力_一 試_二于願主至深信心_一 更不_レ可_レ疑也

智者誹_二妬變化聖人_一而現至_二閻羅闕_一受_二地獄苦_一緣
第七

釋智光者 河内國人 其安宿郡鋤田寺之沙門也 俗姓

鋤田速 後改_二姓上村主_一也 母氏飛鳥 天年聰明 智惠第

一 製_二孟蘭盆大般若心般若等經疏_一 爲_二諸學生_一 讀_二

傳佛教_一 時有_二沙彌行基_一 俗姓越史也 越後國頸城郡

人也 母和泉國大島郡人 蜂田藥師也 捨_レ俗離_レ欲 弘

法化_レ迷 器宇聰敏 自然生知 内密菩薩儀_一 外現_二

聲聞形_一 聖武天皇 感_二於威德_一故 重信之 時人欽貴

美稱_二菩薩_一 以_二天平十六年甲申冬十一月_一 任_二大僧正_一

於_レ是智光法師 發_二嫉妬之心_一 而非之曰 吾是智人

行基是沙彌 何故天皇 不_レ齒_二吾智_一 唯譽_二沙彌_一而用

焉 恨_レ時 罷_二鋤田寺_一

①国、本文なし。題目の下に「上同故略之」と注す
 ②類「連」改「意改」
 ③類「連」改「意改」

貢注八。三越が氏、史が姓(名)、高志と記す。統紀「十二月乙酉、和泉國人、外從五位下高志統登若子麻呂等五十三人賜姓高志連」(天平神護二年)。王仁の子孫。四新潟県、東、中、西の各領域郡に分属する。和名抄「越後國頸城久比岐(クヒキ)」。統紀「二月丁酉、大僧正行基和尚遷化、和尚業師寺僧、俗姓高志氏、和泉國人也」(天平勝宝元年)。三宝絵・往生極樂記なども、和泉の國の人とする。五今の大阪府泉北郡に属する。六姓氏録「和泉國諸蕃、蜂田業師出、自其王孫權王也」。蜂田が氏、「業師」が姓。七迷っている衆生を指導する。八人々が賢く、自然と生まれながらに才智がある。「器宇」は、人があることであるから、ヒトナリという訓をあて、「聡敏」は二合でサトシと訓む。「自然」は、名義抄オノヅカラ。「生知」は、一三貢注二。「器宇聡敏」に對して、「自然生知」を音読してもよい。九修行の上では菩薩の位を得ているが、外形は、それより低い修行僧の姿であった。法華經五百弟子授記品「内秘菩薩行、外現是声聞」による。三「欽」は、名義抄・字類抄ツツシム。音読してもよい。参考「欽敬」(九一貢注一)。「欽仰」(四九貢注一)三。菩提薩埵の略。仏に次ぐ位。「稱」は、名義抄イフ。(行基は、生前に菩薩と呼ばれた。)統紀「時人号曰行基菩薩」(天平勝宝元年二月)。

三統紀「正月己卯廿一日詔以行基法師爲大僧正」天平十七年の年月日と異なる。大僧正は僧位の最上級で、日本で は行基が初めて。三「嫉妬」は、ここでは名詞形に訓む。一七三貢注二。「非」は、「誹」の省文。名義抄・字類抄ソシル。四わたしの智慧を認めないで。「齒」は、名義抄・字類抄ツラナル・ヨハヒ。

猶伸(のび)しくして失た(な)ふなりき。誠に知る、大乘不思議の力を示し、願主至深の信心を試みたることを。更に疑ふ可からず。

智者、變化の聖人を誹り妬みて、現に閻羅の闕に至り、
地獄の苦を受くる緣 第七

釋智光(しやくくわう)は、河内の國の人、其の安宿の郡鋤田寺の沙門なり。俗姓は鋤田連(すきたのむらじ)。後に姓を上村主と改む。母の氏は飛鳥部造なり。天年聰明にして、智惠第一なり。孟蘭盆(もちのぼん)、大般若(だいはんにや)、心般若等の經の疏を製り、諸の學生の爲に、佛教を讀み傳ふ。時に沙彌行基有り。俗姓は越史なり。越後の國頸城の郡の人なり。母は和泉の國大鳥の郡の人、蜂田業師(はちのうし)なり。俗を捨て欲を離れ、法を弘め迷を化す。器宇(きうぶ)聰敏(そうびん)くして、自然生知(じぜんせいし)。内に菩薩の儀を密にし、外に聲聞の形を現はす。聖武天皇、威徳に感ずるが故に、重みし信く。時の人欽み貴び、美めて菩薩と稱ふ。天平十六年甲申の冬十一月を以て、大僧正に任ず。是に智光法師、嫉妬の心を發して、非りて曰はく「吾は是れ智人、行基は是れ沙彌、何の故にか天皇、吾が智を齒へ不、唯沙彌を譽めて用ゐたまふ」といふ。時を恨み、鋤

名義抄カソフ。ヨハヒは「節」の省文。数にはいるの意である。三宝絵「ナニヨリテカオホヤケ彼ヲバタフトビ我ヲバステ給リ」。

一退いて。→八七頁注四。

ニすぐさま、下痢の病にかかり。「條」は、「條」の正字。「條」は、→五五頁注一九。

参考→「條條」(二九五頁注一八)・「條忽」(三四三頁注二)。「痢」は、和名抄クソヒリノヤマヒを援用してもよい。

三→二二頁注三。

四底本「九日一日」の「一日」は衍か。「九日間」の誤りとする説(板橋倫行)もある。

五智光の弟子の学生。→一九三頁注一二。

六あちこちに用事があつて。「東西」は、→一九九頁注一九。「縁」は、→七七頁注一五。

七てきとあゝ、いゝ、いゝの供養をしたはじ。→供養

而住 條得_レ痢病_一 經_二一月許_一 臨_二命終時_一 誠_二弟子_一
 曰 我死莫_レ燒 九日一日置而待 學生問_レ我 答之應_レ
 曰 有_レ縁_二東西_一 而留供養 慎勿_レ知他 弟子受_レ教
 閉_二師室戸_一 不_レ令_レ知_レ他 而竊涕泣 晝夜護_レ闕 唯
 待_二期日_一 學生問求 如_二遺言_一 答 留供養也 時閻羅王
 使_二二人_一 來召_二於光師_一 向_レ西而往 見之前路有_二金樓
 閣_一 問 是何宮 答曰 於_二葦原國_一 名聞智者 何故不_レ
 知 當_レ知 行基菩薩將_二來生_一之宮 其門左右 立_二二
 神人_一 身著_二鉀鍬_一 額著_二緋纓_一 使長跪白之曰 召也
 問曰 是有_二於豐葦原水穗國_一 所謂智光法師矣 智光
 答曰 唯然 卽指_二北方_一 曰 從_二此道_一 將往 制_レ使步前
 不_レ見大 非_二日光_一 甚熱之氣 當_レ身炙_レ面 雖_二極熱
 惱_一 而心欲_二近就_一 問 何是熱 答 爲_レ煎_レ汝地獄熱
 氣 往前極熱鐵柱立之 使曰 抱_レ柱 光就

①類「副」(攷意改)

②類「火」(攷意改)

は、一三二頁注二五。

へ、一四三頁注九。

九こつそり、しのび泣きをして、智光の死を悼む。「竊」は、名義抄ヒソカニ、字類抄ヒソカナリ。「涕」「泣」は、それぞれ名義抄ナク、一七九頁注三。

一〇昼も夜も、寺の門をまもつて。「闕」は、一四四頁注七。ただし、「闕」の誤り(改証)、闕の誤り(板橋とする説がある)。

二一七八七頁注六。

三以下、智光の見聞譚だが、智光を第三者として叙す。光師は、智光法師。光または師ともある。

三行くてに、金色の、高いご殿がある。「樓閣」は、一八七頁注九。

四日本中有名な「葦原国」は、豊葦原水穗国とも。(日本の風土を誤えた別号)。

五下級神職の名。神主などの下にあつて、神社の雑事に奉仕する。

六甲冑に身を固める。「鉀」は、一三四一頁注五。「鉀」と二合してヨロビ。

七(ひたひたに)赤い布の鉢巻を巻いて。(黄泉国の番人の風俗)一四五頁注一・一二。

八一五頁注一二。

九世に言うところの。一六七頁注一二。

一〇即答のことば。「はい」「そうだ」にあたる。一四三九頁注一六。

一一「炙」は、新撰字鏡「足阿夫留(アブル)」和名抄「阿布利毛乃(アブリモノ)」、名義抄「字類抄アブル・アブリモノ」。

三苦しいけれども、心ではそれに近づきたく思う意。ニルでもよい。「煎」は、名義抄イル・ニル。

中 巻

田寺に罷りて住む。儘に痢病を得、一月許を経て、命終はる時に臨みて、弟子

に誡めて曰はく「我死なば、焼くこと莫かれ。九日置きて待て。學生我を問はば、

答へ曰ふ應し。東西に縁有りといひ、留めて供養せよ。慎、他に知らずること

勿かれ」といふ。弟子教を受け、師の室の戸を閉ぢて、他に知らず令めずして、

竊に涕泣き、晝夜闕を護りて、唯期りし日を待つ。學生問ひ求むれば、遺言の如

く答へて、留めて供養す。時に閻羅王の使二人、來て光師を召す。西に向かひ

て往き、見れば前路に金の樓閣有り。問ふ「是は何の宮ぞ」といふ。答へて曰

はく「葦原の國に名に聞えたる智者、何の故にか知らざる。當に知るべし、行

基菩薩來り生まれ將とする宮なり」といふ。其の門の左右に、二の神人立ち、

身に鉀鎧を著、額に緋の纒を著けたり。使長跪きて白して曰はく「召しつ」と

いふ。問ひて曰はく「是は豊葦原の水穗の國に有る。所謂智光法師か」といふ。

智光答へて白さく「唯然り」といふ。即ち北の方を指して曰はく「此の道より

將往け」といふ。使に副ひて歩む前に、火を見不、日の光に非ずして、甚だ

熱き氣、身に當り面を炙る。極めて熱く悩むと雖も、心に近就かむと欲ふ。問

ふ「何ぞ是く熱き」といふ。答ふ「汝を煎らむが爲の地獄の熱氣なり」といふ。

往く前に極めて熱き鐵の柱立てり。使の曰はく「柱を抱け」といふ。光、就き

一肉が融け爛れて、ただ骨骸だけが残った。
 「銷」は、名義抄・字類抄トク。「殞」は、名義抄・字類抄クサリ。(骨が銷狀に連なっているさまを言う。)
 「存」は、名義抄ノコル。参考→「脾肉爛銷其骨殞在」(二〇九頁注三三)。
 「弊」は、名義抄・字類抄ヤブル。「箒」は、和名抄「波々岐(ハハキ)」、名義抄・字類抄ハハキ。

抱^レ柱 肉皆銷爛 唯骨殞存 歷之三日 使以^二弊箒^一撫^二於其柱^一而言^二活々^一 如^レ故身生 又指^レ北將往 倍^二勝於先^一熱銅柱立 極熱之柱 而所^レ引¹惡 猶就欲^レ抱 言抱之 即就抱之 身皆爛銷 逕之三日 如^レ先撫^レ柱而言^二活々^一 如故更生 又指^レ北而往 甚熱火氣 如^二雲霞^一而從^レ空飛鳥 當^二於熱氣^一而落煎之間 是何處 答 爲^二師煎熬^一何鼻地獄 卽至 執^レ師燒入燒煎 唯聞^二打^レ鍾音^一時 冷乃憩 逕之三日 叩^二地獄邊^一 而言^二活々^一 如^レ本復生 更將還來 至^二金字門^一 如^レ先白言 將還來之 在^二于宮門^一二人告言 召^レ師因緣 有^二葦原國^一誹^二謗^一行基菩薩^一 爲^レ滅^二其罪^一故 請召耳 彼菩薩化^二葦原國^一已將^レ生^二此宮^一 今垂^レ來時故 待候也 慎黃龍¹火物莫^レ食 今者忽還 與^レ使俱向^レ東還來 卽見之 頃¹准逕^二九日^一 蘇喚^二弟子^一 弟子聞^レ音 集會哭

①類「川」(攷「恐誤字」)

②類「阿」(攷「意改」)

③攷補訂云「金宮門、原作「字、今依「扶桑略記」改」

④底「大」とも見ゆ、類「大」(攷「恐火字」)
 ⑤類「項」(攷「恐頃字」)とするが「項」は「頃」の異体とみる

二「倍」「勝」は、名義抄・字類抄マサル。二合して訓む。→四二九頁注一。参考→「抱甚熱之銅柱而立」(四三三頁注一)。

三「熬」は、新撰字鏡「伊留(イル)」、名義抄・字類抄イル。煎一と二合して訓む。

四梵語 Avidi. 無間地獄とも。八大熱地獄の一つ。五逆(一二二頁注四)・誦法(二二)は、行基の仏法を誦っている(この罪を犯した者のおちいるところ。諸地獄の中で、いちばん苦しいところである)。

七供養の鐘の音が地獄に伝わってくる時は。

「鐘」は「鐘」と通用、説文「鐘、假借為鐘」。

八地獄の熱さが冷めて、苦痛がおさまる。

「冷」は、名義抄サム。「憩」は、→一二〇頁訓釈。

九使者が叩く。

一〇あなたをこの地獄へ呼んだ原因は。

一一「誦法」は、→一九九頁注四。

三行基がやってこようとする時なので、待ちうけているのだ。「垂」は、名義抄セムトス・トス。→一二九頁注八。「候」は、→一三〇五頁注一五。

三黄泉国で煮焚きた物を食べるな。(これをたべると、黄泉国の者になって、再び現世にもどれない)と信じられていた。古事記「黄泉戸喫(神代)、書紀「浪泉之甕(神代)、書紀訓注「嘗母都俳遇比(ヨモツヘゲヒ)」とある。

「慎」は、→一九五頁注八。→補三〇。

四「頃」は、→五五頁注二〇。底本「准」は、

「唯」の誤り。

五熱鉄柱を抱いて三日、熱銅柱を抱いて三日、

阿鼻地獄に三日、計九日いたわけである。

て柱を抱けば、肉皆銷に爛れ、唯骨環のみ存れり。歷る(二)三日、使、弊れたる箒を以て、其の柱を撫でて「活きよ活きよ」と言へば、故の如く身生く。又北を指して將往くに、先に倍勝りて熱き銅の柱立てり。極めて熱き柱にして、惡に引かれ、猶就きて抱かむと欲ふ。言はく「抱け」といふ。即ち就きて抱けば、身皆爛れ銷く。逕ること三日、先の如く柱を撫でて「活きよ活きよ」と言へば、故の如く更に生く。又北を指して往く。甚だ熱き火の氣、雲霞の如くして、空より飛ぶ鳥、熱き氣に當りて落ち煎る。問ふ「是は何の處ぞ」といふ。答ふ「師を煎熬むが爲の阿鼻地獄なり」といふ。即ち至れば、師を執へて焼き入れ焼き煎る。唯鍾を打つ音を聞く時は、冷めて乃ち憩ふ。逕ること三日、地獄の邊を叩きて「活きよ活きよ」と言へば、本の如く復生く。更に將て還り來り、金の宮の門に至り、先の如く白して言はく「將て還り來つ」といふ。宮門に在る二人告げて言はく「師を召す因縁は、葦原の國に有りて行基菩薩を誦誘る。其の罪を滅さむが爲の故に、請け召すのみ。彼の菩薩は葦原の國を化し已はりて、此の宮に生まれ將とす。今來ら垂とする時の故に、待ち候ふなり。慎、黄電火物を莫食ひそ。今は忽に還れ」といふ。使と俱に東に向かひて還り來り、即ち見れば、頃(唯)九日を逕たり。蘇めて弟子を喚ぶ。弟子音を聞き、集ひ會ひ、哭き

一行基菩薩に会つて、嫉妬心を燃やしたことを告白しようとする。「誹妬」は、↓一九三頁注二三。「拳」は、地藏十輪經元慶点オコス。二「椅」は、↓二五五頁注一一。「江」は、金剛般若經讀述嘉祥点カハ。「船津」は、船着き場。

三次第に落着いて。「漸」は、名義抄・字類抄による。古訓点「徐 ヤウヤク・ヤヤク」など。重種本神樂歌「哉久哉久ヤクヤク」。

四神通力で。超人的な力で。

五親愛の情を顔にあらわして。三宝絵「ホホエミテ云、法華驗記「含咲」。

六どうして、今までお目にかかれなかったのか。「面」は、名義抄・字類抄マノアタリ。

「奉」は、↓一九三頁注二七。「罕」は、↓五五頁注一。三宝絵「ナニ、ヨリテカ目ヲミアハスル事カタクオボユル」。

七自己の犯した罪をかくさずにあらわし、悔いて許しを乞うて。

八次のように言った。

九智光はもととも、久しい間、徳を修めた偉い僧である。

喜 智光大歎 向_二弟子_一 具述_二閻羅狀_一 大懼念 言_下
向_二於大德_一 舉_中誹妬心_上 時行基菩薩 有_二難波_一 令_二渡_一
椅堀_レ江造_二船津_一 光身漸息 往_二菩薩所_一 菩薩見之
即以_二神通_一 知_二光所_一 念 含_二嘆愛_一 言 何罕_二面奉_一 光發
露懺悔曰 智光於_二菩薩所_一 致_二誹妬心_一 而作_二是言_一
光者古德大僧 加以智光生 行基沙彌者 淺識之人 不
受_二具戒_一 何故天皇 唯譽_二行基_一 捨_二智光_一 也 由_二口業_一
罪_一 閻羅王 召_レ我今抱_二於鐵銅柱_一 經_二之九日_一 償_二誹
謗罪_一 恐_レ至_二餘罪_一 於後生世_一 是以慙愧發露 當願免
罪 行基大德 和_レ顏嘿然 亦更白 見_二大德生處_一
以_二黃金_一 造_レ宮 行基聞之言 歡矣 貴哉 誠知 口傷
身之災門 舌剪_レ善之銛鉞 所以不思議光菩薩經云 饒
財菩薩 說_二賢天菩薩過_一 故 九十一却⁵ 常墮_二姪女腹中_一
生々已葉之 爲_二狐狼_一 所_レ食 其斯謂之矣 從_レ此已來
智光法師 信_二行基菩薩_一

①類なし

②致「恐誤字」

③類「令」改「意改」
④類「逕」改「原徑、意改」⑤類「劫」改「依古述記改」
⑥類「棄」改「依古述記改」

二〇「そればかりでなく、「加以」は、名義抄・字類抄・訓点資料シカノミナラズ。底本「智光生」は、前後の文脈から、「生」の下一「知」の脱と見る。→一九三頁注一八。

二「具戒」は具足戒の略。成人僧として守るべき具足戒を師から受けていない。(これを受けなにかぎり、正式の僧にはなれない。行基が、沙弥(秘度)である理由でもある。)→四四一頁注三。

三「業」は、行為・造作・所作の意。その業を身・口・意の三つにわけけるが、ここは、口で謗ったために罪をうけたことをいう。

三「誹謗」は、音読か。あるいはソシルの名詞形で訓む。→一九九頁注四。

四「残った罪が、死後にわざわざいを与えることを恐れて。」「後生」は、→三八五頁注一九。

五「自分の恥を、さらけだし告白する。」「慙」は、集韻「或書作慙。」「慙慙」と同じ。→五五頁注一九。参考→「愧天慙人」(一六三頁注一〇)。「發露」は、→注七。

六「当」の用法は、→八一頁注一。

七「口禍を戒めることは。」「補三」。

八「鉗」は、→八七頁注一。「鉗」は、→一三七頁注六。

九「所以」云は、→二二頁注二。不思議光菩薩所説經一卷(鳩摩羅什訳)。本文は、梵網經古迹記(新羅太賢著)巻下の「談他過失戒第六」に摘記(大正大藏四〇七〇六頁中参照)。→補三二。

三「劫」は、類本による。梵語 *kalpa* の音訳の略。きわめて長い時間のことをいう。大智度論卷五、俱舍論卷十二に、芥子劫・盤石劫、そのほかの説がある。

喜ぶ。智光大きに歎き、弟子に向かひて、具に閻羅の狀を述べ、大きに懼り念ひて、大徳に向かひて誹り妬む心を擧せしことを言はむとす。時に行基菩薩、難波に有りて、椅を渡し、江を堀り、船津を造ら令む。光が身漸く息まりて、菩薩の所に往く。菩薩見て、即ち神通を以て光が念ふ所を知り、嘆愛を含みて言はく「何ぞ面奉ること罕かりし」といふ。光、發露懺悔して曰はく「智光、菩薩の所に、誹り妬む心を致して、是の言を作せり、『光は古徳の大僧、加以智光(生)知)る。行基沙彌は淺識の人にして、具戒を受け不。何の故にか天皇、唯行基を譽めて智光を捨てたまふ』といひき。口業の罪に由りて、閻羅王、我を召して鐵銅の柱を抱か令む。經ること九日、誹謗の罪を償ふ。餘罪の後生の世に至らむことを恐り、是を以て慙愧發露す。當に願はくは罪を免れむことを」といふ。行基大徳、顔を和げて嘿然り。亦更に白さく「大徳の生まれむ處を見しに、黄金を以て宮を造れり」とまをす。行基聞きて言はく「歡はし、貴きかな」といふ。誠に知る、口は身を傷ふ災の門、舌は善を剪る鉗き鉗なることを。所以に不思議光菩薩經に云はく「饒財菩薩は、賢天菩薩の過ちを説くが故に、九十劫、常に姪女の腹中に墮ちて生まれ、生まれ已はれば棄てられて、狐狼の爲に食はる」といふは、其れ斯れを謂ふなり。此れより已來、智光法師、行基菩薩

一臨終の時をとり、日本国土とのつながりが尽きて。

二統紀「天平勝宝元年(天平二十一年)二月丁酉(二日)大僧正基和尚遷下」。記録と合う。

三法師の姿を生駒山に捨てた。(長逝したと。寂年八十二歳。墓所は、奈良県生駒郡(旧平群郡)生駒町有里の竹林寺(鶴林寺、旧名生駒寺)にある。→注二四。

四慈悲深い(行基の)靈魂は、智光の見て来た閻羅府の金色の宮殿に選った。

五光仁天皇。

六秀れた智慧が、日本の国土からぬけ出て、非凡な魂は、未知の世界に選ってしまった。

(智光の遷化を言う。没年未詳。)(「蛻」は、和名抄・名義抄・字類抄モスク。

◇放生の功德によって、身を護ることができた女性の話。動物報恩譚。三宝絵詞中一三に引用。中三と類似。→補三三。

セカニとカエルの命を、なんらかのつぐない(多くは金品による)をすることによって、救う。

「蟹」は、↓九一頁注一。「蟹」は、本草和名・和名抄・名義抄・字類抄カニ。「蝦」は、法華義疏長保点カヘル。

ハ置染が氏、臣が姓(姓)、鯛女が名。三宝絵經智院本「置染郡巨鯛女」下三字にオホタイニヨと傍訓、前本「鯛姫」。

九登美寺。大和国添下郡島見荘にあった隆福尼院という。今、奈良県生駒郡富雄村。厳密に

明知_ニ聖人_一 然菩薩 感_レ機盡_レ緣 以_ニ天平廿一年乙丑春二月二日丁酉時_一 法儀捨_ニ生馬山_一 慈神遷_ニ彼金宮_一 也 智光大德 弘_レ法傳_レ教 化_レ迷趣_レ正 以_ニ白壁天皇卅_一 智囊蛻_ニ日本地_一 奇神遷_ニ不_レ知堺_一 矣

讀_ニ蟹蝦命_一放生得_ニ現報_一緣 第八

置染臣鯛女者 奈良京富尼寺上座尼法邇之女也 道心純熟 初姪不_レ犯 常勸採_レ菜 一日不_レ闕 奉_レ供_ニ侍於行基大德_一 入_レ山採_レ菜 見之大蛇 飲_ニ乎大蝦_一 誂_ニ大蛇_一 曰 是蝦免_レ我 不_レ免猶飲 亦誂之曰 我作_ニ汝妻_一 故 幸免_レ吾 大蛇聞之 高捧_レ頭而瞻_ニ女面_一 吐_レ蝦而放 女 期_ニ蛇曰 自_ニ今日_一經_ニ七日_一而來 然到_ニ期日_一 閉_ニ屋塞_レ穴 豎_ニ身居_レ內 誠如_レ期來 以_レ尾拍_レ壁 女恐 明日白_ニ於大德_一 大德住_ニ在生馬山寺_一 而告之言 汝不_レ得_レ免

①類己(攷意改)

②類世(攷意改)

③国本文なし。題目の下に如上略之」と注す

④類堅(攷依第十二条改)

は奈良京ではない。

○上座の尼で。上座は、寺内の僧侶を統督し、寺務を総括する。三綱の一つ。徳望のある人がこれに任ぜられた。法通は、伝未詳。

二仏道にひたすら通じている。「道心」は、求道心。「純」は、名義抄モハラ。「熟」は、名義抄・字類抄ツバビラカニ。

三まだ一度も男との交渉がない。三宝絵「道心」フカクシテハジメヨリ男セズ。

四行基に師事・随行する。「供」「侍」二合してツカフと訓む。

五「蛇」は、和名抄「倍美(ヘミ)」云久知奈波(クナハ)、「日本紀私記」乎呂知(ヲロチ)、「三宝絵東大寺切」おほきなるくちなはおほきなるかへるをのむ。ここは、この訓と合わせ

る。しかし、「大蛇(ヲロチ)」と訓んでもよい。

六頼んでいうには、「誂」は、名義抄アツラフ。

七そのカエルをわたしに釈放せよ。

八自分に對して、釈放してくれば幸いだ。

このあたり、中三(二二・二二三頁)の本文とも共通する。

九一・二五頁注一〇。

一〇「期」は、一八七頁注六。

一一「疑窓字」とするが、このままとする。三宝絵「あなをふたぎて」。

一二「拍」は、一七三頁注一。

一三行基菩薩のこと。

一四生駒寺(竹林寺)のこと。一注三。「在」は、点本類(名義抄・字類抄)にはない)に多いオハス・オハシマスを援用する。

を信じ、明かに聖人たることを知る。然るに菩薩、機に感じ縁に盡きて、天平二十一年己丑の春二月二日丁酉の時を以て、法儀を生馬山に捨て、慈神彼の金の宮に遷りき。智光大徳は、法を弘め教を傳へ、迷を化し正に趣かせ、白壁の天皇のみ世を以て、智囊日本の地を蛻け、奇神知らざる界に遷りき。

蟹蝦の命を贖ひて放生し、現報を得る縁 第八

置染臣鯛女は、奈良の京の富の尼寺の上座の尼法通が女なり。道心純熟にして、初姪犯さず。常に勤めて菜を探りて、一日も闕か不、行基大徳に供侍へ奉る。山に入りて菜を探り、見れば大きな蛇、大きな蝦を飲み。大きな蛇に誂へて曰はく「是の蝦を我に免せ」といふ。免さずして猶飲む。亦誂へて曰はく「我、汝が妻と作らむが故に、幸に吾に免せ」といふ。大きな蛇聞きて、高く頭を擡げて女の面を瞻、蝦を吐きて放つ。女、蛇に期りて曰はく「今日より七日を経て來よ」といふ。然して期りし日に到り、屋を閉ぢ穴を塞ぎ、身を堅めて内に居るに、誠に期りしが如く來り、尾を以て壁を拍つ。女恐りて明日大徳に白す。大徳生馬の山寺に住み。告げて言はく「汝免るるこ

唯堅^①受^レ戒 乃全受^ニ持三歸五戒^一 然還來 道不^レ知老人
以^ニ大蟹^一而逢 問之 誰老 乞 蟹免^レ吾 老答 我攝
津國兎原郡人 畫問邇麻呂 年七十八 而无^ニ子息^一 活
レ命无使^② 往^ニ於難波^一 偶得^ニ此蟹^一 但有^ニ期人^一故 汝
不^レ免 女脫^③衣贖 猶不^ニ免可^一 復脱^④裳贖 老乃免之
然蟹持 更返 勸^ニ請大德^一 咒願而放 大德歎言 貴哉
善哉 彼八日之夜 又其蛇來 登^ニ於屋頂^一 拔^レ草而入
女悚慄焉 唯床前有^ニ跳燬之音^一 明日見之有^ニ一大蟹^一
而彼大蛇條然段切 乃知 贖放蟹報^レ恩矣 并受^レ戒之力
也 欲^レ知^ニ虛實^一 問^ニ于耆宛^一姓名 遂无 定委 耆是聖
化也 斯奇異之事也

①類「堅」

②類「便」(改「意改」)

③類「脱」

④類「爆」(改「依」第十二
条「改」)

⑤類「老」(改「意改」)

一 戒律を堅く守れ。三宝絵東大寺切「なんぢ
：かたくかいをうけよ」。

二 「三帰」は、三帰依すなわち、仏法僧の三宝
に帰依すること、不偷盜・不殺生・不邪淫・
不妄語・不飲酒の五つの戒めを受けること。三
帰依は、通常仏教信者になるときに表明し、五
戒を、その後を受ける戒律である。

三 何という名のお爺さんか。わたしにその蟹
をゆずってほしい。

四 兵庫県武庫郡。蘆屋・灘・住吉方面。和名
抄「摂津国 兎原 宇波良(ウハラ)」。

五 「画問」は、誤りか。三宝絵「姓名ハ某甲ト
云也」。

六 「子息」の訓は、→二三頁注一五。
七 生計を立てる方法がない。「活」は、名義抄

ヤシナフ。「活命」は、一二二頁注一五。「命活」は、一二六頁注九。三宝絵「命ヲヤシナフ」。偶然。一二三五頁注五。参考「邂逅」(九七頁注六)。
九「免」は、名義抄・点本類ユルス。「可」は、前田本總体紀ユルス。二合して訓む。
一〇「腰にまじう、袴のような衣服。スカート。
二「仏事を行なうため、僧侶を懇請して迎える。上の「更に返りて」は、家に帰って。ただし、三宝絵「女蟹ヲモチテ寺に歸リテ」とあり、
三「勧請」(一二三頁注二)に相当する語がない。
三「咒願」は、法令などで、簡単な語句を以て願意を述べること。ここは、大徳に拜んでもらうて法事を行ない、蟹を放つたことをいう。
三「頂」の訓は、名義抄ウへ、三宝絵東大寺切「やのうへより」。
四「屋根を聳いてある草。「草」は、前田本仁徳紀カヤ。
五「悚慄」は、一〇一頁注二。
六はね上がり、ばたばたという音がした。
「堀」は、新撰字鏡・名義抄・三宝絵東大寺切ハタメク。一二三頁注一六。
七「細かく切れ切れになつていた。「突然」は、一二三頁注一八。「段」は、名義抄キル・ツタキル・ツタ〜。「段切」でツタキルと訓む。
八「虚実」は、字類抄の曇字の項にあり、音読する。
九「その姓名の老人を聞き探したけれど。「耆」は、名義抄オキナヒト、字類抄オキナ。説文「老也」。「老」と合わせてオキナと訓む。一二三頁注一三。
一〇「老人は、尊者の化身であることが確かにわかった。「委」は、一五六頁訓釈。

と得^じ不^ふ。唯^{ただ}堅^{けん}く戒^{かい}を受けよ」といふ。乃^{すなは}ち全^{ぜん}く三^{さん}歸^き五^ご戒^{かい}を受^う持^ぢし、然^{しか}して還^{かへ}り來^{きた}る。道^{みち}に知^しら不^ふ老^{らう}人^{にん}、大^{おほ}きなる蟹^{かに}を以^{もつ}て逢^あふ。問^とふ「誰^{たれ}が老^{らう}ぞ。乞^こふ、蟹^{かに}を吾^{われ}に免^{めん}せ」といふ。老^{らう}答^{こた}ふらく「我^{われ}は攝^{しやく}津^{しん}の國^{くに}鬼^{おに}原^{げん}の郡^{ぐん}の人^{ひと}、畫^え問^{もん}邇^に麻^ま呂^{りょ}、年^{とし}七^{なな}十八^{はち}にして、子^こ息^{そく}无^く、命^{いのち}を活^いふに便^{べん}无^くし。難^{がた}波^はに往^いきて偶^{ぐう}に此^{この}の蟹^{かに}を得^えたり。但^{ただ}期^きりし人^{ひと}有^あるが故^{ゆゑ}に、汝^{なんぢ}に免^{めん}さ不^ふ」といふ。女^を、衣^えを脱^ぬぎて贖^{あか}ふに、猶^{なほ}免^{めん}可^べさ不^ふ。復^{また}裳^{じやう}を脱^ぬぎて贖^{あか}ふに、老^{らう}乃^{すなは}ち免^{めん}しつ。然^{しか}して蟹^{かに}を持^もち、更^{さら}に返^{かへ}りて、大^{おほ}徳^{とく}を勸^{くわん}請^{じやう}し、咒^{じゆ}願^{げん}して放^{はな}つ。大^{おほ}徳^{とく}歎^{たん}じて言^{こと}はく「貴^かきかな、善^{ぜん}きかな」といふ。彼^その八^{はち}日^{にち}の夜^や、又^{また}其^{その}の蛇^{へび}來^{きた}り、屋^{いへ}の頂^{てい}に登^{のぼ}り、草^{くさ}を拔^はきて入^いる。女^を悚^{おそ}慄^れる。唯^{ただ}床^{とこ}の前^{まへ}に跳^とり爆^{はく}く音^{おと}有^あり。明^{あくる}日^ひ見^みれば一^{ひと}つの大^{おほ}きなる蟹^{かに}有^ありて、彼^その大^{おほ}きなる蛇^{へび}條^{じょう}然^{ぜん}に段^{だん}切^きれたり。乃^{すなは}ち知^しる、贖^{あか}ひ放^{はな}てる蟹^{かに}の、恩^{おん}を報^{はう}ずるなり、并^ひせて戒^{かい}を受^うくる力^{ちから}なることを。虚^こ實^{じつ}を知^しらむと欲^ほひ、耆^せ老^{らう}の姓^{せい}名^{めい}を問^とへども、遂^{すなは}に无^なし。定^{じやう}めて委^しる、耆^せは是^これ聖^{せい}の化^けなることを。斯^{しか}れ奇^き異^いしき事^{こと}なり。

◇寺の財産を濫用して返さないと、役牛となつて生まれかわるが、その牛の斑文に罪状が読みとられ、しかも寺は、その牛の前身の創建である点に注意。なお、この話は、八世紀後半の檀越の実態を示唆する。今昔物語二〇ノ二に引用。上・三、中五・三、下六などに類話。

一 九七頁注九。

二 伝未詳。ただし、武藏国加美郡に大伴直中麻呂の名が見える(摩訶遺文)。(武藏国には大伴の名を名乗る者が多い。)→一七九頁注一〇。
三 多麻郡(一七九頁注一七)とも。「大領」は、→一九一頁注五。

四 孝謙天皇の初年(七四四)。

五 「斑」の訓は、名義抄マダナリ。参考→「青白斑」四一頁注一一。「斑」は、→一九一頁注一一。
六 自分で碑文に刻む文章を背負っている。斑文が、碑文のように文字を形づくっている。→六七頁注七。

七 さぐりしらべると。「探」は、舒明即位前紀古訓アナル、大唐西域記長寛点(檢驗)(巻第三)に同訓。→三三頁注四。「檀」は、名義抄カサル。

九 「恣」は、字類抄ホシキママ。「随」は、前田本雄略記マニマニ・ママニ。→四五一頁注三。(檀主が勢力をえて、横暴であった、当時の実態を示す。)

一〇 「債」は、→五五頁注一一。
二 親類一同と仲間たち。「眷属」は、→二八三頁注一五。

三 一・二・五頁注一一。
三 (現報の顯著なことに)深く恐れた。「懼」は、

已作¹寺用²其寺物³作⁴牛役縁⁵ 第九

大伴赤麻呂者 武藏国多磨郡大領也 以天平勝寶元年己丑冬十二月十九日死 以二年庚寅夏五月七日

生⁶黑斑⁷ 自負⁸碑文⁹矣 探¹⁰之斑文¹¹謂 赤麻呂者

檀¹²於己所造寺¹³ 而隨¹⁴恣心¹⁵ 借¹⁶用寺物¹⁷ 未¹⁸報納¹⁹

之死亡焉 爲²⁰償²¹此物²²故 受²³牛身²⁴者也 於²⁵茲諸眷屬

及同僚 發²⁶慚愧心²⁷ 而慄²⁸无²⁹極 謂 作³⁰罪可³¹恐 豈

應³²无³³報矣 此事可³⁴報³⁵季業³⁶楷模³⁷故 以³⁸同年六月一

日³⁹傳⁴⁰乎諸人⁴¹矣 冀⁴²无⁴³慚愧⁴⁴者 覽⁴⁵乎斯錄⁴⁶ 改⁴⁷心

行⁴⁸善 寬⁴⁹飢苦所⁵⁰迫⁵¹雖⁵²欽銅湯⁵³ 而不⁵⁴食⁵⁵寺物⁵⁶ 古人說⁵⁷

曰 現在甘露末來鐵丸者 其斯謂⁵⁸之歟⁵⁹ 誠知⁶⁰ 非⁶¹无⁶²因

果⁶³ 不⁶⁴怖慎⁶⁵歟⁶⁶ 所以大集經云 盜⁶⁷僧物⁶⁸者 罪過⁶⁹五

逆云々

探⁷⁰アナル 檀⁷¹リカテ 慄⁷²カサ 楷模⁷³二合加 季⁷⁴末 葉⁷⁵世 賢⁷⁶
見也 迫⁷⁷テ世无 謬⁷⁸去低和 左尔

① 国、題目十三字なし

② 国なし

③ 国、之而

④ 国、縁

⑤ 国、葉*「改」依高野本「改」

⑥ 国、賢*

⑦ 国、縁

⑧ 国、寧「改」依高野本「改」

⑨ 国、類なし「改」原籍、依高野本「改」

⑩ 類、飲「改」意改

⑪ 国、類「謬」改「依」高野本「改」

⑫ 国、類「改」依高野本「改」

⑬ 類、檀

⑭ 類、賢「改」依「本条」改

一五七頁注五。「極」は、名義抄カギリ。今書「無限シ」。

四 どうして報いがなくてすもうか。

五 後世の Handbook として書きとめておかねばならない。「顯録」(一四七頁注一)のようなものか。

六 後に「寛平抄」(注一七)とある。「季」

「葉」は、名義抄・字類抄スエ・ヨ。「模」は、新撰字鏡「法也、繡也、摹字規也、形也、掩取象也、加太支也」、和名抄「俗語加太岐(カタキ)法也、形也、裁縫具。「楷」は、名義抄「法也、模也」とあるから、二合でカタキとなる。カタキを版木と見て、印刷することと見る説(日本書籍刊考・黒川真頼全集第六冊所収)もある。

「報」は、名義抄ツク。書きつけるの意にとる。

補三四。

六「顯録」した記文を寺に奉納した、その日付と考えられる(虎尾俊哉)。「寛」は、一三二九

頁注五。「六」ひもじいあまりに、銅の溶けたものを飲むと、寺にある食物は口にすると「寧

：離」の定型は、一三二頁注一。「追」の本縁訓釈「世无テ」の「无(メ)」は、「免(メ)」の草

体との混同による。九一四七頁注三。

三 原因があつて結果があらわれる、そういう道理があることを。

三「所以」云は、一三二頁注二。

三 大方等大集經六十卷(曇無讖・智嚴宝雲・那連提耶舍等の共訳。改註にいう大方等日藏

分經三攝濟電品とは、隋の那連提耶舍の訳した部分。梵網經古述記卷下本「劫盗人物第二」に

「問伽伽俱舍云。劫奪僧物・破僧同類。何故、大集盜僧物者罪過五逆方等經云四重五逆我亦能救。盜僧物者、我所不救」。

三一三頁注四。

己、寺を作り、其の寺の物を用ゐて、牛と作りて役はるる縁 第九

大伴赤麻呂は、武藏の國多磨郡の大領なり。天平勝寶元年己丑の冬十

二月十九日を以て死に、二年庚寅の夏五月七日を以て、黒斑なる犢に生まれ、

自ら碑文を負ひたり。斑文を探ルニ謂はく「赤麻呂は、己が造れる寺を檀リテ、

恣なる心の隨に、寺の物を借り用ゐて、未だ報い納めずして死に亡す。此の

物を償はむが爲の故に、牛の身を受くる者なり」といふ。茲に諸の眷屬と同僚

と、慚愧の心を發して、慄ること極無し。謂はくは、罪を作すこと恐る可し。

豈報无かる應からむや。此の事は季の葉の楷模に報る可しとおもふが故に、

同じ年の六月一日を以て、諸人に傳へき。冀はくは慚愧无き者も、斯の錄を覽

て、心を改め善を行はむことを。寧ろ飢苦に迫(メ)られテ銅の湯を飲むと雖

も、寺の物を食まなれ。古人の諺ニ曰はく「現在の甘露は未來の鐵丸なり」とい

ふは、其れ斯れを謂ふなり。誠に知る、因果无きに非ざるを。怖り慎まらむ

や。所以に大集經に云はく「僧の物を盜む者は、罪五逆に過ぐ云々」といへり。

常鳥卵煮食以現得惡死報緣 第十

和泉國和泉郡下痛脚村 有二一男^① 姓名未詳也^②

天年邪見^③ 不信因果^④ 常求^⑤ 鳥卵煮食爲業 天平勝

寶六年甲午春三月 不知兵士來 告^⑥ 中男言 國司召

也 見^⑦ 兵士腰負四尺^⑧ 於^⑨ 卽副共往 纔至^⑩ 郡內於山直

里^⑪ 押^⑫ 入麥畠^⑬ 々一町餘 麥生二尺許 眼見^⑭ 燭火^⑮

踐^⑯ 足无間 走^⑰ 廻畠內^⑱ 而叫哭曰 熱哉々々 時有^⑲

當村人^⑳ 入^㉑ 山拾薪^㉒ 見^㉓ 於走轉哭叫之人^㉔ 自^㉕ 山下來

執之而引^㉖ 拒不^㉗ 所^㉘ 引^㉙ 猶強追捉^㉚ 乃從^㉛ 籬之外^㉜ 事之而

出^㉝ 辭^㉞ 地而臥嘿然^㉟ 不^㊱ 曰^㊲ 良久蘇起^㊳ 然病叫言^㊴ 痛^㊵ 足

矣云々 山人問言^㊶ 何故然也^㊷ 答曰^㊸ 有^㊹ 二兵士^㊺ 召

我將來^㊻ 押^㊼ 入燭火^㊽ 燒^㊾ 足如^㊿ 煮^㊽ 見^㊾ 四方^㊿ 者

① 国なし

② 国類「杜」*「攷」依高野本「改」

③ 国類郡部「攷」依高野本「補」

④ 国なし

⑤ 国類「牽」攷「依」高野本「改」

⑥ 国呻

◇上二・毛に似て、悪報は更に酷い。地名アナシの由来を間接に記す。冥報記下・今昔物語九ノ二四にみえる。今昔物語二〇ノ三〇に引用。↓補三五。

一もとの大阪府泉南郡穴師村(和泉大津市)。宮村とも。玄蕃式「安那志(アナシ)」。↓補三六。

二十七歳から二十歳までの男子。食義解「凡男女三歳以下為黄、十六以下為少、廿以下為中、其男廿一為丁、六十一為老、六十六為耆」(卷二)、ただし、天平宝字元年(宝七)四月四日以後、統紀「算以十八為中男、廿二已上成正丁」。この年、和泉国が独立。↓注五。

三「天年」は、↓七七頁注七。「天年邪見」は「天骨邪見」(二〇九頁注一八)と同じ。

四 平常のしぐさとした。

五 孝謙天皇の時代(宝龜)。しかし、和泉国が河内国から分別したのは、七五七年(注二)であるから、記述に矛盾がある。

六 国の役人をお呼びだ。

七 四尺ほどの、字を書いた札を背負っている。国からの召喚状である。近年の平城宮址から発掘される木簡に、この種のものがある。底本「於」、国・類本「杜」は、共に「札」の誤り。

今昔「札」。新撰字鏡「括・抄・牒」を「布弥太(フミダ)」、和名抄「牒」を「一名札、簡也、和名不美太(フミダ)」、名義抄「札」を「フダ、フムダ」。フムダは、フミダとフダの中間形で、ムは撥音を示す。

八 やつこのことだ。「機」は、本縁訓釈のほか、

↓二二二頁訓釈。

九 南方の岸和田市に属する所。和名抄「和泉

国 山直 也末多倍(ヤマタヘ)。久米田寺文書によると、ここに、山直坊があつた。行基寺と関係があるか。

○(麦が)燃えあがる火に見える。「燔」は、名義抄・字類抄タテアカシまたはタテアカシ。「たいまつ火」のこと。オキビは、「まっかに」おこつた炭火のこと。和名抄「熾 於岐火 猛火也」。参考→「盛燔火」(三四五頁注一三)・「極熱如燔」(三七九頁注一)・「置燔」(四二五頁注一九)。

二足の踏み場もない。「踐」は、→七四頁訓釈今昔「地ニ炎火有テ足ヲ踏ニ隙無し」。

三「当」は、名義抄・字類抄ソコ。参考→「当土人」(当国司「三九一頁四行」・「当里」(四〇五頁注六)。

三→一九頁注六。

四走つたりころんだりして。「転」は、名義抄・字類抄マロブ。→四二五頁注二。参考→「展転」(二六九頁注二)。

五抵抗して、ひっぱりこまれない。

六畠を囲んでいる垣根の外から、引っぱり出す。「籬」は、新撰字鏡「志波加支(シバカキ・竹加支(タガキ))、和名抄「末加岐(マガキ)・末世(マセ)」。名義抄・字類抄は、和名抄と同訓。

七「辭」は、本縁訓釈のほか、字類抄・字鏡集タフル。→二三一頁注二三。「壁」(四〇五頁注一二)とも書く。

八本縁訓釈は、おそらくはシヅカナリの誤りか。「日」の訓は、名義抄による。

九しばらくたつて、正氣づいて立ちあがり。

「良久」は、→三九九頁注九。「蘇」は、本縁訓釈のほか、→八五頁注一四。

○病苦に叫び声をあげて。

三山に入り薪を拾う村人。

十 常に鳥の卵を煮て食ひて、現に惡死の報を得る緣 第

一和泉の國和泉の郡下痛脚の村に、一の中男有り、姓名未だ詳ならず。天平勝邪見にして、因果を信ぜず、常に鳥の卵を求めて、煮て食ふを業とす。天平勝寶六年甲午の春三月、知らず兵士來り、中男に告げて言はく「國の司召す」といふ。兵士の腰を見れば、四尺の「札」を負ふ。即ち副ひて共に往き、纔郡内の山直の里に至りて、麥畠に押し入る。畠一町餘、麥生ひたること二尺許。眼に燭火を見、足を踐むに間無し。畠の内を走り廻りて、叫び哭きて曰はく「熱きかな、熱きかな」といふ。時に當の村の人有り、山に入りて薪を拾ふ。走り轉び哭き叫ぶ人を見、山より下り來り、執へて引くに、拒みて引かれず。猶強ひて追ひ捉へ、乃ち籬の外より牽きて出だすに、地に辭して臥し嘿然ナリ。曰はく「良久ニアリて蘇メ起ち、然して病み叫びて言はく「足痛し云々」といふ。山人問ひて言はく「何の故にか然る」といふ。答へて曰はく「一の兵士有り、我を召して將來り、燭火に押し入れ、足を焼くこと煮るが如し。四方を見れば、

一 一三八三頁注一。

二 袴の裾をまくり挙げ、膊を見るとき。「褌」は、
國・類本に従う。本縁訓釈のほか、字類抄カキ
アタ、名義抄カカグ。「膊」は、ふくらはぎの
こと。新撰字鏡「加太乃大骨カタノ大骨」、
和名抄「加太(カタ)」、名義抄・字類抄は、
「膊」または「膊」にカタ、別に、名義抄ハキ・
コムラ。

三 (この表現は) ↓ 一九七頁注一。

四 ↓ 一九頁注一七。↓ 補三七。

五人と獸、尊卑の違いはあるけれども、生物
はそれなりに命を大切にし、死を重んじるとい
う、この二つの点では、共に異なるところがな
い。上の「復」は類本、「獸」は國・類本に従
う。「宝」は、名義抄タフト。

六 古くからの偽経である。

七 現在の身で、鶏の卵を焼いたり煮たりする
者は、死んで灰河地獄におちるだろう。「灰河
地獄」は、八熱地獄に付属する十六小地獄の第
十一番目にあたる。熱灰が流れているという。
↓ 補三八。

◇ 高僧を罵倒し、受戒中の妻を連れだして交っ
た悪人への現報譚。今昔物語一六ノ三八に引用。
八 悪口をつく。↓ 九五頁注二五。

皆衛¹火山¹ 無²間所²出故² 叫走廻² 山人聞之² 塞袴²
見³膊³ 々肉爛銷³ 其骨瓌在³ 准³逕之一日而死也³ 誠知³
地獄現在³ 應信³因果³ 不⁴可⁴如下⁴鳥⁴鳥⁴慈⁴已兒⁴而食⁴
他兒⁵ 無⁶慈悲⁶者⁶ 雖⁶人如⁶鳥⁶矣⁶ 涅槃經云⁶ 雖⁶得⁶人
數尊卑差別⁷ 實⁷命重⁷死⁷ 二俱无⁸異云々⁸ 善惡因果經
云¹⁰ 今身燒¹⁰煮¹⁰鷄子¹¹ 死墮¹¹灰河地獄¹¹者¹¹ 其謂¹²之矣¹²

脚 ¹³	杜 ¹³	纒 ¹³	燭 ¹³	籬 ¹³	躡 ¹³	嘿然 ¹³
志阿	太布	比太	紀於	岐カ	礼太布	合二
奈 ¹⁴	良久 ¹⁴	サニアリキ	蘇 ¹⁴	寧 ¹⁴	膊 ¹⁴	寶貴 ¹⁴
二古耳	二合ヤ、ヒ	サニアリキ	サマ	可岐阿	波友	

罵¹⁵僧與¹⁵邪姪¹⁵得¹⁵惡病¹⁵而¹⁵死緣¹⁵ 第十一

聖武天皇御世 紀伊國伊刀郡桑原之狹屋寺尼等發願

於¹⁶彼寺¹⁶備¹⁶法事¹⁶ 請¹⁶奈良¹⁶右京藥師寺僧題惠禪師¹⁶ 旦¹⁶

依¹⁷綱¹⁷禪師¹⁷俗姓依¹⁷
堀通故以爲¹⁷字¹⁷ 奉¹⁷仕十一面觀音悔過¹⁷ 時彼里有¹⁷凶人¹⁷

姓文忌¹⁸寸也¹⁸ 天骨邪見¹⁸ 不¹⁸信¹⁸三寶¹⁸ 凶人之

妻¹⁹有¹⁹上毛野公大掃之女¹⁹ 一日一夜受¹⁹八齋戒¹⁹

① 國「大」
② 國類「塞」* (改「依高野本改」)
③ 國類「唯」
④ 國「鳥」
⑤ 國類「之」(改「依高野本改」)
⑥ 類復「改依古述記」(改)
⑦ 國類「獸」(改「依高野本改」)
⑧ 國なし
⑨ 二字「國なし」
⑩ 國「今心」
⑪ 國類「其斯」(改「依高野本補」)
⑫ 二字「類」(多太「改「依下卷例補」)
⑬ 二字「類小字」

⑭ 國「古」
⑮ 國類「網」
⑯ 國なし
⑰ 國類「椅」(改「依高野本改」)

九 受戒中の妻に、「不邪姪戒」を破つたこと。

○ 和歌山県伊都郡葛城町。笠田付近。紀川の右岸にあたる。和名抄「紀伊国伊都郡桑原。桑原は、高野山文書そのほかに見える。」

二 葛城町笠田の佐野(おの)にあった寺。

三 法事の準備をして。→三三五頁注一。

三 南部七大寺の一。法相宗の大本山。天武天皇の勸願寺。養老二年(七二〇)現在地に移建。→五三頁注三。

四 未詳。「依綱」は、姓氏録の左右京神別や河内の諸墓にある。

五 十一面観世音菩薩を本尊として、懺悔の法要を行なう。「十一面観音」は、十一面を持つ観音で、阿修羅道の者を救い、除病・滅罪求福を求める。「悔過」は、→三三九頁注一九。

六 一人の悪者がいた。こゝ措字不正。今昔「二人ノ悪人有ケリ。→一二五頁注二。」

七 文が氏、忌寸は姓(おの)。文は「書」とも書き、東西両家あり、姓氏録では、左右両京の諸蕃。祖先は王仁。天武紀十四年六月甲午二十日、「忌寸」の姓を賜わる。

八 生まれつき性質がよくなくて。「天骨邪見」は、→二八八頁注一七。「天骨」は、→一一一頁注七。

九 伝未詳。上毛野が氏、公が姓(おの)、大椅が名。姓氏録の左京皇別にある。

一〇 八閑斎戒という。一日一夜の間をかぎって、在家の者が保つ戒律。殺生・不与取・非梵行・不虛誑語・飲酒・不塗飾香鬘歌舞觀聽(おしやれをやめ、歌舞音曲を見たり聞いたりしない)、不眠坐高広嚴麗床座(贅沢な寝具を使用しない)の七戒と、食非時食(正午を過ぎてから食事をしない)の斎法とを合わせて、八斎戒という。→三三九頁注一七。

皆火の山衛み、出でむ間無きが故に、叫び走り廻る」といふ。山人聞きて、傍

を塞ケテ蹲ヲ見れば、蹲の肉爛れ銷け、其の骨瑱のみ在り。唯還ること一日に

して死にき。誠に知る、地獄の現に在ることを。因果を信く應し。鳥の己が兒

を慈びて他の兒を食むが如くなる可からず。慈悲無き者は、人と雖も鳥の如し。

涅槃經に云はく「復人獸尊卑の差別ありと雖も、命を寶び、死を重みする、二

つは俱に異なること無し云々」といへり。善惡因果經に云はく「今身に鶏の子

を焼き煮る者は、死して灰河地獄に墮つ」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

僧を罵ることと邪姪とにより、惡病を得て死ぬる緣 第十一

十一

聖武天皇の御世に、紀伊の國伊刀の郡桑原の狹屋寺の尼等發願して、彼の寺

に法事を備け、奈良の右京の藥師寺の僧題惠禪師字を依綱の禪師と曰ふ。俗姓依綱連

の故に以て字とす。を請け、十一面觀音の悔過を奉仕す。時に彼の里に一の凶しき

人有り。姓は文忌寸なり。字を上田三郎と云ふ。天骨邪見にして、三寶を信け不

凶しき人の妻に、上毛野公大椅が女有り。一日一夜に八齋の戒を受け、悔過に

一寺に參詣してゐる。「參行」は、点本語の用例から推し、マキユク・マウユク・マウイクと訓める。

二↓一七三頁注二四。

三仏教の教義(義理)を説いて、教へ導いた。

四つまらぬことを言う。

五俺の家に手をつけた。今昔「我が妻ヲ婚カムト為ル盗人法師也」によれば、「クナカむ」參考↓「婚合(六五頁注八)。

六頭をふち破られるぞ。「罰」は、↓一七三頁注一五。

七賤しい、くそ坊主め。後漢書、左雄伝「職斯祿薄」の注に「斯、賤也」。この「斯」は、後漢書、鄭玄伝「斯役之吏」の注に、「斯、賤也」とあって、「斯」と「斯」は通う。「斯」は、名義抄・字類抄イヤシ。參考↓「斯下賤王(二八三頁注一四)。

八その様子は、とてもひどくて、ことばに表わせない。

九悪人上田三郎は、「其」の下、「妻」を國・類本によつて補う。

〇急に。名義抄ニハカ。↓二三三頁注一三三。今昔「忽」。

二致証「和名抄引此云、俗人或以此字為男陰、以開字為女陰、其說未詳」と言い、「按開開俗字、見龜龜手鑑」とある。手鑑「開・開・開(二俗)開(通開(正))と見え、「開」は「開」と同字。和名抄の説は、「玉茎」の參照。↓一九五頁注一六。↓補三九。

三下の「現報を得たり」にかかる。

三↓一七三頁注一。

參行悔過^レ 居^レ於^レ衆中^一 夫^レ從^レ外歸^レ家而見^レ無^レ妻 問^二

家人^一 答曰 參^二往^レ悔過^一 聞^レ之瞋怒 卽^レ往喚^レ妻 導師見

之^レ宣^レ義教化 不^レ信受^二曰^一 爲^二無用語^一 汝^レ婚^二吾妻^一

頭可^レ所^二罰破^一 斯^二下法師^一矣 惡口多言 具^レ不^レ得^レ述

喚^レ妻歸^レ家 卽^レ犯^レ其^レ 卒爾^レ閉^レ著^レ蟻爵^一 痛死 雖^レ不^レ加

刑 而發^レ惡心^一 濫罵^レ令^レ恥 不^レ恐^レ邪姪^一故 得^レ現

報^一也 口生^二百舌^一 雖^二萬言^一白^一 慎^レ莫^レ誹^レ僧 蒙^レ交^レ故

也

婚 ^{クナカ} ヒス	天骨 ^{二合比止} ミ邪利	斯下 ^{二合} 賤	開 ^{良万}	嚼 ^可 弥	條 ^{チタ}
マチ					

贖^二蟹蝦命^一放生現報蟹所^レ助緣 第十二

山背國^二紀伊郡部内^一 有^二一女人^一 姓名未^レ詳也 天年

慈心^二信^一因果^一 受^二持五戒十善^一 不^レ殺^二生物^一 聖

武天皇代 彼里牧牛村童 山川蟹取^レ八 而將^二燒食^一

是女見^レ之 勸^二牧牛^一曰 幸願^二此蟹免^レ我 童男辭

①國類「行(攷)依(高野本及上文改)」
②二字、國「則行」
③國「師斯下法師」
④國「則」
⑤國類「其妻(攷)依(高野本補)」
⑥國類「嚼*」
⑦國類「條*蒙(攷)依(高野本補)」
⑧國類「災」
⑨國、本文なし。題目の下に「大體上蟹蝦縁同故略之」と注す
⑩類「贖」

三口に沢山の古が生え、べらべら物を喫つても、決して僧侶を悪くいつてはならぬ。すぐに災を被るから。「眞」は、一四三頁注九。「條」は、本縁訓釈のほか、一五三頁注二四。〇中八と同一説話。法華驗記下・今昔物語一六〇六・古今著聞集卷二〇・元亨釈書二八寺像志に引用。↓補四〇。

三京都府紀伊郡。和名抄に見える。「山背」は、↓一〇三頁注九。法華驗記・今昔・古今著聞集・元亨釈書は「久世郡」。攻証は、元亨釈書の「父母大説、便空ノ土、埋衆蟹及蛇、就其地、營寺、薦冥福、故号蟹満寺、又曰紙幡寺」を引き、「此説本出今昔物語」也、今昔物語作蟹満多寺、按以山城国相楽郡有蟹郷、索強爲此説也。此地名自古有之、非依此縁一名地明矣。以爲久世郡亦誤」と言う。本説話を蟹満寺縁起に付会したのは、後世の作爲であることがわかる。

六→九五頁注一九。

七「天年」は、↓七七頁注七。「慈心」は、↓

一一頁注三。

八本文「鰻」とあるは、「鰻」の誤記。「鰻」類本に同じ。名義抄フカシ。

九→一〇三頁注二。

三〇十善戒ともいう。五戒の不飲酒の代りに、

不惡口・不両舌・不綺語・不貪欲・不瞋恚・不邪見の六戒を加える。

三牛使いの童。牧童。「牧」は、名義抄ウシカ

フ・カフ。↓二二九頁注七。「村童」は、↓四

〇三頁注一七。

三「白」は「日」の誤りか。名義抄モノイフ。

参考↓是蝦免我(二〇一頁注一七)。

三「童男」の訓は、童女(九六頁訓釈)と対する。

「辞」は、名義抄イナブ。ことわつての意。

参る行きて、衆中に居り。夫、外より家に歸りて見るに妻無し。家人に問ふに、答へて曰はく「悔過に参る往きぬ」といふ。聞きて瞋怒り、即ち往きて妻を喚ぶ。導師見て義を宣べて教化す。信受け不して曰はく「無用の語を爲す。汝、吾が妻に婚ス。頭罰ち破らる可し。斯下しき法師なり」といふ。惡口多言、具に述ぶること得ず。妻を喚びて家に歸り、即ち其の妻を犯す。卒爾に闇に蟻著きて嚼ミ、痛み死にき。刑を加へずと雖も、惡心を發し、濫しく罵りて恥づか令め、邪姪を恐り不るが故に、現報を得たり。口に百舌を生じ、萬言に白すと雖も、愼、僧を誹ること莫かれ。倏二災を蒙らむが故なり。

蟹蝦の命を贖ひて放生し、現報に蟹に助けらるる縁 第四

十二

山背の國紀伊の郡の部に、一の女人有り。姓名未だ詳ならず。天年慈の心、因果を信け、五戒十善を受持し、生物を殺さず。聖武天皇のみ代に、彼の里の牧牛の村童、山川に蟹を八つ取りて、焼き食は將とす。是の女見て、牧牛に勸めて「日」はく「幸に願はくは此の蟹を我に免せ」といふ。童男辭

不聽曰 猶燒噉 慙詵乞 脫衣而買 童男等乃免之

勸請義禪師 令咒願以放生 然後入山見之 大蛇

飲於大蝦 唵大蛇言 是蝦是蝦免我 賂奉多弊

帛 蛇不聽吝 女募弊帛 而擣之曰 汝爲神祀

幸乞免我 不聽猶飲 又語蛇言 替此蝦以吾爲妻

故乞免我 蛇乃聽之 高捧頭頸以瞻女面 吐蝦而

放 女期蛇言 自今日經七日而來 然白父母

具陳蛇狀 父母愁言 汝了唯一子 何誑託故 作不

能語 時行基大德 有紀伊郡深長寺 往白事狀

大德同曰 烏呼難量之語 唯能信三寶耳 奉教歸

家 當期日之夜 閉屋堅身 種々發願以信三

寶 蛇繞屋轉腹行 以尾打壁 發於屋頂 咋草

拔開 落於女前 雖然蛇不就女身 唯有爆音

如跳鱗鼈 明日見之 大蟹八集 彼蛇條然擯段切之

乃知 贖放

①類詵(攷依第八條改)

②二字、類なし(攷意削)

③類幣(攷意改)

④類答

⑤類幣(攷意改)

⑥類禱(攷意改)

⑦類而曰

⑧類聞

⑨類登(攷依第八條改)

一心をこめて、頼みこんで。「慙」の訓は、
 二一頁注二三。「詵」は、二二五頁注二。
 二固有名詞とみると、前出の義禪師(九三頁注
 二一)とは別人か。「勸請」は、二二二頁注一。
 三二〇三頁注二。
 四底本「唵」は、玉篇「小笑貌」で、適しな
 い。類本「詵」に従う。
 五神にささげる絹布を贈ってあげよう。(この
 後に「汝爲神祀」とある。幣帛は神への捧げ
 物としたのである。)(六五頁注二三。「賂」の

調は、名義抄マミナフ・マミナヒ、字類抄・字鏡集マヒナフ・マヒナヒ。一四七頁注一。

六「幣帛を集めてお祈りする。」「禱」は、類本に従う。一八五頁注一〇。

七「この蛙のかわりに、わたしを妻とせよ。だから、どうかこの蛙を自分に釈放してくれ。今昔以下は、女の父が頼んだことになる。今昔「汝デ其蝦ヲ免セ。我が云ハムニ随テ免シタラバ、我レ汝ヲ嫁ト爲ム。」

八「瞻」は、一〇九頁注五。

九「約束して。」一八七頁注六。

一〇「お前は、けっきょく自分たちの」たつた一人子なのだ。(にもかかわらず、何にとり憑かれて、出来もしない約束ごとをしたのだ。「了」は、名義抄ツヒニ。「証」は、国語「証、猶惑也(言語二、注)」。名義抄マトフ。名義抄・字類抄イツハル・アザムク。「託」は、一二八頁注一。

二「和名抄「深草(ふかき)寺」か。

三「ちよっと考えがたいような、約束ごとだ。

三「ただ、今は仏教を信ずるのみ。信ずれば、よいようになるであらう。

四「繞」は、名義抄・字類抄メグル。

五「身をくねらして、はらばってゆく。」「蛇」は、字類抄ワダカマル・カガマル。今昔では、最初大蛇は「五位の姿」で現われ、後に正体となる。

六「一〇三頁注一六。

七「何かがとびかたつて、かみついた様子である。」「齧」は、一三三頁注八。「齧」は、新撰字鏡「久良不(くらふ)・波牟(はむ)」、字類抄クフ、名義抄カム。

八「全然」は、一二五九頁注四。「撫」は「撫」の俗字。名義抄ムシル。「段切」は、一〇三頁注一七。

びて聴か^ずして曰はく「猶焼^くき噉^らはむ」といふ。慰^{なぐさ}に誂^{あつら}へ乞ひ、衣を脱ぎて買

ふ。童男等乃ち免^すしつ。義禪師を勸請し、咒願^しせ令めて放生す。然して後に、

山に入りて見れば、大きな蛇、大きな蝦を飲む。大きな蛇に誂^{あつら}へて言は

く「是^この蝦を我に免せ。多^{あまた}の幣帛を賂^{みどら}し奉らむ」といふ。蛇聽^きし答へ不^ず。女、

幣帛を募りて、禱^{いのり}して曰はく「汝を神と爲^して祀らむ。幸に乞^{ねが}はくは我に免せ」

といふ。聽^きさずして猶飲^みむ。又蛇に語りて言はく「此^この蝦に替へて、吾を妻と

せよ。故^{ゆゑ}、乞^{ねが}はくは我に免せ」といふ。蛇乃ち聽^きし、高く頭頸^{かしらくび}を擡^たげて、女の

面を瞻^み、蝦を吐きて放つ。女、蛇に期^{ちか}りて言はく「今日より七日を經て來れ」

といふ。然して父母に白^{まを}して、具に蛇の狀を陳^{のたま}ふ。父母愁^{うれ}へて言はく「汝^{いまし}は了^り

に唯一子^{ただひとりこ}、何に誑^{まど}ひ託^{たく}へるが故に、能^{あた}はぬ語を作^なせる」といふ。時に行基大德、

紀伊の郡の深長寺^{ふかながでら}に有^あり。往きて事の狀を白^{まを}す。大德聞きて曰はく「烏呼量^{あゝ}り

難^{こと}き語なり。唯^{ただ}能^{あた}く三寶^{さんぼう}を信^うけむのみ」といふ。教^{うけたまは}を奉りて家に歸り、期^{ちか}りし

日の夜に當り、屋を閉ぢ、身を堅め、種々發願して三寶を信^うく。蛇、屋を繞^{めぐ}り

て蛇轉腹^{せんてんぷく}行し、尾を以て壁を打ち、屋の頂に登り、草を咋^くひ抜き開き、女の前に

落^おつ。然りと雖も、蛇、女の身に就^すか不^ず。唯^{ただ}爆^はく音有^あり、跳^とり鱗^かみ齧^くふが如し。

明日見れば、大蟹八つ集り、彼の蛇條^{へびじょう}然^{しか}に擲^なり段切^{だんぎ}らる。乃^{すなは}ち知る、贖^{あか}ひ放ちし

一 今貴、以下、蟹満寺の縁起に付会する。↓補四一。

◇多姪は戒むべきであるが、信の致すところとして、その感応の顯著なことを説く。修行者の禁欲生活の裏面を描く。今昔物語一七ノ四五に引用。

二 梵語 Śrinidādevī 摩訶室利・室利摩訶提毘とも訳す。印度神話から仏教に移入した女神福德を施す(与える)女神。薬師寺の画像、山城淨瑠璃寺の木像など有名。

三 「血淳」は、「珍」「血沼」「茅淳」とも。和泉の古名。↓一七五頁注一八。国本「血淳上山寺」、今昔も同じ。説教本「血淳止山寺(チヌトノヤマデラ)」。参考↓「珍努上山寺」(二八五頁注九)。攷証は、大阪府泉北郡槇尾山の吉祥院旧趾か、という。未詳。

四 底本「攝」は、本縁訓釈「攝」に従う。ただし、音注「弥甲反」は「沙甲・涉甲」などの誤りか。「攝」は、集韻「盡厲(土器)」。攷証「蓋謂塑像」。土で作った像の意か。↓二三九頁注一四。参考↓「捨攝像」(三六三頁注八)。

五 ↓七五頁注七。

六 ↓六七頁注二。

七 一日を昼三時、夜三時に分ち、合わせて六時とする。晨朝・日中・日没・初夜・中夜・後夜のこと。それぞれ仏前に勤行する。

八 訓釈カラは、正しくはカホ。名義抄カホカタチ、字類抄カホ。↓一九頁注二六。

九 ↓一一頁注五。

一〇 目をはって、よく見る。本縁訓釈によれば、ミル・マ・バルのいずれでもよい。↓一一五頁注

蟹報^レ恩矣 无^レ悟之虫 猶受^レ恩返^二報恩^一 豈人應^レ忘^レ恩歟 自^レ此已後 山背背國 貴^二乎山川大蟹^一 爲^レ善放生也

生^二愛欲^一戀^二吉祥天女像^一感應示^二奇表^一縁 第十三

和泉國泉郡血淳^二山寺^一 有^二吉祥天女攝像^一 聖武天皇御

世 信濃國優婆塞 來^二住於其山寺^一 *睇^二之天女像^一 而

生^二愛欲^一 繫^レ心戀之 每^二六時^一願々 如^二天女^一容好女

賜我 優婆塞 夢見^レ婚^二天女像^一 明日瞻之 彼像裙腰

不淨染汙 行者視之 而慚愧言 我 願^二似女^一 何忝天

女專自交之 媿不^レ語^二他人^一 弟子偷聞之 後其弟子

於^レ師無^レ禮故 噴擯去 所^レ擯出^レ里 訕^二師程^一事 里人

聞之 往問^二虛實^一 並瞻^二彼像^一 淫精染穢 優婆塞不

得^レ隱^二事 而具陳^一 諒語委 深

①類なし

②国「淳上」

③類「攝」(攷依訓釈改)

④国「典」

⑤類「云」

⑥国なし

⑦国なし

⑧国「添」

⑨国なし

⑩国「從」

⑪国なし

⑫国類「穢」

⑬二字、国類「語諒」(攷「依高野本」改)

一五。二「腰衣の裾」。「裾」は、説文「下裳也」。腰部を覆う下着。名義抄・字類抄モ。今昔「裳ノ腰ニ」。

三「不浄のものが染みついて汚れていた」。「汙」は、一三三頁注一六。

三「四三七頁注一八」。

四「もつたいないことに、わたしと交わられたのか。本文「糸」と、本縁訓釈「添」の關係については、一六三頁注七。

五「媿」は、一六三頁注七。

六「優婆塞を「師」とした、その「弟子」。(弟子を取るとすれば、僧侶でなければならぬ。しかし、この優婆塞が山伏であれば、弟子があつて差し支えあるまい。また、上述のような行爲も許されるのではないか。」「無礼」は、一五九頁注二三。今昔「親シキ弟子自然ヲ竊ニ此ノ事ヲ聞ケリ。其後チ其ノ弟子師ノ為メニ无礼ヲ成ス」。説教本「其弟子ヒソカニコレヲ聞シヨリ師ニツカフルコト甚無礼ナリ」。

七「叱つて、迫り出す」。「噴」は、一八九頁注一八。「擯」は、正韻「斥也、棄也」。本縁訓釈のほか、名義抄オフ。一七二頁注二三。

八「悪くいう。訓釈ソ、リテは、ソシリテの誤り。名義抄・字類抄ソシル」。

九「吉祥天女との情事をあばきたてる。広雅「程」示也(釈詁四)」。

一〇「夢での情事をかかしおせないで。参考「不得隠事」(三九九頁注一七)」。

三(以下のことは)、ほんとうによくわかる。

「諒」は、一八七頁注一三。

三「深く信じて、願をたてれば、修行者の禁じられた欲望の方面でさえ、神仏に通じないことはない。(ここはむしろ感応の融通性を説く。)

蟹の、恩を報ぜしことを。悟无き虫だに、猶恩を受くれば恩を返報す。豈人にして恩を忘る應からむや。此より已後、山背の國に、山川の大蟹を貴び、善を爲して放生するなり。

愛欲を生じ吉祥天女の像に戀ひ、感應して奇しき表を示す緣 第十三

和泉の國泉の郡血淳の山寺に、吉祥天女の塼像有り。聖武天皇の御世に、信濃の國の優婆塞、其の山寺に來り住み、天女の像に睨ちて愛欲を生じ、心に繫けて戀ひ、六時毎に願ひて云はく「天女の如き容好き女を我に賜へ」といふ。優婆塞、夢に天女の像に婚ふと見、明日瞻レバ、彼の像の裙ノ腰に、不淨染み汗れたり。行者視て、慚愧して言はく「我、似たる女を願ひたるに、何ぞ忝けたり。」「天女専ら交りたまふ」といふ。媿ぢて他人に語らず。弟子儔に聞く。後其の弟子、師に禮無きが故に、噴めて擯ヒ去る。擯はれて里に出で、師を訕りテ事を程ス。里人聞きて、往きて虚實を問ひ、並びに彼の像を瞻れば、淫精染み穢れたり。優婆塞事を隠すこと得ずして、具に陳べ語りき。諒ニ委る、深く

信之者 无ニ感不^レ應也 是奇異事矣 如ニ涅槃經云「多
姪之人 盡女生^レ欲者 其斯謂之矣

睇	ウツ	壻	反甲	容	ワ	瞻	見也又云 万波礼波	添	ケナク	擯	ヒヲ
程	アヲ	諒	万去 止尔	委	也知	裙	母	訕	ソ、 リテ		

窮女王歸ニ敬吉祥天女像ニ得ニ現報緣 第十四

聖武天皇御世 王宗廿三人結ニ同心 次第爲^レ食設ニ備

宴樂 有ニ一窮女 入ニ宴衆列 廿二王以ニ次第ニ設ニ宴

樂ニ已訖 但此女王 獨未^レ設^レ食 備^レ食無^レ便 大恥ニ貧

報 至ニ于諾樂左京服部堂 對ニ面吉祥天女像ニ而哭之

曰 我先世殖^レ貧窮之因 今受^レ窮報 我牙¹⁰ 爲^レ食入ニ

於宴會 徒噉¹¹ニ人物 設^レ食無^レ便 願我賜^レ財 于^レ時

其女王之兒 忿々走來 白^レ母曰 快從^ニ故京 備^レ食而

來 母王聞之 走到見之 養^レ王乳母 々談之曰 我聞

得^レ客故 具^レ食來 其飲食蘭 美味芬馥 無^レ比無^レ等

① 国「異之」

② 類「畫」

③ 国なし

④ 延「シ」

⑤ ⑥ 国なし

⑦ 下文「今昔」衆

⑧ 国類「女王」(改「依高野本補」)

⑨ 国例

⑩ 国類「身」(改「依高野本」)

⑪ 国嚴

一 高貴徳王菩薩品「譬へバ人有リテ画女ノ像ヲ見亦復食ヲ生ズ。食ヲ生ズルヲ以テノ故ニ種々ノ罪ヲ得ルガ如シ」を指すか。古今集假名序「僧正遍昭はうたのさまはえたれども、まことにすくなし。たとへば、ゑにかけるをうなをみていたづらに心をうごかすがごとし」。

◇ 前縁と同じ吉祥天女の利益譚。皇族も困窮することがある。ある貧しい女王が、天女の恵みで豪華な饗宴を設け、面目を施し、以後、富み栄えるに至った話。今昔物語一七ノ四六。中巻後半に類話。

二 貧しい皇族の姫君。「女王」は、二世以下の皇族の子女(大宝令)。ヒメオホキミ・オホキミともよめる。「窮」は、一〇五頁注一七。

三 「婦敬」は、一八九頁注一一。

四 皇族の中の王たち。継嗣令「凡兄弟皇子、皆爲^ニ親王……自親王五世、雖得王名、不在^ニ皇親之限」。慶雲三年二月の格別では、「五世王」を「皇親」とするよう緩めてある(統紀)。「王宗」は、「王衆」(二九頁注二)と同じ。「宗・衆」共に、通撰清音(冬・送題)の類音からの混乱か。ここは「王衆」の意とする。後に「宴衆」(注七)ともある。説教本「王宗」に「帝ノ親族ト云フコトナリ」と注する。

五 心を合わせて団結し。(親睦の意味か、政治的意図のものかは、不明) 参考「同心」(三八頁注五)。

六 順々に持ち廻りで(會食をして、余興を準備した。説教本「飯酒ヲ設ケテ互ニ饗応事アリ」)。

七 宴會の仲間たちの中に加わる。

八 二十二人までは、順次當番で饗宴をする役目をつとめ終わった。「訖」は、↓九九頁注一四。

九 食物をととのえるのに、方法がない。参考
↓「備齊食」(二二九頁注六)・「備食」(二四九頁注五)・「備饌饌饌」(二七頁注八)・「備饗」(二五五頁注二)・「備百味」(二五一頁注一三)・「備飲食」(二九五頁注九)。

一〇 前世の報いとして、貧しく生まれあわせること。↓注一二。

二 攷証「奈良吉祥寺町吉祥天女堂」(吉川説)をあげる。奈良左京五条四条七坊のうちにあり、あるいは左京九条三条坊付近とも。「服部」の訓は、ハタオリベに基づくが、和名抄に多い「服部 波止利(ハトリ)」による地名か、または建立した「部」の名をつけたものか。

三 貧しく生れる原因。「因」は、名義抄タネ。今昔「貧窮ノ種」。「貧窮」はマツシとも訓めるが、万葉から音読か。

三 食物にありつくために。

四 「急」は「恩」に同じ。集韻「急遽也」。名義抄・字類抄イソグ。↓二七五頁注一四。

五 豪勢に。字類抄・名義抄タクマシ。↓三六一頁注六。今昔「大キニ」。

六 ↓六七頁注二・一二。

七 乳人(にゅうにん)。和名抄「米乃止(メノト)」。名義抄・字類抄同訓。↓二七九頁注二六。

八 女王が客を迎えた。

九 「蘭」は、名義抄・字類抄カウバシ。↓二二七頁注八。
三 おいしそうな匂いがプンプンする。「芬馥」は、カウバシ・カタル(八五頁注一)と訓んでよいが、ここは音読する。↓二七九頁注二九。

信くれば、感の應ぜざる无きことを。是れ奇異しき事なり。涅槃經に云ふが如く「多姪の人は、晝ける女に欲を生ず」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

十四 窮しき女王、吉祥天女の像に歸敬し、現報を得る縁 第

聖武天皇の御世に、王宗二十三人同じ心に結び、次第に食を爲して宴樂を設く。一の窮しき女王有りて、宴樂の列に入る。二十二王、次第を以て宴樂を設くること已に訖はりぬ。但此の女王は、獨未だ食を設けず。食を備くるに便無し。大きに貧報を恥ぢ、諸樂の左京の服部堂に至り、吉祥天女の像に對面して、哭きて曰はく「我、先世に貧窮の因を殖ゑて、今窮報を受く。我が身、食の爲に宴會に入り、徒に人の物を啖ひて、食を設くるに便無し。願はくは我に財を賜へ」とまをす。時に其の女王の兒、忿々き走り來て、母に白して曰はく「快シク故京より食を備けて來れり」といふ。母の王聞きて、走り到りて見れば、王を養ひし乳母なり。乳母談りて曰はく「我、客を得たりと聞きしが故に、食を具して來つ」といふ。その飲食蘭しくして、美味芬馥たること、比無く等しき

一金風製の椀。(立派な食器の意) 底本「鏡」は、集韻「刀也」、字類抄・新撰字鏡「鏡」にカナマリとあるところを見れば、国本「鏡」に従うべきかと思われるが、名義抄「鏡」「鏡」に、カナマリとあるので、いちおう底本による。(このあたりから、二七九頁一四行以下の叙述と似てくる)。

二「王衆」は、↓二一七頁注四。「饒」は、ご馳走の意。名義抄アフ、字類抄アヘス。ここは名詞形。↓二四九頁注五。

三「富める王」でなくて、どうして、貧しくて、全くご馳走いっぱい、十分に満ち足りる(満腹すること)があらう。国本「不愁」に従えば、「富王愁へされ。何ぞ貧なる。取へて飽き盡ちたり」と解する。

四「わたし」が先にご馳走したのより上等である。「佐」は、正韻「輔也、武也」。「武」は、名義

無_レ不_二具足_一物_上 設器皆_二鏡_上 使_レ荷之人卅人也 王衆皆來 受_レ饗以喜 其食倍_二先王衆_一 讚稱_二富王_一 不_レ然何貧 敢能餘溢飽盈_上 佐_二我先設_一 儻歌奇異 如_二鈞天樂_一 或脱_レ衣以與 或脱_レ裳以與 或送_二錢絹布綿等_一 不_レ勝_二悅望_一 捧_二得衣裳_一 著_二之乳母_一 然後參_レ堂 將_レ拜_二尊像_一 著_二之乳母_一衣裳 被_二之其天女像_一 疑之而往問之 乳母答之 不_レ知 定知 菩薩感應所_レ賜 因大富_レ財 免_二貧窮愁_一 是奇異之事矣

快

タクマ

溢

アフ

鏡

カナ

佐

スケレ

奉_レ寫_二法華經_一 因_二供養_一顯_下母作_二女牛_一之因緣

第十五

高橋連東人者 伊勢國山田郡噉代里人也 大富饒_レ財 奉_二爲母_一寫_二法華經_一 以盟之曰 請_下於_二我願_一有緣之師_上 欲_レ所_二濟

⑥ 二字、国なし

⑦ 類「レ」

⑧ 国なし

⑨ 国、本文なし。題目の下に「三寶繪下帖書之故略之」と注す

⑩ 類賀(放「依法華驗記」今昔物語「改」)

抄スグル。

三「鈞」は、天の中央。上帝の宮。その鈞天で奏する音楽のこと。→補四二。

六悦を抑えることができず。「不勝」は、→二三七頁注一三。

七服部堂の吉祥天女の、尊い像。

八全然覚えのないこと。今昔「更ニ飲食ヲ不送ラザル由ヲ答フ」、説教本「飯酒ノ事ハ敢ヘテ知ラズト答フ」。

九それから以後この女王は。「富財」は、→二七七頁注一〇。今昔「其ノ後女王、大キニ富ミテ財多クシテ更ニ貧窮ノ愁无カリケリ」、説教本「弥信仰ノ心淺カラザリシカバ家富サカエテ心ニ叶ハズト云コトナシ」。

◇路傍の乞食を有縁の師として、亡母のために法会を設けたとき、その母が、生前子の物を盗用したため、牝牛となって罪の償いをして、ということがわかり、罪を赦し、功德を修めた、という人の話。三宝絵詞中一・法華験記下・今昔物語一ノ二五に引用。→補四三。

二〇「女牛」の訓は、「牝」→一九頁注一(一)による。参考→上二〇(子)の物を盗用)、上二〇、中九・三(以上、寺の物を盗用)。

二字摩志摩治命の子孫(旧事記)とも、饒速日命の子孫(新撰姓氏録)ともいう。宮内省の内膳司に歴代仕えた民族。参考→高橋氏文。

三底本「伊勢」は、三宝絵以下により改める。三重県阿山郡友生村喰代。「喰代」は、ハミシロ・クヒシロの両訓あり、三宝絵略注(山田孝雄)による。

三「饒財」は、→二五頁注一八。

四仏前に誓う。「盟」は、→三二頁注一四。

五わたしの祈願のために、縁故ある法師を招き供養して済度されたい。

るの無し。具足せ不物無し。設くる器皆鈍にして、荷は使むる人三十人なり。王衆皆來たりて、饗を受けて喜ぶ。其の食先の王衆に倍し、讃へて富める王と稱ふ。「然らずは何ぞ貧しくして、敢へて能く餘り溢レ飽き盈ちむや。我が先に設けしより佐レタリ」といふ。舞歌の奇異しきこと、鈞天の樂の如し。或るは衣を脱ぎて與へ、或るは裳を脱ぎて與へ、或るは錢・絹・布・綿等を送る。悦の望に勝へずして、得たる衣裳を捧げて、乳母に著せ、然して後に堂に參り、尊像を拜せ將とするに、乳母に著せたりし衣裳、其の天女の像に被れり。疑ひて往きて問ふに、乳母答ふらく「知ら不」といふ。定めて知る、菩薩の感應して賜はることを。因りて大に財に富み、貧窮の愁を免る。是れ奇異しき事なり。

法華經を寫し奉り、供養することに因りて、母の女牛と作る因を顯す緣 第十五

高橋連東人は、伊賀の國山田の郡喰代の里の人なり。大きに富み財に饒なり。母の奉爲に法華經を寫して、盟ひて曰はく「我が願に有縁の師を請けて済

度^一嚴^二法會^三訖 將^レ供^二明日^一 而試使曰 值^二第一^一以

爲^二我緣師^一 有^二修法狀^一 不^レ過必請 其使隨^レ願出^レ門

試往^二至於同郡御谷之里^一 見有^二乞者^一 鉢囊懸肘 醉

酒臥^レ洛 姓名未^レ詳 有^二伎戲人^一 剃^レ髮懸^レ繩以爲^二契

婆^一 雖^レ爲^二然猶會不^二覺知^一 使見起禮 勸請歸^レ家 願

主見之 信心敬禮 一日一夜 家內隱居 頓作^二法服^一 以

之奉^レ施 爰乞者問之 所以者何 答曰 請令^レ講^二法花

經^一 乞者 我无^レ所^レ學 唯誦^二持般若陀羅尼^一 乞^レ食活

命 願主猶請 乞者思議 不^レ如^二竊逃^一 兼心知^レ逃

副^レ人令^レ守 彼夜請師 夢見 赤牝來至 告言 我此家

長公母也 是家牛中 有^二赤牝牛^一 其兒吾也 我昔先世

儉用子物^一 所以 今受^二牛身^一 以償^二其債^一 明日爲^レ我

將^レ說^二大乘^一之師故 貴而慙告知 欲^レ知^二虛實^一 說法堂

裏 爲^レ我敷^レ座 我當上居 請師自^レ夢

一 法事の道場を飾りおわって。「嚴」は、↓一
四一頁注二。

二 明日に供養を行なおうとして「供」は、「供養」と同じ。三宝給「法会ヲアスオコナハムトテ」。今昔「法会ヲ儲テ明日ニ供養セムト爲ルニ」。

三 よく言いふくめて。「誠」は、攻証に従う。
↓二三頁注一八。

四 最初に逢った僧をわたしの導師としよう。
五 密教という修法、すなわち加持祈禱の法を心得ている様子なら、見逃さずに招けよ。「狀」は、↓一九頁注二。

六 所在不明。三宝給「形ヲバ不可求」。

七 乞食がいて、鉢を入れる袋を肘からぶらさ

① 攷云「疑誠字」

② 類「路」攷「依法華驗記、今昔物語改」

③ 類「制」

④ 類「牝」

げて。「鉢囊」は、釈氏要覽「鉢囊ヲ作ルニ青色ヲ聽ス、今ニ鉢囊ト呼ブ云々」。三寶給・今昔「鉢ト袋」。

へふざけた人がいて……

九その乞食の髪を剃り、繩を袈裟がわりに掛けた。

〇それでもまだ酔いから覚めない。

二一八三頁注一三。

三急いで法衣を縫って、差し上げた。「頓」は、字類抄ニハカ・ニハカナリ、名義抄・字鏡集ニハカニ。一三二二頁注二四。

三あなたを招いて、法華經を説いていたかどうかと思う。

四般若心經の陀羅尼。(Dharani)梵語の咒文

「羯諦羯諦 波羅羯諦 波羅僧羯諦 菩提娑婆訶」。

五生活してゆく。一三二三頁注一七。三寶給

「命ヲヤシナフ」。

六あれこれ考えたことには。

七(願主は)前もって、乞食が逃げるだろうと心得て。「兼」は、一七七頁注二〇。

八赤い牝牛。一八九頁注一一。

九この家のご主人の母である。「公」は敬称。

「家長」は、一六九頁注八。

一〇ずっと以前、前世において。一六七頁注

一九。参考一「普先身」(一一五頁注一)。「偷

は、一八九頁注八。

三一五五頁注一三。

三大乘經典の一つである法華經の教えを説こ

うとする僧だから。「大乘」は、一九一頁注

七。

三真心からお知らせするのだ。「慳」は、一三

三五頁注一九。

四一七三頁注一〇。

度せられむことを欲ふ」といふ。法會を嚴り訖はり、明日供せ將として、使に

〔慳〕めて曰はく「第一に値ひたるを我が縁師とせむ。修法の狀有らば、過さず

して必ず請けよ」といふ。其の使願に隨ひて門を出で、試みに同じ郡の御谷の

里に往き至り、見れば乞者有り。鉢囊を肘に懸け、酒に酔ひ路に臥せり。姓名

未だ詳ならず。伎戲の人有りて、髪を剃り繩を懸けて袈裟とす。然すると雖も、

猶會て覺知め不。使見て起し禮し、勸請して家に歸る。願主見て、信心敬禮し、

一日一夜、家の内に隠し居き、頓に法服を作りて、施し奉る。爰に乞者問ふ

「所以は何ぞ」といふ。答へて曰はく「請けて法花經を講ぜ令めむとなり」

といふ。乞者「我學ぶる所無し。唯般若陀羅尼を誦持し、食を乞ひて命を活ふ

のみ」といふ。願主猶請ふ。乞者思議すらく、竊に逃るるに如かとおもふ。

兼ねて心に逃れむことを知り、人を副へて守ら令む。彼の夜請けし師、夢に見

る。赤き牝來り至り、告げて言はく「我は、此の家長の公の母なり、是の家の

牛の中に赤き牝牛有り、其の兒は吾なり。我、昔先の世に、子の物を偷み用ゐ、

所以に今牛の身を受けて、其の債を償ふ。明日我が爲に大乘を説か將とする

師なるが故に、貴びて慳に告げ知らすなり。虚實を知らむと欲はば、説法の堂

の裏に、我が爲に座を敷け。我當に上り居るべし」といふ。請けし師、夢より

一 わたしは、仏法について知識がない。三宝絵「我レ少シノ智無クシテ」。今昔「モトヨリサトリナシ」。

二 夢にお告げがあった。三宝絵・今昔「夢ニ告ル所有リ」。

三 檀越と同じ。願主と同義に用いる。→九九頁注四。

四 全然、(母が罪を負うて牝牛になつてゐることを知らなかった)。

五 ためいきをつく。→一〇一頁二行。訓読の場合、大キニナケク。「息」は、名義抄ナケク。

六 (法会に集つてゐた人びとは、みな)声をあげて泣き、その声が堂や庭にひびき渡つた。

「號哭」は、金光明最勝王經古点「手を挙げて号(オラビ)叫(サケビ)哭(ナキ)」。

七 昔からいふまで、これほど不思議なことはなかった。「往古」の訓は、→四一頁注二。

参考→「往古来」同上。三宝絵「昔ヨリコノカタイマダカクノゴトクノコトナシ」。

八 (東人は)、重ねて功德になることを行なつた。「功德」は、→一〇一頁注三。

九 (この不思議な事實は、願主東人が)母の恩を思いおこして、深く仏教を信じたことと、その乞食が般若經の咒文を唱えて功德を積んだ、その現われであることを。「神咒」は、般若心經の咒。般若心經に「是大神咒」とある。三宝絵「願主ノ恩ヲムクイムト思テ心ノネムコロニマコトヲイタセルチカラ也。乞食神咒ヲタモテル驗也」。

驚醒 心内大怪 明朝登^三講座^二言 我无^レ所^レ覺 隨願
主心^二故 登^三此座^二 唯有^二夢悟^一 具陳^二夢狀^一 檀主聞
起 敷^レ座喚^レ牝 々伏^レ座 於是檀主大哭言 實我母
我曾不^レ知 今我奉^レ免 牛聞大息 法事訖後 其牛即死
法會之衆 悉皆號哭 響^二于堂庭^一 往古已後 莫^レ過^二斯
奇^一 更爲^二其母^一 重修^二功德^一 諒知 願主願^二母恩^一
至深之信 乞者誦^二神咒^一 積^レ功之驗也

依^下不^二布施^一與^二放生^一而現得^二善惡報^一緣 第十六

聖武天皇御代² 讚岐國香川郡坂田里 有^二一富人^一 夫
妻同姓綾君也 隣有^二善姬^一 各居^二鰥寡^一 曾无^二子息^一
極窮裸衣 不^レ能活^レ命 綾君之家 爲^レ所^レ乞^レ食 日々
不^レ闕² 鋪時而逢 主將^レ試之 而每^二夜半^一 竊起

① 二字、国「施」

② 国「世」

③ 国「公」

④ 国「乞々」

⑤ 類「誦」致「意改」

◇身寄りのない老人に施すことを憐れながら、一方で釣人に放生をすすめた、という善悪二様の行為を出した人が、地獄で飢渴の報を受けた後、救い出された話。ただし、文脈が混乱している。今昔物語二〇ノ一七に引用。

〔高松市坂田町。和名抄「讃岐国 香川郡坂田 佐加多」。

二夫婦共に、同じ姓の家から出ていて。「夫」は、和名抄「平布度(ヲフト)」名義抄ヲフト(正しくはヲウト)、「妻」は名義抄メ。

三建良親王の子孫(古事記)とも、武卵王の子孫(景行記)ともいう。「君」は、かばねの一種で、国造に属する。これは、大化前代の地方豪族に多い(井上光貞、という)。

三爺さん婆さん。「善」は、一〇三頁注一九「嬬」は、本縁訓釈のほか、字類抄同訓。和名抄「於無奈(オムナ)」、名義抄オムナ。今昔

「其隣二年老ル嬬二人有リケリ」によると、二人の老婆となる。

四「それぞれ連れあいがなく、子や孫がない。

「鰥」は、新撰字鏡「男也毛女(ヲノコヤメメ)」和名抄「夜毛平(ヤモヲ)」名義抄ヤモメ。↓二七九頁注二。「寡」は、未亡人。↓三四七頁注五。

五「息」の訓釈は、意識であろう。字類抄コ。↓一〇三頁注六。

六「肌もむきだしで、衣をまとわっている。

七生活ができない。↓一〇三頁注七。

八食事の時にやってくる。ケゴトは、「食(ケ

事)か。餽」は、説文「凡食皆曰餽(段注)。

九食事さえ作れば、時間に関係なく来るのか、どうか。ためしてみよう。今昔「家ノ主此レヲ厭ハムガ為ニ」。

一〇「夜半」は、↓二九頁注五。

驚き醒めて、心の内に大に怪しむ。明朝講座に登りて言はく「我、覺る所無し。願主の心に随ふが故に、此の座に登る。唯夢に悟ること有り」といふ。具に夢の狀を陳ぶ。檀主聞き起ち、座を敷きて牝を喚べば、牝、座に伏す。是に檀主大に哭きて言はく「實に我が母なり。我曾て知らず。今我、免し奉らむ」といふ。牛聞きて大息す。法事訖はりて後、其の牛即ち死ぬ。法會の衆、悉く皆號び哭き、堂庭に響く。往古より已後、斯の奇しきに過ぎたるは莫し。更に其の母の爲に、重ねて功德を修しき。諒に知る、願主母の恩を顧みて、至深に信けしと、乞者の神咒を誦して、功を積みし驗なることを。

緣 第十六 布施せざると放生するに依りて、現に善惡の報を得る

聖武天皇の御代に、讃岐の國香川の郡坂田の里に、一の富人有り。夫と妻同姓にして綾君なり。隣に善嬬有りて各鰥寡に居りて、曾て子息無し。極めて窮しく裸衣にして、命を活ふこと能はず。綾君の家を、食を乞ふ所として、日々に闕か不、餽の時に逢ふ。主、試み將として、夜半毎に、竊に起きて

一飯を焚いて。「爨」は、本縁訓釈のほか、字類抄イヒカシク。「家口」は、家族のすべて。「口」は「入口」の「口」で、数の意。→九一頁注一三。二家中ござって。今昔「家奉て」→三四五頁注一一。三主婦が主人に告げて。「家室」は、→六九頁注三。「家長」は、→六九頁注八。四こきつかうの、方法がない。「驱使」は、→一九頁注一五。「便」は、→一〇五頁注一八。五家の用務者。六飯を分けて。「採」は説文「把握也」。名義抄トル。前本訓釈「取也(四〇〇七)」。セそれぞれ自分の分けまゑを少なくして。ハ自分の肉を割いて。「自」は、それぞれ名義抄ミツカラ。二合して訓む。「最」は「上」は、名義抄による。九その最上の功德に一致するだらう。「称」は、前田本仁徳紀、その他の訓点本による。一〇(それぞれ)の分けまゑのめしを分けて。本縁訓釈「と岐丑」の「と」は、「左」の草体を見誤ったものである。一折(析)は、本縁訓釈のほか、名義抄・字類抄サク。二「焼」は、名義抄オウナ。三次第に他の召使までが。国・類本「諸使人」に従う。「漸」は、→一九九頁注三。四「掃」は、説文「撮取也」。字鏡集・字類抄トル。→四〇一頁注一。五(爺婆を)悪く思っている召使。「慥」は、→四三二頁注一八。六「公」は敬称。「譏」は、→四三二頁注二四。「六飯の量」が少なくて。訓釈ハレシクシテは、須己シクシテの誤記か。「黽」は、竜光院本法華經「少也」。「少」は、名義抄スロシ。今昔「食物少シクシテ」。

七田を耕やすことができない。「営農ナリハヒヲシ」(四〇七頁注四)とあるが、「産業」と重複を避けて、「タツクル」と訓む。「営」の訓釈ツクルと、「農」(七一頁注五)の訓を勘案して、訓

爨¹令²食³於家口⁴ 猶來相之 合家怪之⁵ 家室告⁶家長⁷曰 此二普嫗 駢⁸仗非⁹便 我慈悲故 入¹⁰家兒數¹¹長聞之曰 採¹²飯而養 自¹³今已後 各缺¹⁴自分¹⁵ 施¹⁶彼普嫗¹⁷ 功德之中 割¹⁸自身¹⁹宏²⁰ 施²¹他²²敎²³命 最上之行 今我所²⁴作 稱²⁵彼功德²⁶ 家口應²⁷語²⁸ 折²⁹分飯³⁰而養³¹ 彼家口中 有³²一使人³³ 不³⁴隨³⁵主語³⁶ 厭³⁷於普焼³⁸ 漸使³⁹人 又厭⁴⁰不⁴¹施 家室竊⁴²擄⁴³分飯⁴⁴而養 常慥⁴⁵之人⁴⁶ 讒⁴⁷長公⁴⁸曰 缺⁴⁹使人⁵⁰分⁵¹ 育⁵²普嫗⁵³故 噉⁵⁴飯⁵⁵少⁵⁶ 飢疲⁵⁷之者 不⁵⁸能⁵⁹營⁶⁰農 令⁶¹懈⁶²產⁶³ 說⁶⁴之不⁶⁵輟⁶⁶ 猶送⁶⁷於養⁶⁸ 說⁶⁹之家口 副⁷⁰置⁷¹釣人⁷² 入⁷³海經⁷⁴釣⁷⁵ 々⁷⁶繩⁷⁷集⁷⁸著⁷⁹螺⁸⁰十貝⁸¹而⁸²上⁸³ 誂⁸⁴釣主⁸⁵曰 此嫌⁸⁶欲⁸⁷贖⁸⁸ 釣主⁸⁹不⁹⁰免⁹¹ 呵⁹²々⁹³至⁹⁴心⁹⁵ 敎化⁹⁶之言 能⁹⁷人⁹⁸作⁹⁹寺¹⁰⁰ 何¹⁰¹甚¹⁰²不¹⁰³脫¹⁰⁴ 乃¹⁰⁵脫¹⁰⁶之言 充¹⁰⁷十具¹⁰⁸京¹⁰⁹欲¹¹⁰米¹¹¹五斗¹¹² 如¹¹³乞¹¹⁴而贖¹¹⁵ 勸¹¹⁶請¹¹⁷法師¹¹⁸ 令¹¹⁹咒¹²⁰願¹²¹放¹²²之於¹²³海¹²⁴ 放生¹²⁵之人 與¹²⁶使人¹²⁷俱¹²⁸入¹²⁹山¹³⁰ 拾¹³¹薪¹³² 登¹³³于枯松¹³⁴ 脫¹³⁵之落¹³⁶死¹³⁷ 託¹³⁸ト者¹³⁹曰 我

①国類「使」(改「依高野本」改)
 ②国類「採」(改「依高野本」改)
 ③国類「教」(改「依高野本」改)
 ④国なし
 ⑤類「析」(改「依訓釈」改)
 ⑥国類「諸使」(改「依高野本」補)
 ⑦二字、国なし
 ⑧二十八字、国なし
 ⑨類「産業」(改「依訓釈」補)
 ⑩国類「讒」(改「依高野本」改)
 ⑪国類「之」
 ⑫国「唯、類「嘆」(改「依高野本」改)
 ⑬国「唯、類「嘆」(改「依高野本」改)
 ⑭国類「具」
 ⑮国類「京」(改「依高野本」改)
 ⑯国類「放」(改「依高野本」改)
 ⑰国類「放」(改「依高野本」改)
 ⑱国「令合」
 ⑲⑳二字、国なし

む。一「暮らしをたててゐることを怠けさせる。」
「産」一業」共に、名義抄ナリハヒ。二「輟」は、
本縁訓釈のほかに、一三二一頁注一三。ただし、
本縁訓釈「ヤミス」は「ヤマス」の誤り。
三「釣をする人と連れ立つて。」(家主が、家口と
釣人とを連れ立つてか。)故証「恐有脱誤」
という。「副」は、名義抄タダフ。「置」は、
「往」の誤りか。「紐」は、字類抄イトナム。
三「かき(蠅)十個が、繩に付着して。底本「蠅」
は、玉篇「蜻蛉」とある。そこで、故証「北氏
曰、疑蠅俗字」、また「前田氏曰、恐即蠅字之
訛」ともいう。未詳。「集」は、「噤」の省文と
も考えられる。「噤」は、名義抄スフ。一三二九
五頁注一七。三「釣をする主に頼んで。」(頼んだ
のは家主か。このあたり、脱文あるか。一「詭」
は、一三二四七頁注二。今昔「家主此ヲ見テ」。
三「贖」は、一三九一頁注一。云ていねいに心
を尽して。国・類本「叮々」に従う。「叮」は、
玉篇「叮嚀、囑付也」。「叮嚀」は、丁寧と同じ。
この「丁寧」を、名義抄・字類抄ネムコロ。
ネムコロでもよい。一補四四。
三「信心深い人はお寺を建てる。(それによつて、
良い酬いを得ようと心掛ける。今昔「心有ル
人ハ塔寺ヲ造リ善根ヲ修ス」。
三「なぞ、そう頑固に放生をこばむのか。
た(蠅)十個にしては償が高すぎるが、吹きかけ
たのであらう。」云「勸請」「咒願」は、一三二〇
三頁注一・二。元「放生の人」は、家主で
あらう。「使人」は、人の悪口をついた家口であ
る。三「足を踏みはずして。」(脱)は、本縁訓釈
のほかに、名義抄・字鏡集ハツル。本縁訓釈「松
脱」の「松」は原文誤入。三「みこ(巫人)に靈
魂がのりうつて。」(卜者)は、一三二四一頁注
一七。「託」は、一三二八一頁注一。

蜀キテ家口に食はしむるに、猶來たり相ふ。合家怪しむ。家室、家長に告
げて曰はく「此の二の者姫、駈ひ使ふに便非ず。我、慈悲の故に、家の兒の數
に入れむ」といふ。長聞きて曰はく「飯を操りて養ふは、今より已後、各自ら
の分を缺きて、彼の者姫に施せ。功德の中、自身の穴を割きて、他に施して命
を救ふは、最上れたる行なり。今我が作す所は、彼の功德に稱はむ」といふ。
家口、語に應じ、分の飯を折キテ養ふ。彼の家口の中に、一の使人あり、主の
語に隨はしめて、者姫を厭ふ。漸く諸の使人、又厭ひて施さず。家室、竊に分
の飯を擲りて養ふ。常に慊める人、長の公に讒ちて曰はく「使人の分を缺きて、
者姫を育ふが故に、噉ふ飯少シクシテ、飢ゑ疲れたる者、農營ルこと能は不
産業を懈ら令む」といふ。讒ちて輟(マ)ヌも、猶養を送る。讒づる家口、釣す
る人を副へ(往)きて、海に入り釣を経む。釣の繩に蠅十貝噤と著きて上る。釣
主に誂へて曰はく「此の蠅を贖はむと欲ふ」といふ。釣主免さず。叮々に心を
至し、教化して言はく「能き人は寺を作る、何ぞ甚だ脱さざる」といふ。乃ち
脱して言はく「十(貝)の直に充つるに、米五斗を欲ふ」といふ。乞ふが如くにし
て贖ひ、法師を勸請し、咒願せ令めて海に放つ。放生の人、使人と俱に山に入
り薪を拾ひ、枯れたる松に登り、脱りて落ち死にキ。卜者に託ひて曰はく「我が

身莫燒 七日置之 隨_二卜者語_一 自_レ山荷出 置之於外_一 唯待二期日_一 七日乃蘇 語_二妻子言_一 法師五人 有_レ前而行 優婆塞五人 有_レ後而行 々路廣平 直如_二墨繩_一 其路左右 立_二烈寶幡_一 前有_二金宮_一 問之 何宮 優婆塞勝_レ淨_レ曉_レ曰 斯汝家主將_レ生之宮 養_二於耆嫗_一 因_二此功德_一 爲_二作是宮_一 汝知_レ我耶 答 不知也 教曰 當知 十人法師優婆塞者 汝贖放之_二蠅十具也_一 宮門左右 有_二額生一角之人_一 捧_二大力_一 爲_レ殺_二於吾額_一 法師優婆塞 諫之_レ令_レ戮 門左右備_二蘭餽饌_一 諸人樂食 吾居_二于中_一 七日 飢渴 自_レ口出_レ焰 然言 汝不_レ施_二飢耆嫗_一 而厭罪報也 法師優婆塞 將_レ吾而還 纔見乃蘇 是人觀之 淚狀好_レ施 放生贖_レ命之報者 返救_二靈_一 不_レ施之報者 返令_二飢渴_一矣 非_レ无_二善惡之報_一也

嫗_於子 餽_乎乃古 息_于方 鋪_止計右 蠅_イ牛力 家室_二合_一 自 操_取也 姥_ナヲウ 鈔_クハレシ 析_且岐 營_ルツク 産業_リナ ヒハ 輟_スヤミ 嚙_ヒス 蠅_友河 脫_スニル 松脫_リハツ 睇_セマミ 諄_カニ 嗟_サシテ 戮_友羅志 餽_ヨ餽_ヒヤノ 焰_ラホム 翼_也助

- ①国「甦」
 ②国なし
 ③国「仁」
 ④国「之」
 ⑤国なし
 ⑥類列
 ⑦国類「諄」*「致」依高野本改
 ⑧延壽*
 ⑨類室「致」意改
 ⑩国「妣」
 ⑪国なし
 ⑫国類「刀」致「依高野本改」
 ⑬国「餽」
 ⑭国「甦」
 ⑮国類然「致」依高野本改
 ⑯国類「翼」
 ⑰国「還」
 ⑱類「鋪」
 ⑲類古
 ⑳延左
 ㉑類「ヌ」
 ㉒延「免」致云「疑木字」
 ㉓類「翼」

一七五頁注七。

二 まさぐなことは、(大王が、木材に線を引く時に用いる)墨繩のようである。和名抄「内典云、端直不曲、喻如繩墨」の注に、「涅槃經文也。須美奈波(スミナハ)。万葉「飛騨人の打つ墨繩の直一道に」(六四〇)。一三六一頁注四。

三 錦などで織った美しい垂れ旗で、他に、金屬・寶石などをつけている。「幡」は、和名抄「波太(ハタ)」。

四 目くばせをして。メカリウツの訓もある。

五 六七頁注二。

六 ひそそとささやいて。「尋」は、本縁訓釈・字類抄による。底本「噓」は、「嗟」か。本縁訓釈サ、シテは、ササメキテの誤りである。一七三頁注二〇。

六 獄卒。

七 きらせない。本縁訓釈「支羅志乎受」の「乎(ヲ)」は、「米(メ)」の誤り。

八 句いのよいうまそうな食物をととのえて。

「罽」は、一七三頁注一九。「餽」は「餽」の誤りか。玉篇「餽ハ饌也」。「饌」は、一〇三頁注二。「餽」は、一七三頁注九。

九 ふと目を開けると。「纒」は、一三五頁注七。

一〇 (地獄を見てからは)、水が土地を潤おすように、あまねく施すことを。「瘼」は、「泉」と同じ。「山拱先韻」で「尾韻」であるから、音注「世弥(セミ)」は、セミとあるべきところ。「尔・迄」等の誤りか。

二 わが身に返って、みずからを救い助けることになり。「翼」は、玉篇「助也」。名義抄・字類抄タスク。

身を焼くこと莫かれ、七日置け」といふ。卜者の語に隨ひ、山より荷ひ出して、外に置き、唯期りし日を待つ。七日にして乃ち蘇め、妻子に語りて言はく「法師五人、前に有りて行き、優婆塞五人、後に有りて行く。行く路廣く平かに、直きこと墨繩の如し。其の路の左右に、寶幡を立て列ね、前に金の宮有り。問ふ『何の宮ぞ』といふ。優婆塞、睨せて諱二(嗟キ)テ曰はく『斯は汝が家室の生まれ將とする宮なり。普姫を養ふ。此の功德に因りて是の宮を爲作る。汝、我を知るか』といふ。答ふ『知ら不』といふ。教へて曰はく『當に知るべし。十人の法師優婆塞は、汝が贖ひ放ちし蟻十(貝)なり』といふ。宮門の左右に、額に一つの角生ひたる人有り。大刀を捧げて、吾が頸を殺らむとす。法師優婆塞、諫めて戮ラ令メ不。門の左右に蘭しき餽饌を備けて、諸人樂しび食ふ。吾、中に居ること七日、飢ゑ渴きて、口より焰を出す。然るに言はく『汝飢ゑたる普姫に施さずして、厭ひし罪の報なり』といふ。法師優婆塞、吾を將て還り、纒見れば乃ち蘇めたるなり」といふ。是の人觀て、凜然として施を好みき。生を放ち、命を贖ふ報は、返りて救ひ翼け、施せ不報は、返りて飢渴せ令む。善惡の報无きに非ず。

觀音銅像及鷺形示三奇表縁 第十七

大倭國平群郡鵜村岡本居寺

觀音銅像有二十二體昔少聖田宮御宇天皇卅上宮皇太子所准宮也
大子發覺願以宮成尼寺者也

聖武天皇世 彼銅像六體 盜人

所_レ取 尋求无_レ得 經_二數日月_一 平群驛西方 有_二少池_一夏六月 彼邊有_二牧牛童男等_一¹⁰ 見_二池中有_二聊木頭_一々上居鷺 牧牛見_二彼居鷺_一 拾_二集礫塊_一以之擲打 不避猶居 擲拍疲懈 下_レ池取_レ鷺 垂將_レ捕之 卽入_二於水_一 見_二所_レ居木_一有_二金之指_一¹³ 取牽上見 觀音銅像 類_二觀音像_一 名_二菩薩池_一 牧牛童男 告_二知諸人_一¹⁴ 々々轉聞 告_二知寺尼_一¹⁵ 々々等聞來見 實其像也 塗金襯落 居_二衆術繞彼像 而悲哭云 我失_二尊像_一 日夜奉_レ戀 今遲近而逢而逢 我諸大師 何有_二罪過_一 蒙_二斯賊難_一²⁰ 然嚴舉安_レ像以

①國類「反化」(改)依高野本(改)

②國類「以下同」

③國類「尼」(改)依高野本(改)

④國類「世」(改)依高野本(改)

⑤國類「住」(改)依高野本(改)

⑥國類「太」

⑦國類「小」

⑧國類「池邊」

⑨國類「以下同」

⑩國類「則」

⑪國類「拍」

⑫二字、國なし

⑬國類「尼」(改)依高野本(改)

⑭國類「衛」(改)依高野本(改)

⑮二字、國類なし(改)依高野本(改)

⑯國類「法」

⑰二字、國類「狀」

⑱國類「舉」(改)依高野本(改)

◇盜難に遭つた觀音像六体が、鷺の姿となり、池の杭に現われ、無事もとの寺にもどつた話。
今昔物語一六ノ二三。
一鷺のすがたに変わつて。「反化」は、國・類本による。「變化」と同じ。「反」(変)共に、山抵の類音字。「鷺」は、本草和名・和名抄サギ。
二奈良県生駒郡。
三斑鳩町岡本。↓七七頁注一四。
四法起寺。法隆寺の東に在る。↓七七頁注一四。
五推古天皇の時代。聖德太子の宮殿は、↓七七頁注一三。
六「平群の駅」は、所在不明。今昔「其ノ郡ノ駅ノ西ノ方」。
七「牧牛」は、↓二二頁注二。「童男」は、↓二二頁注三。
八小さな棒杭の先が水面に出ている。「頭」は、前田本継体紀その他の点本にハシ。「聊」は、名義抄そのほか、点本イササカニ。今昔「小キ木指出タリ」。
九小石や土のかたまり。「礫」は、本縁訓釈のはか、↓五七頁注二。「塊」は、本縁訓釈のは

か、新撰字鏡・名義抄・字類抄ツテクレ。

二 投げつける。「擲」は、↓九一頁注一八。

三 今こそ捕えようとするときに、鷺が枕から水面に降りた。「垂」の訓釈「伊万ミヨイママデ」は「伊万之イマシ」の誤り。

三 金色の指があらわれている。(枕と思つたのは観音像の指であつたのだ。)今昔「瑞忽ニ失ヌ。居タリツル木ハ尚有り。其木ヲ吉ク見レバ金ノ指ニテ有り」。

四 観音菩薩の像が出たことにちなんで。「頼」は、本縁訓釈のほか、名義抄ヨル。

五 人びとが聞きづたえにして。「転」は、字類抄ツタフ。

六 塗つた金箔が剥げおちている。本縁訓釈「號」は、本文および類本「標」に従う。「音大伊」は誤り。「標」は「掃」に通じ、「掃」は、唐音池尔切(子)。韻会「奪衣也」。名義抄アハク字鏡集キス(ヌ)の誤りハク。

七 観音像の廻りをとりまいて。「衛繞」は、↓一八九頁注六。

八 偶然にめぐり逢ふことになった。「而逢」は、国・類本により削る。「邂逅」は、↓九七頁注六・一五七頁注一。

九 観音さまは、何の罪とがによつて盗賊の災難におかかになつたのだから。六体あるので「諸」という。「大師」は、仏や高僧などの尊称。

「罪」は、名義抄アヤマチ。「過」は、字類抄アヤマチ。二合して訓む。参考↓二四三頁注一六。

三「擧」は、国・類本に従う。↓七七頁注一八。

三(みこし)像を安置して、寺に迎え入れた。

観音の銅像、鷺の形に反化して、奇しき表を示す縁 第十七

大倭の國平群の郡鵜の村岡本の尼寺に、観音の銅像十二體有り。昔少墾田の宮に宇御めたまひし天皇のみ世に、上の宮の皇太子の住みたまひし宮ぞ。太子、誓願を發して宮を尼寺と成せるものぞ。聖武天皇のみ世に、彼の銅像六體、盗人に取られ、尋ね求むれども得ること無く、數の日月を経たり。平群の驛の西の方に、小き池有り。夏六月、彼の邊に牧牛の童男等有りて、見れば、池の中に聊かなる木の頭有り。頭の上に鷺居たり。牧牛彼の居たる鷺を見て、磔塊を拾ひ集めて、擲げ打つに、避らずして猶居り。擲げ拍ち疲れ懈り、池に下りて鷺を取る。垂捕ら將とするに、即ち水に入る。居たる木を見るに、金の指有り。取りて牽き上げ見れば、

観音の銅像なり。観音の像に頼りて、菩薩の池と名づく。牧牛の童男、諸人に告げ知らす。諸人轉へ聞きて、寺の尼に告げ知らす。尼等聞きて來り見れば、實に其の像なり。塗れる金襴ケ落つ。尼衆彼の像を衛み繞りて、悲しび哭きて云はく「我、尊像を失ひ、日夜に戀ひ奉り、今邂逅に逢ふ。我が諸大師、何の罪過有りてか、斯の賊難を蒙りたまふ」といふ。然して、擧を嚴り像を安みして、

三 京都府相楽郡管内。↓一七頁注一〇。「部内」は、↓九五頁注一九。

二 俗人。僧の着る染衣に對していう。インドの風俗。

三 上狛町字高麗寺の地にあった寺。「榮常」は、伝不詳。

三「暫」は、↓一三九頁注七。

四 碁を打つたびに、口癖のようにいう。僧と碁との關係については、「條」の訓と共に、↓一七頁注一九。

五 榮常さまの碁の打ち方だぞ。

六 一目おく毎にいう。

七 ↓一七頁注一六。三寶絵「ことさらに」。

八 口をひねりまげる。「己口效」は、国・類本による。↓一七頁注一七。

九 僧の真似をする。「效」は、↓一七頁注一八。

十 にわかに。「奄」は、名義抄タチマチ。「奄然」は、↓三三九頁注七。

十一 本縁訓釈ニカミヌは、注八ではなく、ここである。

十二 あごを押えて。「頤」は、本縁訓釈のほか、新撰字鏡「於止加比・オトカヒ」、名義抄オトカヒ。本縁訓釈ヲシカヒの「シ」は、万葉仮名

「止」を訓み誤ったもの。↓四四七頁注一四。

十三 あおむけに地面に倒れて。「辭」は、↓一〇七頁注一七。「舉身置地」は、↓四〇五頁注一。

十四 「頓」は、↓三六五頁注八。

十五 刑罰を加えたのではないが。

十六 あざけりの心で、相手の口真似をすれば。云々して恨みの心をもって、相手に危害を加えるにおいては。(なおさらのことである。)

「怒」「瞋」共に、名義抄・字類抄アタ。

寺に請け奉る。道俗集ひ言はく「錢を鑄り盜(人)、取り用ゐむとして便無く、思ひ煩ひて棄てたるならむ」といひき。定めて知る、彼の鵠と見しは、現實の鵠に非ず、觀音の變化なることを。更に疑ふこと莫かれ。涅槃經に説くが如く「佛の滅後と雖も、法身常在在す」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

法花經を讀む僧を咎りて、現に口喎斜みて、惡死の報を得る緣 第十八

去にし天平年中、山背の國相樂の郡の部内に、一の白衣有り。姓名未だ詳ならず。同じ郡の高麗寺の僧榮常、常に法花經を誦持す。彼の白衣、僧と其の寺に居て、暫の間碁を作す。僧碁を作す條に言はく「榮常師の碁の手ぞ」といふ。遍毎に言ふ。白衣僧を咎り、故に己が口を戻りて、效び言ひて曰はく「榮常師の碁の手ぞ」といふ。是の如く重ね重ね止ま不して猶效ぶ。爰に奄然に白衣の口喎斜ミヌ。恐りて手を以て頤を押へ、寺を出でて去る。去る程遠くあら不して、身を擧げて地に躡れて、頓に命終はりぬ。見聞する人の云はく「刑を加へずと雖も、心に咎り效び言へば、口喎斜み、忽然にして死ぬ。何に況むや、怨讎

心^一 加^二刑罰^一矣 法花經云 賢僧與^二愚僧^一 不^レ得^レ居^二同位^一 又長髮比丘者 白衣不^レ剃^二髮鬢^一而賢也 同^レ位同^レ器而不^レ得^レ用 若強位者 銅炭上居^二鐵丸^一答 墮^二地獄^一者 其斯謂之矣

喝斜^二合ユ戾^二モト顛^二ラシ炭^二アラ

憶^二持心經^一女現主閻羅王闕示^二奇表^一緣 第十九

利苾優婆夷者 河內國人也 姓利苾村主故以爲^レ宗^五
 天年澄情 信^二敬三寶^一 常誦^二持心經^一以爲^レ業行^一 誦^二心經^一之音 甚微妙 爲^二諸道俗^一所^二愛樂^一也 聖武天皇御世 是優婆夷夜寢 不^レ病卒爾而死 到^二閻羅王所^一 時王 見之而起 立^レ床敷^レ摩居之 語曰 傳聆 能誦^二心經^一 我欲^レ聽^レ聲 暫頃耳^五 願誦 聞之 卽誦 王聞隨喜 從^レ坐而起 長跪拜曰 貴哉 當如^レ聞有 還之三日告 今

⑥ 國なし

⑤ 國類字(改)依高野本(改)

④ 國類「至」

③ 類「ト」改「依」下卷訓釈(改)

② 國類「吞」改「依」高野本(改)

① 類なし

⑦ 國なし
⑧ 國類「誦耳」改「依」高野本(改)

一 以下の語は、法華經に見えない。
 二 賢僧と愚僧とが、同列にいることはできない。
 三 髪をのばした出家は、髪や鬢を剃らない俗人の賢者と、同列にあたり、同じ食器を用いることはできない。(僧を尊べという意)「鬢髪」は、「鬢髪」(一六一頁注五)と同じ。
 四 銅や炭火の上に、熱した鉄の玉を置いて吞み、地獄におちる。「炭」は、本縁訓釈のほか、名義抄・字鏡集アラズミ。アラズミは、「和炭(ニコズミ)」の対で、品質の荒い炭。
 ◇日ごろ般若心経を誦誦する女が、冥土で閻羅王を感服させ、三人の黄衣に会って帰ったが、

その三人が紛失した經卷の姿つゝあつて、三日を経て經三卷を手にもどした話。今昔物語一四ノ三十一に引用。一補四六。

五 般若心經を念じ、信仰する女。「憶持心經」は、一〇七頁注一・一二。

六 一八九頁注一三。

七 人物未詳。攷証は、神名式「古市郡利鴈神社」、推古紀「戸刈池」等の名から、その辺大阪府南河内郡の者かとする。「優婆夷」は、女性の仏教信者。この当時は、女性の仏教修行者へ「村主」は、姓(か)で、婦化人に多い。前田本雄略紀スグリ。和名抄「伊勢国安濃郡村主須久利スクリ」。一八九頁注八。

九 「字」は、國・類本に従う。別の呼び名。名義抄・字類抄アザナ。上の「以」は、コレヲモテと訓む。名義抄による。一三六七頁注三。

一〇 生まれつき心が清らかであつて。一八一頁注一。

二 大交うるわしく。

三 信仰され(信頼され)、帰依された。仏教語としては、世間・出世間の真理(善法)を信じ楽しむこと。

四 一〇七頁注一〇。

五 台を作り、そこへ敷物を置いて、すわらせて。「尊」は、「而蜀切、具音ニク。「褥」と同じ。名義抄シトネ。本縁訓釈は音注だけだが、前後から推すに訓注を忘れてはいないか。

六 「弥」は、説文「聰也」。名義抄キク。新撰字鏡「弥、止志ミミトシ」。

七 天しはらく招いただけだ。「請耳」は、國・類本に従う。「暫」は、一三九頁注七。「暫頃」は、一三八五頁注一。

八 一五五頁注一二。

の心を發し、刑罰を加ふるはや」といふ。法花經に云はく「賢僧と愚僧と同じ位に居ること得^じ不^し。又長髮の比丘^{びく}は、白衣の髮鬘^{はつせん}を剃^そら不^ずして賢なると、位を同じくし器を同じくして用ゐること得^じ不^し。若し強ひて位する者は、銅炭^{どうたん}の上に鐵丸^{てつがん}を居^おきて呑み、地獄に墮^おちむ」といふは、其れ斯^それを謂^いふなり。

心經を憶持する女、現に閻羅王の闕に至り、奇しき表を
示す緣 第十九

利^と莉^りの優婆夷^{うぱい}は、河内の國の人なり。姓は利莉村主^{りりむらぬし}なるが故に、以て字とす。天年^{てんねん}澄情^{じやうじやう}にして、三寶を信敬し、常に心經を誦持して、業行とす。心經を誦する音^{おと}、甚だ微妙^{みみやく}にして、諸の道俗の爲に愛樂^{あいらく}せらる。聖武天皇の御世に、是の優婆夷^{うぱい}、夜寢^{よる}ね、病ま^や不^ずして卒爾^{そに}にして死し、閻羅王^{えんらおう}の所に到る。時に王、見て起^{おこ}ち、床を立て褥^{しとね}を敷^ふきて居^する、語^{こと}りて曰はく「傳へ聆^{りやう}く、能く心經を誦^ずすといふ。我、聲を聴かむと欲^{おも}ふ。暫^{しばらく}の頃請^{アヒダ}くるのみ。願^{ねが}はくは誦^ずせよ、聞かむ」といふ。即^{すなは}ち誦^すす。王聞きて隨喜^{ずいぎ}し、坐より起^{おこ}ち、長跪^{ひさまづ}きて、拜^をして曰はく「貴きかな。當に聞^きしが如く有^あり」といふ。逕^よること三日にして、告^つぐらく「今は

一→三〇三頁注一〇。

二「経巻の靈であるから、経文の黄紙を黄衣と
なぞらえたのである」

三「以前」ちよつとお目にかかったことだ。

「誓」の本縁訓釈「止米」は、「止米(トメ)」の
誤り。名義抄ヒトメ。訓釈は、頭音省記の例の
一つ。「觀」は、「觀」と共用。「觀」は、↓五

六頁訓釈。「所」は、述格に立った例。

四近頃お目にかからないので。「比頃」は、
本縁訓釈のほか、↓六九頁注一。「隣」は、名義
抄ミル。

五どうしたことだろう。いま時分偶然お会い
するとは。「偶」は、本縁訓釈のほか、名義抄
同訓。↓二〇三頁注八。

六平城京には、市があった。東市は、辰市村
杏(カラモモ)の地。現在の和歌山県市東北部。
参考↓万葉「東の市の植木の木垂るまであはず
久しみう恋ひにけり」(三〇〇)。

七すこし気がついて見ると、生きかえってい
たのだった。「機」は、↓三二一頁注一八。

八見せ売りをする。本縁訓釈テラハキ(吉)テ
は、テラハシ(志)テの誤り。新撰字鏡「天良波
須(テラハス)」、名義抄ウルとあり、「売」と同

過還 自王宮^二出 門有^三三人^一 著^三之^一黄衣^一 値^二優婆
夷^二而歡喜^一 唯^レ瞥^二所^一觀 比頃不^レ隣^三故 吾戀思 何偶
今達^一 往矣 速還 我從^二今日^一經^二于三日^一 諾樂京東市
中必逢 別還纔見 更甦^二之也^一 至^二三日朝^一 猶故欲^レ往^二
京之東市^一 往居^二市中^一 而終日待 々人不^レ來 但賤人
從^二市東之門^一 而入^二市中^一賣^レ經^三 街賣以告之言 誰經
買乎 優婆夷前遮歷而過 從^二市西門^一而出往也 優婆夷
欲^レ買^二彼經^一 遣^レ使而還 開^レ經見之 彼優婆夷 昔時奉
寫梵網經二卷心經一卷也 未^レ供而失 還之多年 求諮
不^レ得 心内歡喜 知^二盜人^一 猶忍問 經直欲幾何 答
別^レ卷直欲^二錢五百文^一 隨^レ乞而買 於是乃知 逢期三
人者 今即是經三養也 設^レ會講讀 增信因果^一 慇懃
誦持 晝夜不^レ息 噫呼奇哉 如^二涅槃經云^一 若見有修^二
行善者 名見^二天人^一 修^二行惡者 名見^二地獄者^一

二三四

①国類なし(改「依高野
本(削)」)

②国弊*^一

③類瞬^一

④国類逢(改「依高野
本(改)」)

⑤国なし

⑥国なし

⑦二十二字、国なし

⑧類なし

⑨国類(盜經)(改「依高
野本(補)」)

⑩国則^一

⑪国類卷^一

⑫類説云^一

⑬国なし、類「有人」(改
「依経増」)

意に用い、熟語となる。一四一頁注一。今昔「棒ヶ売リテ」。

九誰か經を買わないか。

二立ちふさがるように、前を通って行き。

「道」は、一四五頁注一六。

二梵網經盧舍那佛說菩薩心地戒品第十「鵝摩羅什記」。大乘菩薩戒の根本經典として重んじられる。

三寫經をしただけで、供養の式を行なわないで。「供」は、一二二頁注二。

三（永年の間）、たずね求めて、手に戻らなかつたものである。「幣」は、本縁訓釈のほか、名義抄トフ。今昔「年月ヲ經テ求メ尋ヌルニ求得ルコト無し」。一五頁注六。

四經の代金は、いかほどしいのか。「幾何」は、本縁訓釈のほか、名義抄同訓。「直」は、「値」と同じ。字類抄アタヒ。

五一卷ごとに錢五百文ほしい。

六「期」は、一八七頁注六。

七閻魔王庁にいた黄衣の三人。

八法会を設けて、それらの經を講読して（供養し）。

九熱心に經を念唱して。「慳」の本縁訓釈「ネモロニ」は、中間の「コ」省記の例か。「慳」は、本縁訓釈を除けば、普通はネム（モ）コロ。

一〇九頁注二五。今昔「慳ニ受持スル事日夜ニ不怠ズ」。「誦持」は、一三七頁注一二。

三まあ、不思議なことだ。「噫呼」は、一七七頁注一。

三一二三頁注二。一補上八六。

三もし、現在善を修行する人がいるなら、その名は天界や人間界にしろわたり、悪を行なう人がいるなら、その名は地獄にしろわたるであらう。一三三頁注二・二三。

過かに還れ」といふ。王宮より出づれば、門に三人有りて、黄なる衣を著たり。

優婆夷に値ひて歡喜して曰はく「唯暫覲し所なり。比頃隣不るが故に、吾戀

ひ思ふ。何ぞ偶々今逢ふ。往け。速かに還れ。我今日より三日を経て、諾樂の

京の東の市の中に必ず逢はむ」といふ。別れ還りて纔見れば、更に甦めたるな

り。三日の朝に至り、猶故に京の東の市に往かむと欲ひ、往きて市の中に居て、

終日待つに、待つ人來ら不。但賤しき人、市の東の門より、市の中に入りて經

を賣る。街〔シ〕テ賣りて告げて言はく「誰か經を買はむ」といふ。優婆夷の前

を遮り歷て過ぎ、市の西の門よりして出で往く。優婆夷彼の經を買はむと欲ひ、

使を遣して還らしめ、經を開きて見れば、彼の優婆夷、昔時寫し奉りし梵網經

二卷、心經一卷なり。未だ供せずして失ひ、還ること多の年を、求め諮ひて得

不りしものなり。心の内に歡喜し、盜人と知れども、猶忍びて問ふ「經の直、

欲ふこと幾何ゾ」といふ。答ふらく「卷別に直錢五百文を欲ふ」といふ。乞ふに

隨ひて買ふ。是に乃ち知る、逢はむと期りし三人は、今即ち是の經の三卷なり

しことを。會を設けて講讀し、増因果を信け、慳ニ懃メテ誦持し、晝夜も息

ま不りき。噫呼奇しきかな。涅槃經に云ふが如く「若し見に人有りて善を修行

せむには、名、天人に見れ、惡を修行せむには、名、地獄に見れむ」といふは、

其斯謂之矣

◇娘が夫に従って任地に行き、あとに残った母親が悪夢を見て、熱心に読経を行ない、娘を危難から救った話。三宝絵詞中一二に引用。→補四七。

一 悪夢を見たために。

二 まごころを尽して、僧侶に経を読ませる。(お経を上げてもらう)。「至誠心」とは、往生浄土のために起す三心(至誠心・深信・廻向発願心)の一つ。善導の往生礼讃偈「一に至誠心とは、所謂身業に彼の仏を礼拝し、口業に彼の仏を讃歎称揚し、意業に彼の仏を専念觀察す。凡そ三業(身・口・意)を起すには必ず須らく真実なるべきが故に至誠心と名づく」。→一九一頁注二。

三 命拾いできたはなし。
四 →九七頁注一〇。観智院本三宝絵「城上郡。五年をとった母(老母)。(娘が二子の母なので、それと区別するための用語)」。→九七頁注二一。

六 「嫁」は、名義抄・字類抄トツク。→一四七頁注一五。
七 夫である役人。
八 地方官(国司)として、派遣されることになつて。(郡司は、中央からは派遣されない)。「主」は、名義抄ツカサドル、「幸」は「国司」と共に、前田本雄略記ミコトモチ、和名抄「大宰府 於保美古止毛知(オホミコトモチ乃司)」「天皇の御言を現地で執行するの意」とあるのを勘案して、「主幸」を「コトモチ」と訓む。参考

街 ^ギ	諺問 ^{ワタ}	幾何 ^{イツハ}	慇 ^ミ	懃 ^ミ
吉良波	吉良波	クソハ	慇 ^ミ	懃 ^ミ
吉良波	吉良波	クソハ	慇 ^ミ	懃 ^ミ
吉良波	吉良波	クソハ	慇 ^ミ	懃 ^ミ
吉良波	吉良波	クソハ	慇 ^ミ	懃 ^ミ
吉良波	吉良波	クソハ	慇 ^ミ	懃 ^ミ
吉良波	吉良波	クソハ	慇 ^ミ	懃 ^ミ
吉良波	吉良波	クソハ	慇 ^ミ	懃 ^ミ
吉良波	吉良波	クソハ	慇 ^ミ	懃 ^ミ
吉良波	吉良波	クソハ	慇 ^ミ	懃 ^ミ

依「悪夢」至「誠心」使「誦經」示「奇表」得「全」命縁
第廿

大和國添上郡山村里 有二一長母 姓名未詳也 彼

母有^レ女 嫁生^二子^一 婢官遣^二縣主宰^一 因率^二妻子^一

至^二所^一任國 經^二歲餘^一也 但妻之母 留^レ土守^レ家 儵

爲^レ女夢見^二惡瑞相^一 卽驚恐 念^二爲^レ女誦^レ經 而依^二貧

家^一 不^レ得^レ敢^二之^一 不^レ勝^二心念^一 脫^二自著衣^一 洗淨擊以

爲^レ奉^二誦經^一 然凶夢相 復猶重現 母增心恐 復脫^二著

裳^一 淨洒以爲^二如^レ先誦經^一 女在^二任縣國司館^一 所^レ生

子 遊^二館庭中^一 母屋裏裏 二子 見有^二七僧^一坐^二乎居

屋上^一而讀^レ經也 二子白^二母言^一 屋上在^二七軀法師^一而

讀^レ經矣 遣出應^レ見 彼讀^レ經音 如^二蜂集鳴^一 母聞之

- ①類「忽」(改意改)
- ②類「暫」(改「依」本条改)
- ③類「米」
- ④改云「吉疑志字」
- ⑤「便」

⑥国、本文なし。題目の下に「三寶繪下帖有之故略之耳」と注す

「女在任東國司館」(注一七)。

九三「宝絵」ソノ国ニイタリテ二年アルニ。

〇娘の母、つまり長母。「土」は、前田本雄略

紀クニ。三三「宝絵」女ノ母フルキサトニアリテ。

二突然、娘のために悪い前兆となる夢を見た。

「鑑」は、一九五頁注二。「瑞」は、一四四

頁注七。「相」は、岩崎家本皇極紀シルシ。「瑞」

「相」二合して訓む。

三少しも、僧侶に誦経を頼めない。

三思ひ余って。「不勝」は、一七九頁注三三。

四(誦経の僧にお布施として、恭しく差し上

げようとする。「撃」は、一六五頁注一四。

五観智院本三三「宝絵」東大寺切「あしきゆ

め又かされてみゆ。ははの心ますくおづ。ま

たきたり(し)ものをぬきてあらひてす行をせし

む。

六「酒」は、ススキテ(二五九頁注七)・アラヒ

テ(二七九頁注二二)。ここは、東大寺切と照応

させる。

七任地の役所(国司)の官舎に住んでいた。

「館」は、和名抄「太知(タチ)」、名義抄「タチ」。

東大寺切「く」の「に」にすむ。注八。

八二人の子の母(長母の娘)。二つめの「裏」

は「裏」か。

九屋根に七人の僧がいて、経を読んでいる。

「鑑」は、名義抄「ハシラ」。仏像などの、尊敬

すべきものへの助数詞。仏の変化と見られると

ころから、「鑑」を用いたか。前の「七僧」に

合せて訓む。東大寺切「ななの法師」。

三〇一三五頁注一。

三三口話とも地の文ともされる。三三「宝絵」屋ノ

上ラキクニマゴトニ経ヲヨムコニアリ蜂ノアツ

マリテナクガゴトシ。

三二人の子の母(長母の娘)。

其れ斯れを謂ふなり。

悪夢に依り、誠の心を至して経を誦せ使め、奇しき表を
示して、命を全くすること得る縁 第二十

大和の國添^{やまと}の上^{うへ}の郡山村^{こほろやまむら}の里^{さと}に、一^{ひとり}の長母^{ちやうぼ}有^あり。姓名^{せいせい}未^{いま}だ詳^{しょう}ならず。彼の母
に女^{むすめ}有^あり。嫁^{よめ}ぎて二^{ふたり}の子を生^うむ。智^ちの官^{つかさ}、縣^{あがた}の主宰^{みこころもち}に遣^やされ、因^よりて妻^め子を率^あ
て、任^まけられし國に至^{いた}りて、歳餘^{さいじゆ}を経^へたり。但妻^{ただめ}の母^{はは}、土^{くに}に留^{とど}まりて家^{いへ}を守る。
儼^{げん}に女^{むすめ}の爲^{ため}に夢^{ゆめ}に悪^{わる}しき瑞相^{しるし}を見る。即^{すなは}ち驚^{おど}き恐^{おそ}り、女^{むすめ}の爲^{ため}に経^{きやう}を誦^おせむと念^{おも}
ふに、貧^ひしき家^{いへ}なるに依^より、敢^あへてなすこと得^え不^ず。心^{こころ}に念^{おも}ふに勝^たへ不^ず、自^{みづか}ら著^あ
たる衣^{きぬ}を脱^ぬぎ、洗^{あら}ひ淨^{きよ}め撃^うちて誦^お経^{きやう}に奉^{ほう}らむとす。然^{しか}るに凶^ししき夢^{ゆめ}の相^{さう}、復^{また}猶^{なほ}
重ねて現^{あら}はる。母^{はは}増^{ます}くに恐^{おそ}り、復^{また}著^あたる裳^もを脱^ぬぎ、淨^{きよ}め洒^あひて、先^{まづ}の如^{ごと}く誦^お
経^{きやう}を爲^なす。女^{むすめ}は任^まり縣^{あがた}の國司^{くにのみさ}の館^{たね}に在^あり。生^うめる子^こ、館^{たね}の庭^{にわ}の中に遊^{あそ}び、母^{はは}は屋^{いへ}
の裏^{うら}に「裏^{めく}」る。二^{ふたり}の子^こ、七^{なな}の僧^{そう}有^ありて居^ゐたる屋^{いへ}の上^{うへ}に坐^あて、経^{きやう}を讀^よむを見る。
二^{ふたり}の子^こ、母^{はは}に白^{まを}して言^{こと}はく「屋^{いへ}の上^{うへ}に七^{なな}軀^この法師^{はふし}在^ありて経^{きやう}を讀^よめり。遙^{さう}かに出^で
て見る應^{おこ}し」といふ。彼^その経^{きやう}を讀^よむ音^{おと}、蜂^{はち}の集^{あつ}まり鳴^なくが如^{ごと}し。母^{はは}聞^{きこ}きて、

怪起後屋出 即當_二居處_一之壁仆也 亦七法師 忽然不
見 女大恐怪 自內心念 天地助_レ吾 不_レ壓_二於壁_一
後守_レ家母 遣_レ使到問 陳_二凶夢狀_一 傳_二讀_レ經事_一 女
聞_二母傳狀_一 大怖通_レ心 增信_二三寶_一 乃知 誦經之力
三寶護念也

攝神王蹲放_レ光示_二奇表_一得_二現報_一緣 第廿一

諾樂京東山 有_二一寺_一 號曰_二金鷲_一 々々 優婆塞
住_二斯山寺_一故 以爲_レ字 今成_二東大寺_一 未_レ造_二大寺_一時
聖武天皇御世 金鷲_以行者 常住修_レ道 其山寺居_二一執
金剛神攝像_一矣 行者神王蹲繫_レ繩引之 願晝夜不_レ憩
時從_レ蹲放_レ光 至_二于皇殿_一 天皇驚怪 遣_レ使看之 勅
信尋_レ光至_レ寺 見有_二一優婆塞_一 引_下於繫_二彼神蹲_一之繩_上
禮佛悔過 信視遄還以狀奏之 召_二行者_一詔

一 役所の後ろの官舎。
二 ↓三一頁注二九。
三 「忽然」は、↓一九頁注二九。
四 神仏が自分を助けて、壁におしつぶされな
かった。「圧」は、↓三五頁注一一。
五 そのことがあって後、郷里の家の老母が、
使を娘のところへ差し向け、その使が、娘のと
ころに来て見舞い。
六 大層恐ろしがり、心を仏に通わせて。
七 仏法が、衆生を守ろうとする心。

①類「攝」攷「依下文
改」
②底「熟」を訂して「鷲」と
す。国「熟」以下同じ
③国類なし（攷「依高野
本削」）

④国「王」

◇執金剛神に祈願して、修行の結果、その聖から光を放ち、聖武帝の感得せられるところとなり、その庇護のもとに仏道修行を成就し、大成した金鷲行者の話。東大寺の縁起。今昔物語一七ノ四九・扶桑略記(聖武天皇下)・宝物集五・古事談・三國弘法伝通縁起などに引用。↓補四八。

八土で造った、仏法守護神(執金剛神)の塑像。「攝」は、↓二五頁注四。

九はぎ。すね。「縛」は、新撰字鏡「古牟良(コムラ)又牟加波支(ムカハギ)」、名義抄コムラ・ハギ・ムカハギ。

10 春日山一帯。

二東大寺法華堂の古名「金鐘寺」に通用する。

三良弁僧正が鷲にさらわれた故事から、それを準えて、「金鷲」としたか。↓補四九。「優婆塞」は、↓七五頁注七。

三通称名。↓二三三頁注九。

四金剛杵を手にし、仏法を守護する神。梵語 Vajradhara (伐利羅陀羅)。「攝像」は、↓二一五頁注四。

一五頁注四。

五(仏像などに縄や索をつけて、それを手に引いて祈願をすること)は、↓二七九頁注二。

六「憩」は、本縁訓釈のほか、↓二〇頁訓釈。七皇居を「大殿」という。「大殿」は「御殿」と同じ。名義抄オホトノ。この「大殿」に「皇殿」を準じる。今昔「宮」、宝物集「禁中」、説教本傍訓アハウデン。

八天皇の御使。勅使。「信」は、正字通「信、古人謂使者曰信、与訊通。名義抄ツカヒ、ツカフ、字類抄ツカフ。↓二四五頁注五。

九仏を礼拝し、自己の罪を懺悔する。「悔過」は、↓一八七頁注六。

三〇↓三三七頁注一〇。

怪しび起ちて後の屋より出づれば、即ち居たる處に當れる壁作れぬ。亦七の法師、忽然に見え不。女大きに恐り怪しび、自ら内心に念はく、天地吾を助けて、壁に壓され不とおもふ。後家を守る母、使を遣して到り問ひ、凶しき夢の狀を陳べ、經を讀みし事を傳ふ。女、母の傳ふる狀を聞き、大きに怖りて心を通はし、増三寶を信けき。乃ち知る、誦經の力、三寶の護念なることを。

八 攝の神王の縛より光を放ち、奇しき表を示し、現報を得る縁 第二十一

諸樂の京の東の山に、一つの寺有り。號けて金鷲と曰ふ。金鷲優婆塞、斯の山寺に住するが故に、以て字とす。今東大寺と成る。未だ大寺を造らざりし時、聖武天皇の御世に、金鷲行者、常住して道を修す。其の山寺に一つの執金剛神の攝像を居く。行者、神王の縛に繩を繫けて引き、願ひて晝夜に憩ハ不。時に縛より光を放ち、皇殿に至る。天皇驚き怪しびたまひ、使を遣して看しむ。勅信、光を尋ねて寺に至り、見れば一の優婆塞有り、彼の神の縛に繫けたる繩を引き、禮佛悔過す。信、視て遙かに還りて、狀を奏す。行者を召して、詔

欲^レ求^ニ何事^一 答曰 欲^ニ出家修^ニ學佛法^一 勅許^ニ得度^一
 金鷲爲^レ名 譽^ニ彼行^一 供^ニ四事^一 無^ニ乏時^一 世之人美^ニ
 讚其行^一 稱^ニ金鷲菩薩^一矣 彼放^レ光之執金剛神像¹ 今東
 大寺於^ニ羅索堂北戸^一而立也 贊曰 善哉 金鷲行者 信
 燈²攢^ニ東春^一 熟火炬^ニ西秋^一 蹲光快感火 人皇慎驗³瑞
 誠知 願無^レ不^レ得者 其斯謂⁴矣

憩^{イコ}ハス 燈^{ヒキリ} 攢^{岐里又} 瑞^印 罷^{音祭反}
 備^{母三} 瑞^也 繩^也

佛銅像盜人所^レ捕示^ニ靈表^一顯^ニ盜人^一緣 第廿二

和泉國日根郡部内 有^ニ盜人^一 住^ニ道路邊^一 姓名未
 詳也 天年心曲 殺盜爲^レ業 不^レ信^ニ因果^一 常盜^ニ寺
 銅^一 作^レ帶街賣 聖武天皇御世 其部^レ盡惠寺佛錄⁵ 盜人
 所^レ取 時有^ニ路往人^一 從^ニ寺北路^一 乘^レ馬而往 聞之有
 聲 而叫哭曰 痛哉 痛哉 人聞 思^ニ諫^一不^レ令

一(仏道に入るとはいえ、優婆塞(七五頁注七)は、半僧半俗だから、こう言ったのだらう。)
 二→七五頁注一四。
 三四事供養の略。房舎・衣服・飲食・散華焼香、または飲食・衣服・臥具・湯藥、または衣服・飲食・散華・焼香のこと。「供」は「供養」のこと。→二二頁注二。
 四法華堂。三月堂とも。古名を「金鐘寺」という。不空羼索觀世音像を本尊とする。「北の戸」は、北の入口。現在も秘像として、同位置に北面安置してある。
 五信仰のともし火を春に点じ、盛んな焰を秋に上げて燃やす。(若年に信仰に入り、逐年信仰心の高揚されること。)(燈)は、檜の板をもみ合わせておこす淨火のこと。本縁訓釈のほか、字鏡集とヤリビ、名義抄・字類抄とワチ。和名

① 国神之

② 国なし

③ 国類扶

④ 国類謂之「攷」依高野本補

⑤ 類編

⑥ 国代
⑦ 二字、国郡書

⑧ 国銅像
⑨ 国行

⑩ 国類路人攷依高野本改

抄「火鑽 比較利(ヒキリ)」。『撰』は、本縁訓釈のほか、名義抄モミフルフ、字鏡集ヒモム・キル。参考→七三頁注二。「東」は五方(東西南北と中央)の最初で「春」、「西」は三番目で「秋」のこと。「炬」は、名義抄コガス、字類抄タク。大経から輝きでた光は、仏像が人を感化する力を助け。

七天皇は、恭しく仏像感化の様子を具現なさった。(東大寺を建立された)。「人皇」は、神代と區別して、神武以後の天皇をいう。ここでは、聖武天皇のこと。「瑞」は、本縁訓釈のほか、名義抄シルス、字類抄シルシ。→二四三頁注二。「験」は、字類抄アラハス。

◇尽忠寺の仏像が盗まれて解体されるに及び、叫び声をあげて、通行人に発覚され、犯人が捕えられた奇蹟。今昔物語二二ノ一三に引用。

八 不思議な現象を見せて。→一〇三頁注七。

九 大阪府泉南郡の一部。和泉国は、大島・和泉・日根の三郡(和名抄)。「部内」は、→九五頁注一九。

二〇「天年」は、→七七頁注七。

二一 帶狀に長く伸ばし、人に見せて売る。「銜壳」は、→一三五頁注八。

二三 所在不明。大島村の高倉寺、神於寺・岸和田市の東南、神於山などの説がある。

二四 銅製の仏像。「鏡」は、字書にない。攷証「蓋像以金造故、字以金耳。或銅像二合省字」。金鏡の像の意の造字。碑別字卷三「鏡像也」(魏路文助造像記)(小泉道)。

二五 寺の北側の道に沿うて。(乗馬而往)とあるから、役人か。

二六 (仏像が声を立てることは)→二四五頁七行。天國・類本「路人」。しかし、なお舊やかでない。「路人」すなわち、「乗馬而往」人のこと。

りたまはく「何事をか求めむと欲ふ」とのたまふ。答へて曰はく「出家して佛法を修學せむことを欲ふ」といふ。勅して得度を許したまひ、金鷲を名とす。彼の行を譽めて、四事を供し、乏しき時無し。世の人其の行を美め讃へて、金鷲菩薩と稱ふ。彼の光を放ちし執金剛神の像、今東大寺の羅索堂の北の戸に立てり。賛に曰はく、善きかな、金鷲行者。信の燈ヲ東春に攢り、熱火を西秋に炬く。蹲の光感火を扶け、人皇慎み瑞を驗す。誠に知る、願として得ざる」と無しといふは、其れ斯れを謂ふなり。

佛の銅像、盗人に捕られて、靈しき表を示し、盗人を顯す縁 第二十二

和泉の國日根の郡の部内に、一の盗人有り、道路の邊に住む。姓名未だ詳ならず。天年心曲り、殺盜を業とし、因果を信け不。常に寺の銅を盗み、帶に作して街に賣る。聖武天皇の御世に、其の郡の盡惠寺の佛の像、盗人に取らる。時に路往く人有り。寺の北の路より、馬に乗りて往く。聞けば聲有りて、叫び哭きて曰はく「痛きかな、痛きかな」といふ。路(往)く人聞きて、諫めて打た令め不と

一馬をばしらせ、急いで行くと。「諺」は、正字「趨・趨」、今体「趨」。「諺」の本縁訓釈「走也」は、名義抄・字類抄・字鏡集ハシル。

二次第に聞こえなくなつて。「漸」は、↓一九九頁注三。

三ただ、金属をたたく音だけが聞こえる。「鍛」は、和名抄「打」金鉄・為器也。本縁訓釈のほか、字鏡集カチス。このほか、垂仁紀カヌチ。新撰字鏡「鉄」に「加奴知(カヌチ)」。カネウチヰカヌチヰカデカ。

四去に從つて。「却」は、↓五七頁注九。五大声でうめく。「呵」は、名義抄サケブ。集韻「哂、説文、厚怒声、或作呵・呬・吼」とあつて、「呵」と通用。「呻」は、本縁訓釈のほか、字類抄・字鏡集ニヨフ。参考↓「呻呻」(二八三頁注一)・「引呻」「呻状」(三六五頁注六、一〇行)・「病呻」(四〇三頁三行)。

六そのまゝ通り過ぎることができない。↓二五五頁注二。今昔「不過マシテ」。

七ひょとして、人を殺しているのではないかとどうも変だ。

八(この)住人がきつと悪い心を持っているのだらう。九↓二五五頁注二〇。

一〇上向きに寝せて。「仰」は、字類抄ノク・ノケサナリ。今昔「銅ノ仏ヲ仰ケ奉テ」。

二金の手足をききと。「剔」は、説文「解骨也」。本縁訓釈のほか、新撰字鏡「剔・加弥支留(カミキル)」。三金属を切る鑿也。「鉋」は、本縁訓釈のほか、新撰字鏡「太加弥タカニ(ネ)か」。名義抄タガネ、和名抄は「鋸」に「漢語抄云、太加弥(タカネ)」と注し、「剔」鉄器也。三底本「鋸」は「鑿」で、説文「器也」、玉篇「鉄名也」。したがって、攷証「鐸字之誤」に従う。名義抄キル。二盗人のいった

レ打^レ 趁^レ馬疾前 隨^レ近叫音漸失不^レ叫¹ 留^レ馬聞之 唯

有^レ二鍛音^一 所以前^レ馬過往 隨^レ却如^レ先復呵呻也 不

得^レ忍過^レ故 更還來 叫音復止而有^レ二鍛音^一 疑若殺^レ人

必有^レ異心^一 良久徘徊 竊入^レ從者^一 窺^レ看屋內^一 率

仰^レ佛銅像^一 剔^レ缺手足^一 以^レ鋸銚^レ頸 卽捕打問 何寺

佛像 答 盡惠寺之佛像也 遣^レ使問之 實所^レ盜矣 使

者學^レ語 而具述^レ狀 僧並檀越 聞之集來 衛^レ於破佛^一

而號愁曰 哀哉悲哉 我大師 聊何有^レ過失^一 蒙^レ此賊

難^一 尊像有^レ寺 以^レ像爲^レ師 今自滅後 以^レ何爲^レ師

矣 衆僧嚴學 安^レ置損佛^一 哭殯¹⁰於寺¹¹ 彼盜人不^レ刑

罰而捨 路人繫之以送^レ于官^一 閉^レ囚囹圄¹² 定知¹³ 聖

報甚惡而示^レ是瑞^一 至誠應^レ懼 非无^レ聖靈^一 涅槃經十

二卷文 如^レ佛說^一 我心重^レ大乘^一 聞^レ婆羅門誹^レ謗方等^一

斷^レ其命根^一 以^レ是因緣^一 從^レ是來 不^レ墮^レ地獄^一 又彼

經

①国「吸」

②国類「呻」*「攷」依高野本改

③国なし

④国「書」

⑤国類「惡」*「攷」依高野本改

⑥国なし

⑦国「哉」

⑧国類「舉」攷「依」高野本改

⑨国なし

⑩国類「攷」意改

⑪国類なし攷「依」高野本削

⑫国類なし攷「依」高野本削

⑬国類「其」

⑭国類以來攷「依」高野本「補」

通りを話し、こまかくこの有様を述べた。

三 お痛むわいこと。本縁訓釈のほか、名義抄アカラシ。→九五頁注一。

六「大師」は、→三三五頁注一。「過失」は、「過」「失」共に、字類抄アヤマチ。「二合して訓む。参考→二九頁注一九一二。

七→二九頁注二〇。

八寺で仏像の残骸の葬式をして。「殯」は、入棺して葬る前の祭り。「こは、仏を人の死に準えたもの。→七九頁注一。参考→孝徳紀「凡王以下、及至庶民不得營殯」。

九その盗人を罰しないで、放置した。「刑」

「罰」は、共にウツ。→一七三頁注一・一五。

二こは、二合して訓む。三(盗人を発見した)通行人(二四一頁注一)六が細ではって、役所につきだし、牢におしこめた。和名抄「獄・牢・圜。比度夜(ヒトヤ)。「囚」は、「トラハル(二七四頁訓釈)、和名抄「止良倍比止トラヘビト」字類抄トラフ。訓釈トリアへのトリ

は「囚」、アへは接尾語の用法で、完全に牢におしこめてしまうの意。三仏がその悪をとどめながため、このような現象を示したのである。(仏像が叫んだことを指す)「轆」は、→六五頁注九。「瑞」は、→二四一頁注七。

三至誠とは、恐ろしいもの。尊い仏の靈魂にも、誠心のこと。→二七三頁注二。

三わたしは心は、仏道(大乘)を重んじる。だから、婆羅門教徒が大乗の教を悪くいうと聞けば、その生命を絶つた。この原因によって、これ以来(殺生をしたからと)地獄に墮ちることはない。「婆羅門」は、Brahman 司祭者の階級で、印度四姓の最高位にあるもの。「方等」は、大乘経の別名。→補五〇。

中 卷

思ひ、馬を越え疾く前めば、近づくに随ひ叫ぶ音、漸くに失せて叫ば不。馬を留めて聞けば、唯鍛スル音のみ有り。所以に馬を前めて過ぎ往く。却くに随ひ、

先の如く復呵ひ呻ブ。忍び過ぐることを得ざるが故に、更に還り来れば、叫ぶ音

復止みて、鍛する音有り。疑はくは若し人を殺せるか、必ず異しき心有らむ

と、良久に徘徊し、竊に従者を入れて、屋内を窺ひ看しむれば、佛の銅像を

仰け奉り、手足を剔り缺き、錠を以て頸を(縛)ル。即ち捕へ打ち問ふ「何の寺

の佛像ぞ」といふ。答ふらく「盡惠寺の佛像なり」といふ。使を遣して問へば、

實に盗まれたり。使者語を擧げて具に狀を述ぶ。僧並びに檀越、聞きて集ひ來

り、破れたる佛を衛みて、號き愁へて曰はく「哀しきかな、懇シキかな。我が

大師、聊かに何の過失有りて、此の賊難を蒙る。尊像寺に有れば、像を以て師

とす。今滅びしより後、何を以て師とせむ」といふ。衆僧輩を嚴り、損はれた

る佛を安置し、哭きて寺に殯し、彼の盗人を刑罰た不して捨つ。路ゆく人繋ぎ

て官に送り、圜内に閉囚ヘテキ。定めて知る、聖、其の惡を輟めて、是の瑞を

示す、至誠懼る應し、聖靈无きに非ざることを。涅槃經十二卷の文に、佛の説

くが如し。「我が心大乘を重みす。婆羅門の、方等を誹謗すと聞き、其の命根

を斷つ。是の因縁を以て、是れより以來、地獄に墮ち不」といへり。又彼の經

卅三卷云、一闍提輩、永斷滅、故以是義、故殺害蟻
子、猶得殺罪、殺一闍提、無有殺罪者、其斯謂
之矣

此人者、誹謗佛法僧、爲衆生不
レ説法無恩義、故殺无罪者也

叫^{サケ} 呷^{サケ} 趁^走 殺^{カチ} 呻^{アル} 剔^木 錠^{多加}
留^記 懇^{アカラ} 囚^{倍天岐} 囹圄^{二合ヒ}
倍天岐

彌勒菩薩銅像盜人所捕示靈表顯盜人緣 第
廿三

聖武天皇御世、勅信巡夜、行¹⁰於京中、其半夜時
其諾樂京葛木居寺前南慕原、有¹¹哭叫¹²音、言¹³痛哉々々
勅信聞之、馳陳見之、盜人捕¹⁴彌勒菩薩銅像、以¹⁵石破之
打捉問之、答之白曰、葛木尼寺銅像也、此像置¹⁶寺、然
彼盜人送¹⁷之於官、聞¹⁸因囹圄焉、夫理法身佛、非¹⁹血肉
身、何有²⁰所^レ痛、唯所²¹以示²²常住不變也、是亦奇異之
事也¹⁷

勅信使巡^メ陳^ミ
也 巡^メ陳^ミ

一一闍提の連中は、永久に亡ほそう。だから、
この理由によって、一蟻を殺すことでさえ殺生
の罪となるのだけれども、成仏の見込みのな
いものを殺しても、殺生の罪にならないのだ。
一闍提は、Ichhatikaの音訳。本来解脱の因が
なく、本性として成仏し得ない者。もとの意味
は、「欲求しつづける人」。
二この一闍提は、三宝をそしり、衆生のため
に教法を説かず、恩を受けることがないから、
殺しても罪にならないものである。(上の涅槃
經の文句の説明である)。「誹謗」は、↓一一九
頁注四。↓補五一。
◇前縁の類話。通行者が官の巡察使、盜像が葛
木寺の彌勒菩薩の銅像である点が異なる。今昔
物語一七ノ三五に引用。
梵語 Matreya の訳。釈迦の教法を修め、
未來成仏の記別を授かった聖者。釈迦入滅後、
五十六億七千万年の後、この世に再現して釈迦
の欠けたのを補い、衆生を済度するといふ。↓
三三七頁注七・三六三頁注二〇。
四秀れた現象。↓一五五頁注三。

①国なし
②国此

③国、分注を大字一行で
書す

④二字、国「思議」

⑤国なし

⑥類、吟

⑦類なし。延「土」「国」「モ」
を「ト」と訂す

⑧類、囹

⑨⑩国なし

⑪国類「尼」(改、依「高野
本」改)

⑫国類「墓」(改、依「高野
本」改)

⑬国「吟」

⑭国なし

⑮国なし

⑯二字、国類「閉囚」(改
「依高野本」改)

⑰国なし

⑱四字、改云「疑ツラネテ
之詞」

⑲類、口

三「勅信」は、本縁訓釈のほか、名義抄ツカヒ、ツカフ、字類抄ツカフ。→三九頁注一八。

六夜警のために巡りあるいた。「巡」は、本縁訓釈のほか、名義抄メゲル。今昔「夜ル京中ヲ巡テ夜行スル事有ケリ」。

七真夜中に。「半夜」は、→七三頁注一四。

八平城京大安寺の東(左京五条六坊)にあった。「尼寺」は、国・類本による。続紀「正月庚辰

(十四日)大雷、葛城寺塔、并金堂等、皆焼尽焉(宝龜十一年(天〇))。近鉄線の京終駅の西方南五町の田圃の中に、「葛木」の字(〇)がある。この辺か(田中重久)。

九たで(夢)の繁った原。底本「藤原」は、「夢」の一体「夢」の誤りか。今昔「葛木ノ尼寺ノ前ノ夢原ノ中ニ」。

〇馬をならべて走らせて。(数騎いたのであらう。)
「陳」の本縁訓釈ツカミテは、ツラネテの誤り。

二今昔「盗取リテ、破リ損ゼムト為ル也ケリ」。

三「捉」は、名義抄・字類抄トラフ。

三「囚囚」は、国・類本に従う。→二四三頁注二〇。今昔「其盗人ヲ搦捕ヘテ官ニ送リテ獄ニ禁メツ。天皇ニ此由ヲ奏シテ」。

四理法身は、三種法身の一。理法身・智法身・理智無礙法身。いったい、絶対的な原理としての仏(こは、弥勒菩薩、すなわち、仏法の顕現としての仏身は、血肉をそなえた人身ではない。今昔「并ハ血・肉ヲ具シ不給ハズ。豈ニ痛ミ給フ所有ラムヤ」。

五ただ教法がいままで存し、変わることはないのを示さんがための現象である。参考↓

「法身常在(二二三頁注〇)。今昔「只此凡夫ノ為ニ示シ給フ所也。盗人ニ重罪ヲ不令犯ジト思ヒ給フ為也」。

三十三卷に云はく「一闍提の輩は、永く斷滅せむ。故、是の義を以ての故に、蟻子を殺害するだに、猶殺罪を得るも、一闍提を殺すは、殺罪有ること無し」といふは、其れ斯れを謂ふなり。此の人は佛法僧を誹謗し、衆生の爲に法を説か不、恩義無きが故に、殺して罪无き者なり。

彌勒菩薩の銅像、盗人に捕られて、靈しき表を示し、盗人を顯す緣 第二十三

聖武天皇の御世に、勅信、夜を巡リキ。京の中を行くに、其の半夜の時、其の諸樂の京の葛木の尼寺の前の南の(夢)原に、哭き叫ぶ音有り。言はく「痛きかな、痛きかな」といふ。勅信、聞きて馳せ陳(ネ)テ見れば、盗人、彌勒菩薩の銅像を捕り、石以て破る。打ち捉へて問へば、答へ白して曰はく「葛木の尼寺の銅像なり」とまをす。此の像を寺に置き、然して彼の盗人を官に送り、圜圜に閉囚へてき。夫れ理の法身佛は、血肉の身に非ず。何ぞ痛む所有らむ。唯常住不變を示す所以なり。是れも亦奇異しき事なり。

◇園羅戸から迎えに來た鬼どもに食を施し、連行を免れ、金剛般若經の功德で、彼等を罪科から救った檜磐嶋の話。作者景戒の直接聞いた内容であろうが、不明確な点がある。金剛般若經集驗記上(救護篇一三)を原拠とする。↓補五二。三寶給詞中一四・今昔物語二〇ノ一九・元亨釈書卷二九に引用。↓補五三。

一施しもの。(ここは食物)。↓二五一頁注一四。二奈良の地名による姓か。三宝給(奈良ノ磐嶋)。

三平城京の中心部から東南にあたる。六条大路(東西)と五坊大路(南北)との交差点付近。

四聖德太子が、推古二十五年(六五七)に、百濟河のほとりの熊凝村に創始。天武天皇の時、高市郡に転じ、和銅三年(七二〇)平城の六条四坊に建立。南都七大寺の一となった。↓三二三頁注二一。三西側の部落。六条四坊付近か。↓二六六頁注八。

六「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(天平十九年二月十一日勘録に「大安寺修多羅衆」とあるもの。その修多羅衆の費用として施入された基本金のこと。(これを元金として一般に貸し出して、その利息を修多羅衆の費用に当てた。)(「修多羅」は、梵語Sūtraの音訳。「大安寺修多羅」は、大般若經講(大般若經を説誦したり、論議したりする研究組織)という(田村円澄)。参考↓「常修多羅供錢」(二六三頁注二)・「大修多羅供錢」(二六六頁注一七・二五頁注一)・「修多羅衆分錢」(三二五頁注八)。↓補五四。七一貫は千文。右の資料(注六)天平十九年勘録によれば、「大安寺修多羅衆錢一千六百六十八貫六十一文」とある。

八福井県敦賀市。古くはツヌガといひ、角賀・都奴賀(古事記)の文字を用いた。三宝給(敦賀

園羅王使鬼得三所召人之路^①以免縁 第廿四

檜磐嶋者 諾樂左京六條五坊人也 居住于大安寺之

西里^② 聖武天皇世 借其大安寺修多羅分錢卅貫^③ 以

往^④於越前之都魯鹿津^⑤ 而交易以之運超 載船將^⑥來

家之將^⑦ 忽然得^⑧病 思^⑨留^⑩船軍獨來^⑪家 借^⑫馬乘來

至^⑬于近江高嶋郡磯鹿辛前^⑭ 而睽^⑮之者 三人追來 後程

一町許 至^⑯于山代宇治崎^⑰之時 近追附 共副往 磐嶋

問之 何往人耶 答言曰 園羅王關召^⑱于猶磐嶋^⑲之往使

也 磐嶋聞問 見^⑳召者我也 何故召耶 使鬼答言 我

等先往^㉑汝家^㉒而問之 答曰 爾往未^㉓來故 至^㉔於津^㉕而

求 當相欲^㉖投者 有^㉗三四王使^㉘誹言^㉙ 可^㉚免 受^㉛三寺交易

錢^㉜而奉^㉝爾故々 暫免耳 召^㉞汝累^㉟日 而我飢疲

① 國、本文なし。題目の下に「三寶給」下帖有故略之耳と注す
② 類「嶋」(改「依」下文「改」)

③ 類「時」(改「意改」)
④ 類「單」(改「意改」)

⑤ 類「椅」(改「依」今昔物語「改」)

⑥ 類「捉」(改「意改」)
⑦ 類「誑」(改「意改」)

一 何か食い物を持たないか。「若・耶」の型は、
↓二四九頁七行・二五一頁注一七。

二 飯を乾して携帯用にしたもの。水に浸して
食べる。三宝絵・今昔「糲」元亨釈書「糲」
共にホシイヒ。

三 (鬼である俺の気のため、病気になるうか
ら、近くへ寄るな。「氣」は、他に影響を及ぼ
すエネルギーのようなもの。ケと訓む。(磐嶋
は、この時病氣になっているが、これは鬼のた
めではない。)

四 家の者に頼んで。(終)とあるから、家に
帰ったのであろう。(三宝絵「トモニ家ニイタリ
ヌ」今昔同じ。

五 食事の準備をして、接待する。「備」は、
↓四〇七頁注一七。「饗」は、↓二五一頁注一四。

六 牛肉の味を好む。「穴」は、名義抄・字類
抄・字鏡集シシ。↓一八九頁注四。

七 参考↓「斑積」(二七一頁注二二)・「黒斑積」

若有_二食物_一耶 磐嶋云 唯有_二干飯_一 與之令_レ食 使鬼
云 汝病_二我氣_一故不_二依近_一 而但莫_レ恐 終望_二於家_一

備_レ食饗之 鬼云 我者_二牛穴味_一故 牛穴饗 捕_レ牛鬼者我

也 磐嶋云 我家有_二斑牛_一二頭_一 以之進故 唯免_レ我也

鬼言 我今汝物多得食 其恩幸故 今免_レ汝者 我入_二重

罪_一 持_二鐵杖_一 應_レ所_二打_一百段_一 若有_二與_レ汝同年之人_一

耶 磐嶋答言 我都不_レ知 三鬼之中 一鬼議言 汝何

年耶 磐嶋答云 我年代寅也 鬼云 吾聞 率川社許相

八卦讀 與_レ汝同有_二戊寅年人_一 宜_二汝替_一者 召_二將彼

人_一 唯汝饗受_二牛一頭_一也 爲_レ令_レ脫_二我所_レ打之罪_一

呼_二我三名_一 奉_レ讀_二金剛般若經百卷_一 一名高佐麻呂

二名中知麻呂 三名槌麻呂 夜半出_二玄_一 明日見之 牛一

死也 磐嶋參_二入大安寺南塔院_一 請_二沙彌仁耀法師_一 受_二未

時_二之語_一欲_レ奉_レ讀_二金剛般若經百卷_一 仁耀受_レ請 經二一

箇日_一 讀_二金剛般若經百卷_一

①類「嗜」(致「意改」)

②類「戊」

③類「去」(致「依」今昔物語改)

(二〇五頁注五)。

ハ有難い恵みのたべもの。「恩」は、名義抄メ
クム。「幸」は、「海の幸」「山の幸」の「幸(サ
シ)」。

九鉄の杖で百回打たれるだらう。参考→「每
九百段鉄鞭打迫之」(四三頁注一九)。

〇全然知らない。「都」は、広韻「猶惣也」。

名義抄・字類抄コトゴトク・スベテ。否定の副
詞として、名義抄カワツ。参考→「都無」(三四
五頁注一三)・「未都」(四一頁注二二)。

二天武六年(辛巳)生まれ。聖武天皇の時代だか
ら、この時、四十六歳を過ぎる。

三率川の畔にある神社。攷証「大神御子神社」
と「阿波御社」の二社をあげるが、共に廃絶。

率川は、春日山から佐保川に注ぐ小川。

三人相・家相などを占い、八卦(周易)による八
種類の形象をたてて、予言などをする易者。

(ただし、この人物がどういふ意味を持ち、ど
うなったか、本文では、不明)三宝絵・今昔
には該当文がない。元享釈書「率川社畔有一人、

与汝同戊寅年也」。

四自分等三人の名を唱えて、福利を願ひ。

五金剛般若波羅蜜經一卷。「金剛經」ともいい、
無所住(相對觀念の否定)を説く。

六百回繰りかえし読む。

七この三鬼の名は、それぞれの身長をあらわ
すものらしい(武田祐吉)。

八姓は石寸氏。大和国葛木上郡の人、延暦十
五年(元弘)寂、歳七十五。当時十七、八歳であ
たらう。→補五五。

九まだ成人僧としての戒律を受けなかった時
である。(これは、具足戒を受ける前の状態で、

「沙弥」とあることの注である。年少の為であ
らう)。「沙弥」は、→一七頁注一三。

れぬ。若し食物有りや」といふ。磐嶋云はく「唯干飯有り」といひ、與へて食
は令む。使の鬼云はく「汝、我が氣に病まむが故に、依り近づかぬ。但恐
るること莫かれ」といふ。終に家に望み、食を備けて饗す。鬼云はく「我、牛
の穴の味を嗜むが故に、牛の穴を饗せよ。牛を捕る鬼は我なり」といふ。磐嶋
云はく「我が家に斑なる牛二頭有り。以て進らむが故に、唯我を免せ」といふ。
鬼言はく「我、今汝が物多に得て食ひつ。其の恩の幸の故に、今汝を免さば、我
重き罪に入り、鐵杖を持ちて、百段打たる應し。若し汝と同じ年の人有りや」と
いふ。磐嶋答へて言はく「我都て知らず」といふ。三の鬼の中に、一の鬼議りて
言はく「汝は何の年ぞ」といふ。磐嶋答へて云はく「我が年は戊寅なり」といふ。
鬼云はく「吾聞かくは、率川の社の許の相八卦讀にして、汝と同じく戊寅の年
の人有り、汝に替ふ宜き者なり。彼の人を召し將む。唯汝が饗に牛一頭を受け
つ。我が打たる罪を脱れ令めむが爲に、我が三の名を呼びて、金剛般若經百
巻を讀み奉れ。一の名は高佐麻呂、二の名は中知麻呂、三の名は槌麻呂」と
いひて、夜半に出で去る。明日見れば、牛一つ死にたり。磐嶋、大安寺の南塔
院に參り入り、沙彌仁耀法師未だ受戒せざりし時なり。を請けて、金剛般若經百巻
を讀み奉らむと欲ふと語る。仁耀、請を受けて、二箇日を経て、金剛般若經百巻

說¹ 歷三箇日² 使鬼來云 依大乘力³ 脫百段罪⁴ 自

常食⁵ 復倍飯一斗而賜 喜貴 自今以後 每節爲我

修福供養 卽忽然失 磐嶋年九十餘歲而死 大唐德玄

被般若力⁶ 脫閻羅王使所召之難⁷ 日本磐嶋 受寺

商錢⁸ 脫閻羅王使鬼追召之難⁹ 也 賣瓜女人 生切

利天¹⁰ 供毒掬多 返生善心者 其斯謂之矣

閻羅王使鬼受所召人之饗而報恩緣 第廿五

讀岐國山田郡 有布敷臣衣女¹¹ 聖武天皇代 衣女忽

得病 時俤備百味¹² 祭門左右¹³ 賂於疫神而饗之

也 閻羅王使鬼 來召衣女¹⁴ 其鬼走疲 見祭食¹⁵ 題

就而受之 鬼語衣女言 我受汝饗¹⁶ 故報汝息¹⁷ 若

有同姓同名人¹⁸ 耶 衣女答言 同國

①類「訖」

②類「羅」

③類「花」(攷「依論改」)

④國なし

⑤二十八字、國なし

⑥國類「恩」攷「依高野本改」

一 大乘經典を誦誦した力で。「百段」は、↓二四九頁注九。「脱」は、字類抄マヌカル。三宝繪「モ、杖ノ罪ヲマヌカレヌ」。

二 有難くも貴い。「喜」は、名義抄・字類抄ヨシ。

三 毎月六斎日毎に。「六斎日」は、↓一二七頁注二〇。

四 ↓一五七頁注五。

五 称徳天皇の神護景雲元年(共七)あたりとなる。六宗正卿寶徳玄。後左大臣になる。唐の高宗麟徳元年(共六)頃の人。金剛般若経集驗記上巻にある。

七 花を売る女人は、花を供養した功德で天上界に生まれ。類本「花」に従う。出典の大莊嚴論に「売花女」。「切利天」は、欲界の第二天。天上界・三十三天ともいう。(二二)に住む者は、

人間界の百年を一日として、一千歳の寿命を保つという。」

へ毒を飯に盛って釈迦を殺害しようとした勘多は、かえって仏の神通力で懺悔し、善心をおこした(大莊嚴論卷十三、戸利達多婦伝縁)。

◇同性同名の女子が、代わって閻羅王庁に召されたことから生じた奇譚。使の鬼を業応して、形骸はそのままで、魂が入れ替わり、二家の財宝を得たという。原拠は、冥報記下、魏郡馬嘉運。補五六。今昔物語二〇ノ一八・宝物集卷六に引用。

九ノ二一九頁注二。

〇香川県木田郡。和名抄「讃岐国 山田 夜末太(ヤマダ)」。

二新撰姓氏録「和泉国皇別、布師臣」。和名抄「畏津国免原郎 布敷郷」。それぞれ関係があるか。衣女は名、臣は姓。

三十分立派に。六五頁注二三。

三いろいろな山海の珍味をととのえる。「百味」は、二七九頁注二八。「備」は、二二七頁注九。

四流行病の神祕に、贈りものをする。「略」は、一二三頁注五。「饗」は、二二八頁注四。

三(衣女を探すことに奔走し、疲れてしまい、云々)は、テの字衍か。「題」は、

本縁訓釈オモネリテは、テの字衍か。「題」は、本縁訓釈・名義抄同訓。二七五頁注一六。攷証「諸字書無見、或是観字之異文」と言うが、

「観」は、説文「面目」、玉篇「慚兒」、名義抄・字類抄オモテホテ・ハヂ・ハツカシで別義。

「題」は造字か。今昔「此レニ題テ」。

七誰か同性同名の人はいないか。(二四九頁注一三では、同じ千支の者であった。」「若し耶」は、二二八頁注一。

を讀み訖はりぬ。三箇日を歷て、使の鬼來りて云はく「大乘の力に依りて、百段の罪を脱れ、常の食より復飯一斗を倍して賜ふ。喜し、貴し。今より以後、節毎に、我が爲に修福し供養せよ」といふ。即ち忽然に失せぬ。磐嶋年九十餘歳にして死にき。大唐の徳玄は、般若の力を被りて、閻羅王の使に召さるる難を脱れ、日本の磐嶋は、寺の商の錢を受け、閻羅王の使の鬼の追ひ召す難を脱る。花を賣る女人は、切利天に生まれ、毒を供する掬多は、返りて善心を生ずといふは、其れ斯れを謂ふなり。

縁 第二十五 閻羅王の使の鬼、召さるる人の饗を受けて、恩を報ずる

讃岐の國山田の郡に、布敷臣衣女有り。聖武天皇のみ代に、衣女忽に病を得たり。時に偉シク百味を備けて、門の左右に祭り、疫神に賂ひて饗す。閻羅王の使の鬼、來りて衣女を召す。其の鬼、走り疲レニテ、祭の食を見て、題リ(テ)就きて、受く。鬼、衣女に語りて言はく「我、汝の饗を受くるが故に、汝の恩を報ぜむ。若し同じ姓同じ名の人有りや」といふ。衣女、答へて言はく「同じ國

一 香川県綾歌郡。和名抄「讃岐国 鶴足 宇多利(ウタリ)」。
 二 (案内として) 連れて。「事」は、本縁訓釈のほか、名義抄ヤル。
 三 まっ赤な色の袋。「緋」は、本縁訓釈のほか、↓六五頁注一。「養」は、本縁訓釈のほか、和名抄「布久路(フクロ)」。
 四 「鑿」は、本縁訓釈のほか、↓三一頁注二。

五 こゝそり家に帰った。「慊」は、「愆」の俗

* 鶴垂郡 有¹同姓衣女² 鬼率³衣女⁴ 往⁵於鶴垂郡衣女之家⁶而對面 即從⁷緋囊⁸ 出⁹一尺鑿¹⁰ 而打¹¹立額¹² 即召¹³時去 彼山田郡衣女 慊歸¹⁴家也 時閻羅王 待授¹⁵之言 此非¹⁶召衣女¹⁷ 誤召¹⁸之也 然暫¹⁹此留²⁰ 捷往²¹召²²山田郡衣女²³ 鬼不²⁴得慊²⁵ 若召²⁶山田郡衣女²⁷ 而將來也 閻羅王 待見而言 當是召衣女也 往彼鶴垂郡衣女者 歸²⁸家經²⁹三日頃 燒³⁰失鶴垂郡衣女之身³¹矣 更還愁³²於閻羅王³³ 白³⁴失³⁵體无³⁶依³⁷ 時王問言 有³⁸山田郡衣女之體³⁹耶 答言 有⁴⁰之 王言 得⁴¹其爲⁴²汝之身⁴³ 因爲⁴⁴鶴垂郡衣女之身⁴⁵ 而難⁴⁶ 即言 此非⁴⁷我家⁴⁸々々有⁴⁹鶴垂郡父母言 汝者我子也 何故然言耶⁵⁰ 衣女猶不⁵¹聽 往⁵²於鶴垂郡衣女之家⁵³言 當此我家也 其父母言 汝非⁵⁴我子⁵⁵ 我子燒滅 於⁵⁶此衣女 只陳⁵⁷閻羅王詔狀⁵⁸ 時彼⁵⁹二郡父母聞之 諾信以⁶⁰二家財⁶¹許可

① 国「乘」、以下同じ
② 国卒*」

③ 国類將「攷」依「高野本」改

④ 国類校「攷」依「高野本」改

⑤ 国設*

⑥ 三十字、国なし

⑦ 類捷」

⑧ 国なし

⑨ 国なし

⑩ 二字、国「我家者」

⑪ 国「哉」

⑫ 類なし

⑬ 国類「具」

⑭ 国類彼此「攷」依「高野本」改

字。名義抄カクシテ、不忍文軍本傍注ヒソカニ六待ち受けて、取りしらべて。「校」は、國・類本に従う。「校」は、礼字記注「校也、考也」、名義抄カムガフ。一三七九頁注九。

セまちがえて、(別人を呼びよせた。本縁訓積「設」は、「誤」の誤り。訓釈アヤチテは、語中音マ)省記か、誤脱か。

ハ「捷」は「捷」の俗字で、名義抄トシ。同じ俗字の「捷」に、名義抄トシ・スミヤカナリとあるので、本縁訓積の通りでよい。

九一注五。

二「重ねて山田の衣女を召しよせた。「荐」は、小爾雅「重也」。本縁訓積のほか、名義抄・字類抄同訓。字鏡集シキナリ。

二(閻羅王庁から去って行った、その鵜垂郡の衣女は。「往」の意、やや明らかでない。脱文あるか。

三三日間すぎたので。(この間、閻羅王庁に留められていたのである。地獄ゆきの場合には、普通「我死莫焼」(一九四頁二行)と言っている。)

「頃」は、一三三頁注一六。

三(家では)遺骸を火葬にしました。

四訴える。「愁」は、名義抄・字類抄ウレフ。

五身体を失って、魂の入るところがない。

「体」は、名義抄・字類抄カタチ。

六生きかえった。「甦」は、新撰字鏡「与弥加(利)ヨミカヘリ」、名義抄ヨミガヘル。(魂は鵜垂の衣女、身は山田の衣女。)

七火葬にしました。

八詳しく、閻羅王のことは趣旨、「得れ其為」

汝之身(二五二頁九行)を述べた。

九(衣女のことばをもつともだと信用して。「諾」は、一八五頁注七。

一〇両家の財産を(譲ることを)認め。

の鵜垂の郡に同じ姓の衣女有り」といふ。鬼、衣女を率テ、鵜垂の郡の衣女の

家に往きて對面し、即ち緋の囊より一尺の鑿を出して、額に打ち立て、即ち召

し將て去る。彼の山田の郡の衣女は、慙レテ家に歸りぬ。時に閻羅王、待ち校

へて言はく「此は召せる衣女に非ず。誤チテ召せるなり。然れば暫く此に留ま

れ。捷カニ往きて山田の郡の衣女を召せ」といふ。鬼慙すこと得ず、荐ニ山田

の郡の衣女を召して、將て來たる。閻羅王、待ち見て言はく「當に是れ召せる衣

女なり」といふ。往にし彼の鵜垂の郡の衣女は、家に歸るに、三日の頃を経て、

鵜垂の郡の衣女の身を焼き失へり。更に還りて閻羅王に愁へ白さく「體を失ひ

て依りどころ無し」とまをす。時に王問ひて言はく「山田の郡の衣女が體有

りや」といふ。答へて言はく「有り」といふ。王言はく「其を得て汝が身とせ

よ」といふ。因りて鵜垂の郡の衣女の身と爲りて、甦りたり。即ち言はく「此

は我が家に非ず。我が家は鵜垂の郡に有り」といふ。父母の言はく「汝は我が

子なり。何の故にか然言ふ」といふ。衣女猶聽か不して、鵜垂の郡の衣女が家

に往きて言はく「當に此は我が家なり」といふ。其の父母言はく「汝は我が子

に非ず。我が子は焼き滅せり」といふ。此に衣女、具に閻羅王の詔の狀を陳ぶ。

時に彼の二つの郡の父母聞きて、諾ナリと信けて、二つの家の財を許可し、

一「付」は、名義抄・字類抄・訓点資料サツク・ツク。本文「風」は、本縁訓釈「風」の省文。名義抄ツク・アツクとあるが、天智紀「付風大后(大后ニサツケマツリ)(二十年)を勸案して、付風」でサツケと訓む。今昔「二家ノ財ヲ」以テ此ノ女独ニ付囑シテ」。

二「馳走をととのえ、鬼に施す、このことは、功德として無駄ではない。(鬼への饗応がむだになっている、そのことへの弁である。)

◇仏像を彫りかけの梨の木が、橋材に用いられ、人に踏まれて声を立てる。聞き取った広達禪師が、三尊の像に彫り安置する話。下七・云等の類話。扶桑略記「聖武天皇天平感宝元年の条」・今昔物語「二ノ一」・元亨釈書卷二八、寺像志に引用。一補五七。

三「二八九頁注」。

四元興寺(法相宗の僧。統紀「三月丁亥(六日)広達：當時稱為三十禪師」(宝龜三年七五))。五新撰姓氏錄「左京皇別下毛野朝臣、崇神天皇皇子豐城入彦命之後也」。「朝臣」は、姓(姓)。

今昔「下毛野ノ公」。六千葉県山武郡。和名抄「上総国 武射郡。七千葉県君津郡。和名抄「上総国 群森郡」。

「群」は、本縁訓釈のほか、和名抄「阿ア」。「群」は、名義抄ヒル。

八金峰山。(行者の修行所だった。)一三一九頁注一五。

九説経しながら歩くこと。山林修行、行道とも。

一〇所在未詳。下文によれば、下市川流域の地

付屬故 現在衣女 得^二四父母^一 得^二家寶^一 矣 備^レ饗賂^レ鬼 此非^二功虛^一 糺^レ有^レ物者 猶可^二賂饗^一 是亦奇異事^三矣^四

偉 ^{タ、ハ}	疲 ^{部加礼}	題 ^{於母祿}	鵜 ^{于此鳥}	卒 ^爲	緋 ^{ケア}
襄 ^{布久}	鑿 ^ミ	憊 ^{レカク}	設 ^{阿夜}	捷 ^{カニ}	荐 ^{シキ}
ウヘ	囑 ^{ケサツ}				諾

未^レ作^二畢佛像^一而棄木示^二異靈表^一縁 第廿六

禪師廣達者 俗姓下毛野朝臣 上總國武射郡人^{一云群}

也 聖武天皇代 廣達入^二於吉野金峯^一 經^二行樹下^一而求^二

佛道^一 時吉野郡桃花里有^レ椅^々 本伐^レ梨 引置之而歷^二

歲餘^一 同處有^レ河 名曰^二秋河^一 彼引置梨 度^二于是河^一

人畜俱踐 而度往還 廣達有^レ緣出^レ里 度^二彼椅^一往^二椅^一

下有^レ音曰 嗚呼莫^二痛踰^一耶 禪師聞之 怪見无^レ人 良

久徘徊 不^レ得^二忍過^一 就^レ椅起看 未^二造^レ佛^一了而棄木

也 禪師大恐 引^二置淨處^一 哀哭敬禮 發^二誓願^一言有^二

①延囑*

②国類「凡(改)依高野本(改)」

③国異之

④国也

⑤類率

⑥類誤

⑦類桂

⑧国なし

⑨国なし

⑩国師問之

⑪国なし

名か。「桃花」は、扶桑略記・今昔一本「桃花」。

「枇」は、名義抄ウツキ。本縁訓釈と考え合

せて、「桃」は「枇」の誤りか。しかしこは、

「桃」で、ツキと訓むべきか。「桃花」↓六九頁

注一八。↓補五八。

二「橋」は、↓〇三頁注一〇。本縁訓釈「土

知乃木」は、「橋」を「杵」と誤ったか。和名

抄「杵 度知(トチ)」。今昔「ノ橋有り」。「橋

の本に」は、「引き置きて」へかかる。

三「梨を材木に伐つて。(仏像を彫るためか)。

「梨」は、名義抄ツキキ。

四引き出して置いて、一年以上経った。

五下市川。吉野山から北流し、下市町付近で

吉野川に合流する。

六前述(注一二)の用材をもって来て、秋河に

橋をかけた。

七「人番」は、↓〇三頁注一四。「踐」は、

↓七四頁訓釈。

七「度」は、名義抄・字類抄ワタル。「往還」

は、今昔と見合わせ音読。今昔「渡り往反ス」。

八用事で桃花里に来て。↓七七頁注一五。

九ひどく踏まないでくれ。「踏」の本縁訓釈

「不牟土(フムト)」は、語中音(コ)省記か、誤

脱か。↓三五頁注二。

十しばらく、ためらうつき。「良久」は、

↓二〇七頁注一九「徘徊」は、↓二七九頁注

一八。「良久徘徊」は、↓二四三頁注九。

付囑ケしが故に、現在の衣女、四の父母を得、二つの家の寶を得たり。襖を備
け、鬼に賂す、此は功虛しきに非ず。凡そ物有らば、猶賂し樂す可し。是れ
も亦奇異しき事なり。

未だ佛像を作り畢はらずして棄てたる木、異靈しき表を 示す緣 第二十六

禪師廣達は、俗姓下毛野朝臣、上總の國武射の郡の人なり。一は云はく、昨蘇の
郡の人なりといへり。聖武天皇のみ代に、廣達、吉野の金の峯に入り、樹下を經行
して佛道を求む。時に吉野の郡桃花の里に椅有り。椅の本に梨を伐り、引き
置きて歲餘を歷たり。同じ處に河有り、名を秋河と曰ふ。彼の引き置ける梨を
是の河に度す。人畜俱に踐みて、度り往還す。廣達、緣有りて里に出で、彼
の椅を度り往くに、椅の下に音有りて曰はく「嗚呼、痛く踰ム(コト莫かれ)」と
いふ。禪師聞きて、怪しび見るに人无し。良久に徘徊し、忍び過ぐる事得ず。
椅に就きて起ち看れば、未だ佛を造り了はらずして棄てたる木なり。禪師、大
きに恐り、淨處に引き置き、哀び哭き敬禮し、誓願を發して言はく「因緣有

因緣^①之故遇 我必奉^②造^③ 請^④有緣處^⑤ 勸^⑥人集^⑦物^⑧ 雕^⑨
造阿彌陀佛彌勒佛觀音菩薩等像^⑩ 既訖 今居^⑪置吉野郡
越部村之岡堂^⑫也 木是无^⑬心 何而出^⑭聲 唯聖靈示
更不^⑮應^⑯疑也

畔^阿 蒜^{ルヒ} 桃^④
川友^{于都} 有椅^{下云土}
知乃木 椅下^{上云}
波止 踰^不
士^幸

一(その木の)ゆかりのある所に招き。
二ほりきざんで造る。「雕」は、本縁訓釈のほ
か、一四〇七頁注九。

三奈良県吉野郡大淀町越部。

四所在不明。攷証「越部村之西北、六町許有
田字曰堂跡」。越部の南、下市町に梨子堂が
ある、これか(田中重久)。元享釈書「和州村岡
寺」。

五仏の靈魂。(具体的には、阿弥陀仏・弥勒
仏・觀音菩薩など)。一四四三頁注二。

六中世の統語で、道場法師(上三)の孫娘の怪力譚。
怪力が災して離婚したが、現世の強力は前世の
供養の賜である、と説く。上三、中世に關連。今
昔物語二二ノ一八に引用。

六神代紀「天忍穗耳尊子…天火明命兒天香山、
是尾張連等追祖也」、天武紀「十二月戊寅朔己
卯(二日)、尾張連、賜姓曰宿禰」(十三年
(六三三))。「宿禰」は姓(みかど)。「玖利」は名。

七愛知縣中島郡。和名抄「尾張國 中島 奈
加之方(ナカシマ)」。木曾川を隔てて岐阜縣(美

力女示^①強力^②緣^③ 第廿七

尾張宿禰久玖利者 尾張國中嶋郡大領^④ 聖武天皇食^⑤國^⑥
之時人也 久玖利之妻 有^⑦同國愛知郡片藪里^⑧之女人
著^⑨夫大領^⑩ 薑姝无^⑪比^⑫ 時其國行主 雖櫻部任也 國
上視^⑬於著^⑭大領^⑮之衣姝^⑯而取言 非^⑰可^⑱著^⑲汝之衣^⑳ 不
返也 妻問 何^㉑衣 答 國上取 復問 彼衣心惜思耶
答言 甚惜 妻即往 居^㉒國上之前^㉓ 乞言 衣賜 爾國
上言 何女引

④類「桃花」(攷「依」本条
改)
⑤四字、類「都友」
⑥類「口」

⑦國「張國」
⑧國類領也(攷「依高
野本」補)
⑨國「智」
⑩國「瑞」
⑪國類「練」
⑫國なし
⑬國類「雅」(攷「依高野
本」改)
⑭國なし
⑮國「住」、攷云「疑姓字之
訓」

邊に接する。「大領」は、一八九一頁注五。

へ國家を治める。訓釈は、類本による。一六

七頁注一四。

九一七一頁注四。

二「道場法師」は、一七五頁注一四。この細

注は、一八三頁注一。

二夫に従順であり、その様子は、ものやわら

かで、よわよわしく。「夫」は、一二三三頁注

一。「柔」の音注「尔夏反」は、「尔夏反」の

誤りか。本縁訓釈ニコヤカニは、諸字書にない

が、柔いの意で、古事記「尔古夜(上)がある

から、語としての可能性はある。「儒」は「儒」

の通字。説文「弱也」、名義抄ヤハラカナリ。

三(ちやうど)練った絹糸や絹綿のようである。

(なよなよとした感じ。)

三手織りの布。テツクリは、万葉、三三三にある

が、「蕪」は、諸字書にない。攷証「疊俗字、

仏典作「蕪」亦与、此同、彼以毛作之、此以艸

作之」と述べる。すなわち、草で織る意の造

字か、という。

四色や模様的美しいこと。「姝」は、一二九

頁注二三。

五政治を執り行なう長官。国守。

六稚桜部氏は、新撰姓氏録「左京神別造、右

京皇別朝臣」等と見え、また、天武紀「十一月

戊申朔、若桜部臣・賜臣曰・朝臣(二十三年)な

どの記録があるが、この国守は不明。「任」は、

今昔「若桜部ノ□ト云フ」とあるのによれば、

名として読める。フカシ・タモツ・タフなどの、

名の持主が、橘朝臣にある(三代実録から、や

はり名か。

七「上」は、攷証「国守之借字」かという。

八一七一頁注一五。

九元という女か。追ひ出してしまえ。

るが故に遇へり。我必ず造り奉らむ」といふ。有縁の處に請け、人を勧め物を
集め、阿彌陀佛、彌勒佛、觀音菩薩等の像を彫り造ること、既に訖はりぬ。今
吉野の郡の越部の村の岡堂に居る置く。木は是れ心無し、何にして聲を出さむ。
唯聖靈の示すところ、更に疑ふ應からず。

力女、強力を示す縁 第二十七

尾張宿禰久玖利は、尾張の國中嶋の郡の大領なり。聖武天皇國食シシ時の人
なり。久玖利が妻は、同じ國愛知の郡片絶の里に有りし女人なり。是は昔、元興
寺に有りし道場法師の孫なり。夫に隨ひ柔カニ儒カニして、練りたる糸綿の如し。麻
の細き臺を織りて、夫の大領に著す。臺の姝シきこと比無し。時に其の國を行
ふ主は、稚櫻部の任なり。國の上、大領に著せたる衣の姝しきを視て、取りて言
はく「汝に著す可き衣に非ず」といひて、返さず。妻問ふ「衣を何にしつる」
といふ。答ふらく「國の上取れり」といふ。復問ふ「彼の衣を心に惜しと思
ふ」といふ。答へて言はく「甚だ惜し」といふ。妻即ち往きて、國の上の前に
居て、乞ひて言はく「衣賜へ」といふ。爾の國の上言はく「何なる女ぞ、引き

一座席のすみを握って。

ニすわせたままで、国府の門外に持ち出して。「居惣」の「惣」は、後の「載惣」(注二五)も同じ。参考→三四五頁注一一。

三→六九頁注一七。

四→二〇三頁注一七。「糸」は小枝、転じて細片の義となり、寸断するさま(切れぎれになる)の義が派生した。「寸」は、名義抄・字類抄・字鏡集ツタツタ。

五「粉」は、名義抄クダク。→五五頁注一〇。

六「惶」は、本縁訓釈のほか、「恐」と共に、名義抄オソリ。訓点語としては、上二段活用である。

七洗いきよめて。「酒」は、説文「漉也」、本縁訓釈のほか、名義抄ススク・ソソク。字類抄ソソク。参考→「濯」(一三五頁注一六)・「瀬」(「漱」)→二七九頁注二〇。なお、「酒」にはアラフの訓がある。→二七九頁注二一。

八折りたたむ。淮南子、本縁訓「積牒旋石」の注「牒、累也」、説文「牒、段借為積」の注「九具竹の縊維を細く割いて、練糸のようにやわらかくしてしまう。具竹は淡竹(は)の一種で、觀賞用小竹。ところで、「子具竹、捕粉如練糸」は、大力の形容で、文脈上、前文と折合わない。これは、「捕粉索然」(注四・五)の注文ではないか。

「国司に惣まれ、何らかの処置をされよう。」「惣」は、国・類本に従う。「見」は、→一二五頁注二。

二国守に対してさへも、このような行為に出るのを。イカニセムへかかる。本縁訓釈ヲスラニモは、語法的にいがが。ニは衍か。

三事件の罰がもしも何とかあるとしたら、自分たちはどうしよう。「答」は、国・類本に従う。

捨 使^レ引不^レ動 女二指以取^二國上居床之端^一 居惣持^二

出於國府門外^一 國上衣欄 捕^二粉條然^一 乞言 衣賜

國上惶煩 彼衣返與 取持歸^レ家 洒淨 牒^二收其衣^一

子吳竹^一 捕粉如練糸^二 大領之父母 見之大惶 告^二

其子^一言 汝依^二此妻^一 國司見忽^二 行^レ事 大惶告^二 國司

作^レ是 事各動有^二 武等何作 不^レ能^二寢益^一 故送^二本家^一

而不^レ勝^二 然後此嬢 至^二彼里草津川之河津^一而衣洗 時

商人 大船載^レ荷垂過 船長見^レ嬢 言煩嘲囁 女言

默 女言 犯^レ人者煩痛所^レ拍 船長聞^レ瞋 留^レ船打^レ女

々不^レ痛^二拍 船半引居 舳下入^レ水 雇^二津邊人^一 船物持

々上 然更載^レ船 據言 无^レ禮故引^二居船^一 何故諸人令

陵^二賤女^一 船荷載惣 亦一町程引上而居 於^レ茲船人大

惶 長咒^二白言 犯也服也 故 女聽許 彼船五百人引

①国なし

②国類「怨」(改「依」高野本改)

③国なし

④国類「咎」

⑤国類「我」(改「依」高野本改)

⑥延類「食」(改「意改」)

⑦国類「而亦」(改「依」高野本補)

⑧国類「隨」(改「依」高野本改)

⑨「至」(改「於」)

⑩「二字、国異真」

⑪国類「乘」(改「依」高野本改)

⑫国類「類」(改「依」高野本改)

⑬国類「頃」

⑭国類「な」(改「依」高野本改)

⑮国類「嬢」

⑯類無

⑰国類「跪」(改「依」高野本改)

「動」の訓釈中、ヤヤモをとる。他のイヤカモ、ソトモスルコトも同義か。

三 生活することができない。→補五九。

四 夫は妻を家に戻して、とりあわない。

「醜」は、国・類本による。→二四七頁注一六。

五 ラミナは、→六八頁訓釈。ヲウナは、→二八

〇頁訓釈。「草津川」は未詳。「河津」は、船着

場。

六 困惑させ、ひやかし、からかう。「嘲」は、

「嘲」と通用字。名義抄アザケル、新撰字鏡恵

留(ユル)、これは本縁訓釈エツラカシと同系

語か。→三六九頁注三四。ここでは、「嘲」「嘲」

を使いわけ。「嘲」は、名義抄モチア(ソ)フ

モおだまり。→五五頁注二六。

八 ひとにいたずらする者は類べたひっぱなく

よ。

六「瞋」は、→二二頁注一〇。

三 船の半身長を陸に引きあげ。

三 船の後ろが水の方に向いて下り、水に浸つ

た。「舳」は、説文「船後也」。本縁訓釈のほか

新撰字鏡「止毛(トモ)、和名抄「留(ヘ)」。三

(船長は船着場のあたりの人を雇い、船の

物を持ち上げて船を軽くし、水に浮かべた上

で、荷を載せなおす。

三 失礼だから。→九五頁注二四。

三 何で皆さんは、賤しいわたしに恥をかかせ

るのだ。「陵」は「凌」と通用。玉篇「犯也」、

広韻「侮也・侵也」、名義抄シノグ。「凌」は、

→九五頁注二二。

三 載せたままでは、「慥」は、→注二。

三「跪」は、国・類本に従う。本縁訓釈のほか、

→一五頁注一二。

三 悪かった。降参した。「犯」「服」は、→一八

捨てよ」といふ。引か使むるに動か不。女、二つの指を以て、國の上の居る

床の端を取り、居エ惣ラ國府の門の外に持ち出で、國の上の衣の欄を、條然に

捕り粉き、乞ひて言はく「衣賜へ」といふ。國の上惶り煩ひ、彼の衣を返し與

ふ。取り持ちて家に歸り、酒ギテ淨め、其の衣を裸み收む。吳竹を捕り粉くこ

と練糸の如し。大領の父母、見て大きに惶り、其の子に告げて言はく「汝此の妻

に依りて、國の司に怨まれ、事に行はれむ」といひて、大きに惶り告ぐ。「國

の司ヲスラ(ニ)モ是ク作ルヲ、事の咎、動モ有らば、我等何ニ作ム。寢ミ食ル

こと能は不」といふ。故、本の家に送りて亦瞻み不。然して後に、此の嬢、彼

の里の草津川の河津に至りて、衣洗ふ。時に商人、大船に荷を載せて乗り過ぐ。

船長、嬢を見て、言ひ煩はし嘲シ嘲ふ。女言はく「黙あれ」といふ。女言は

く「人を犯す者は、頬痛く拍たれむ」といふ。船長聞きて瞋り、船を留めて女

を打つ。女拍たるるを痛しとせ不、船の半引き居ゑ、舳下りて水に入る。津

の邊の人を雇ひて、船の物持ち上げ、然して更に船に載す。嬢言はく「禮无き

が故に船を引き居う。何の故にか諸人賤しき女を陵が令むる」といふ。船の荷

載せ惣ラ、亦一町程引き上げて居う。玆に船人大きに惶り、長跪キテ白して言

はく「犯せり。服ナリ」といふ。故、女聽許しつ。彼の船は五百人して引けど

不動 故知 彼力過五百人力^レ 如^レ經說^二 作^レ餅供^二
養三寶^二者 得^二金剛那羅延力^一云々 是以當^レ知 先作^二
大枚餅^一 供^二養三寶衆僧^一 得^二此強力^一矣

食國 ^二 合久 ^一	絶 ^{反和}	柔 ^{普爾夏及⁴古也可^二}	儒 ^{音經反⁴ハ良カニ}	臺 ^{旦部九里}
妹 ^{子留}	居惣 ^二 合ス ^一	欄 ^{會須}	條然 ^{太^ミ部}	惶 ^{恐也}
友 ^{和之}	國司 ^{乎主良}	作是 ^二 合加久 ^一	動 ^{伊ヤ可母又云也^ミ母又云會^ミ土毛寸流去土}	何
作 ^二 合伊可 ^一	寢 ^{スミ}	嘲 ^{惠都良}	啁 ^{母知阿}	舳 ^{フネノ}
載惣 ^{何良}	長跪 ^{ツキマ}	服 ^{ナリ}		雇

極窮女於二尺迦丈六佛^二願^三福分^二示^三奇表^二以現得^二
大福^二緣^一 第廿八

一所出未詳。攷証は、方広莊嚴經、「在昔億千劫、供養三世仏、慈力行捨施、故得相莊嚴成、那延力^二か、^一という。
二「那羅延」は、Narayana. の音写。「金剛」は、強固、という意の接頭語。金剛のように、堅固で、勝れた力を持つ、その那羅延の力。
三前世に大形の餅を造って、仏前に供え、僧侶の多くに供養する。参考、「先世殖^二大力因^一、今得^二此力^一矣」(一八五頁注五)。

聖武天皇世¹⁰ 奈羅京大安寺之西里 有^二女人^一 極窮
命活无^レ由而飢 流^二聞大安寺丈六佛衆生所^一願急能施
賜^二買^三花香油^二而以參^三往於丈六佛前^一 奉^レ白之言 我
昔世不^レ修^二福因^一 現身受^二取貧窮之報^一故 我施^レ寶^レ令
免^二窮愁^一 累^レ日經^レ月 願祈不^レ息 如^レ常願^レ福 獻^二
花香燈^一 罷^レ家而寐 明日起見 于^二門椅所^一 有^二錢四
貫^一 著^二之短籍^一而注謂之 大安寺大修多羅供錢 女人
恐¹² 急以之送^レ寺 時宗僧等 見^二入^レ錢

⑬国怨

⑨国富
⑩国代
⑪国良

③類「乎」攷「依」上二訓
④攷云「疑變字」
⑤類「反」攷「意改」
⑥類「ラ」
⑦底やや損、類「尔」
⑧類「ウ」

①国なし
②国類「先世」攷「依」高野本補

◇寄るべのない、貧しい身の女が生活できず、大安寺の釈迦仏を信心日参して月余、修多羅供や成実論宗の銭を授かり富裕になった話。今昔物語一ノ一五に引用。↓補六〇。

四「二九七頁注一」。
五「一丈六尺の釈迦仏の像。攷証「大安寺縁起亦云、天智天皇造寺之因、又造丈六釈迦仏像云々、安置于寺中矣」。

六「福分」は、二六三頁五行にもある。↓一四七頁注八。

七多額の金銭。

八「二四七頁注四・五」。

九生活することができず。↓三四九頁注一〇。

〇「急」は、名義抄・字類抄スミヤカナリ。

一「流聞」は、↓一五一頁注一。

二（仏に供養する）花と香と灯油。今昔「香花并二油」。

三前の世で、現世に幸福となるような、その基となる行ないをせず。「昔世」は「先世」注三と同じ。

四金銭をお授け下さって、貧乏の心配のないようにしてほしい。タカラは、「宝」のほか、

東大寺諷誦文「財・価・貨」にある。

五香花燈を仏前にささげ。「花香燈」は「花香油」に同じ。「燈」は、油に火を点じること。

六「短冊」「短尺」と同じ。

七「大安寺修多羅衆」には、中核となる常修多羅衆と大修多羅衆とがあった。↓二四七頁注六。

八その後者の、大きな「修多羅」研究グループの基本金。

九副詞の次にくる「以」は、漢文の訓読文によく出てくるが、用言に接続する場合と同じく、

不説にする。

元修多羅衆に属する僧たち。

も動か不。故に知る、彼の力は五百人の力に過ぎたることを。經に説くが如し。「餅を作りて三寶に供養すれば、金剛那羅延の力を得云々」といへり。是を以て當に知るべし、先の世に大枚の餅を作りて、三寶衆僧に供養し、此の強力を得たることを。

極めて窮しき女、尺迦の丈六の佛に福分を願ひ、奇しき表を示して、現に大福を得る縁 第二十八

聖武天皇のみ世に、奈羅の京の大安寺の西の里に、一の女人有り。極めて窮しく、命を活ふに由無くして飢う。大安寺の丈六の佛、衆生の願ふ所を、急に能く施し賜ふと流へ聞き、花香油を買ひて、丈六の佛の前に参る往き、白し奉りて言はく「我、昔の世に福因を修せ不、現身に貧窮の報を受け取るが故に、我に實を施し、窮しきの愁を免れ令めよ」といふ。日を累ね月を經、願ひ祈りて息ま不。常の如く福を願ひ、花香燈を獻じ、家に罷りて寐テ、明日起きて見れば、門の椅の所に、錢四貫有り。短籍を著けて、注して謂はく、大安寺の大修多羅供の錢といふ。女人恐りて、急に寺に送る。時に宗の僧等、錢を入れし

藏^一 封印不^レ誤 唯無^二錢四貫^一 故取納¹藏矣 女又參^二

向于丈六前^一 獻^二花香燈^一 罷^レ家而寢 明日起見^二乎庭

中^一 有^二錢四貫^一 又短籍注謂 大安寺常修多羅供錢

女以送^レ寺 宗之僧等 見^二錢器^一 封不^レ誤也 開見之

唯无^二錢四貫^一 怪之藏封 女如^レ先女參²往丈六前^一 願^二

白福分^一 罷^レ家而寢 明日開^レ戶見之 閻前有^二錢四貫^一

著^二短籍^一謂 大安寺成實論宗分錢 女以送^レ寺 宗僧等

見^二入^レ錢之器^一 猶封不^レ誤 開見之 唯无^二錢四貫^一 爰

六宗之學頭僧等 集會怪之 問^二女人^一曰 汝爲^二何行^一

答曰 无^レ所^レ爲 唯依^二貧窮^一 存^レ命無^レ便 無^レ歸無^レ怙

故 我是寺尺迦丈六佛 獻^二花香燈^一 願^二福分^一耳 衆僧

聞之 而量言 是佛賜錢故 我不^レ藏 返^レ賜女人^一 女

得^二錢四貫^一 爲^二増上緣^一 大富饒^レ財 保^レ身存^レ命 諒

知 尺迦丈六不思議力 女人至信奇表之事矣

寐^テ 寢^上如^如 商量^二合ハカ^一 閻^{土自} 交弥⁹

一 蔵の封印は、そのまま。

二 常に催すところの、「修多羅」研究組織の基金。「大修多羅」に対する。→二六一頁注一七。

三 戸のしきい(閻)の前に。字典「閻、闕也」。

① 国なし

② 国類なし(改「依高野本削」)

③ 類曰

④ 国常

⑤ 国なし

⑥ 国類「商量」(改「依高野本補」)

⑦ 国なし

⑧ 国異

⑨ 類「止」(改「原世、意改」)

広額「門限也」。和名抄「度之岐美(トシキミ)」、名義抄トジキミ。

四「成実論」研究グループの基金。成実論衆分とも。ただし、「大安寺伽藍縁起並流記資財帳」にはなく、「三論衆錢一千一百十貫八百五十文」がある。あるいは、「成実論宗分錢」は「三論衆錢」を意味するか。

五成実論衆に属する僧たち。一、二六一頁注一。

六三論・法相・華嚴・律・成実・俱舍の南都六宗をいう。「學頭」は、宗三役の一つ。別當・三綱の下にあって、宗属の財産管理にあたる。七貧乏のため、「貧窮」は、一、二七頁注一二。八命を保つてゆく方法がなく。「存」は、興本大慈恩寺三藏法師伝ナカラフ。今昔「命ヲ存セムニ便无シ」。

九よるべがなく、頼みとするところがないので。「怙」は、説文「恃也」。名義抄「字類抄タノム。今昔「亦過ム所无キガ故」。

一〇相談して。本縁訓釈のほか、「商」は、名義抄ハカル、「量」は、字類抄ハカル。

一一これは仏が下さった金銭であるから、自分は受取らぬつゝも、「藏」は、名義抄ヲサム。

一二増上」とは、増進・増加の意で、他のものはたらしきを増進させる縁を「増上縁」という。ここでは、錢四貫を増加の縁として、富を得たことをいう。今昔「錢四貫ヲ得テ此ヲ以テ本トシテ世ヲ渡ルニ」。

一三「饒財」は、一、二五頁注一八。

一四「存」は、名義抄トドム、字類抄トマル。

一五丈六の釈迦仏像の不思議な力と、この女のまごころが、奇蹟を示したことを。今昔「亦此ノ寺ノ釈迦ノ靈験、奇異不可云」。然〇世ノ人弥ヨ首ヲ低テ恭敬供養シ奉ケリ」。

藏を見るに、封印誤た不、唯錢四貫無し。故、取りて藏に納る。女又丈六の前に参る向き、花香燈を獻じ、家に罷りて寢テ、明日起きて庭の中を見れば、錢四貫有り。又短箱に注して謂はく、大安寺の常修多羅供の錢といふ。女、以て寺に送る。宗の僧等、錢の器を見るに、封印誤た不。開き見れば、唯錢四貫無し。怪しびて藏に封ず。女先の如く丈六の前に参る往き、福分を願ひ曰ひ、家に罷りて寢て、明日戸を開きて見れば、闔の前に錢四貫有り。短箱を著けて謂はく、大安寺の成實論宗分の錢といふ。女、以て寺に送る。宗の僧等、錢を入れし器を見るに、猶封印誤た不。開きて見れば、唯錢四貫無し。爰に六宗の學頭の僧等、集ひ會して怪しび、女人に問ひて曰はく「汝何の行をかしつる」といふ。答へて曰はく「爲す所無し。唯貧窮に依り、命を存ふるに便無く、歸すること無く、怙むこと無きが故に、我是の寺の尺迦の丈六の佛に、花香燈を獻じ、福分を願ひつるのみ」といふ。衆僧聞きて、商量ヒテ言はく「是れ佛の賜へる錢なるが故に、我藏め不」といひて、女人に返し賜はりぬ。女、錢四貫を得、増上縁とし、大きに富み財に饒に、身を保ち命を存む。諒に知る、尺迦丈六の不思議の力、女人の至信の奇しき表の事を。

行基大德放^三天眼^二視^三女人頭塗^三猪油^二而呵嘖緣
第廿九

故京元興寺之村¹ 嚴^二備法會^一 奉^レ請^二行基大德^一 七日
日說^レ法 于是道俗 皆集聞^レ法 聽衆之中 有^二一女人^一
髮塗猪法² 居^レ中聞^レ法 大德見之 嘖言 我甚臭
哉 彼頭蒙^レ血女 遠引棄 女大恥出罷 凡夫肉眼是油
色 聖人明眼見視^二穴血^一 於^二日本國^一 是化身聖也 隱
身之聖矣

行基大德携³子女人視^二過去怨^一 令^レ投^レ淵示^二果表^一
緣 第卅

行基大德 令^レ堀^二開於難波之江^一 而造^二船津^一 說^レ法化
人 道俗貴賤 集會聞^レ法 爾時 河內國若江郡川派里
有^二一女人^一

◇頭髮に動物性の油脂を塗った女を見抜き、退
場を命じた話。行基菩薩の靈眼を語る。三宝絵
詞中三・今昔物語一七ノ三六に引用。↓補六一。
一秀れた洞察眼をさし向け。
二(頭髮に)猪の獸油を塗っている。「猪」は、
和名抄「井(サ)」、本草和名「為乃(志之)」字
類抄サノシシ。(動物性油脂は、仏教で禁じて
いる。)訓は、いずれでもよい。↓二九三頁注
一一。
三責めさいなむ。↓三三五頁注二〇。
四「故京」は、↓六七頁注一・一一。
五奈良県高市郡飛鳥村。↓七三頁注六。
六法会の会場を、かざって準備をする。参考
↓「嚴法会」(二二二頁注一)。三宝絵「大法
会ヲマウケテ」。
七七日間。三宝絵・今昔「七日ノ間」。「道俗」

①国、本文なし。題目の
下に「三寶繪下帖有之故
略之耳」と注す

②類「油」(攷「依今昔物
語」改)

③五字、国「女人携子觀」
④国類「異攷依高野
本改」

⑤国、本文なし。題目の
下に「上同故略之」と注す

は、一七三頁注一九。

ハ三宝絵「鹿ノアブラヲ調テ聊ヒタヒノカミニヒキヌリテ人ニマジリテトホクヲリ。ソノカタハラノ人ダニシラズ。」今昔「年若クシテ髪ニ猪ノ油ヲ塗テ其ノ庭ニ人ノ中ニ有テ法ヲ聞ク」。

九髪に血を塗っている女。「血」とあることについて、↓「聖人明眼見視三六血」(後出)。

三三三三「頭ニケダモノノアラヲヌリテタル」今昔「頭ニ血・肉ヲ塗レリ」。

二「遠くへ追い出せ。」↓二五七頁注一九。

二普通人の肉眼では、区別のない油の色であるが、聖人のすぐれた眼には、それが獸脂であるので、現実の肉の血と見える。「明眼」は、↓七九頁注六。

三仏が變化して、仮に形を現わしたものの。三本身をかくして、人間としてあらわれた仏。

四前注と同意。「隱身聖人」は、↓四一五頁注一四。参考「爾時並住行基大德者文殊師利菩薩反化也」(八七頁注二二・二四)。

◇行基大德の眼力の傑出したことによせて、借用の物を返済しない場合の悪報を説く。上二などと類似。今昔物語一七ノ三七に引用。

四子供づれの女。「携」は、↓一三五頁注一二。五恨み(を負うてい)こ)を見抜いて。

六難波の入江を掘り広げさせ、船着揚を造り。三三三三中三「行基菩薩ノ難波ニオハシマシテ橋ヲツクリ、江ヲホリ船ヲワタシ、木ヲウエ給フ」。

七「集」は、字類抄アツマル、「会」は、名義抄アツマル。二合して訓む。

ハ布施市川俣。和名抄「河内国 若江 和加江(ワカエ)」。派「は、新撰字鏡「美奈万太

和加留(ミナマタ ワカル)」。

中 卷

行基大德、天眼を放ち、女人の頭に猪の油を塗れるを視て、呵噴する緣 第二十九

故京の元興寺の村に、法會を嚴り備け、行基大德を請け奉り、七日法を説く。是に道俗、皆集ひて法を聞く。聽衆の中に、一の女人有り。髪に猪の油を塗り、中に居て法を聞く。大德見て、噴めて言はく「我、甚だ臭きかな。彼の頭に血を蒙れる女を、遠く引き棄てよ」といふ。女大きに恥ぢ、出で罷りき。凡夫の肉眼には、是れ油の色なれども、聖人の明眼には、見に矢の血を視る。日本の國に於いては、是れ化身の聖なり。隱身の聖なり。

行基大德、子を携ふる女人の過去の怨を視て、淵に投げ令め、異しき表を示す緣 第三十

行基大德、難波の江を掘り開か令めて船津を造り、法を説き人を化す。道俗貴賤、集會りて法を聞く。爾の時、河内の國若江の郡川派の里に、一の女人有

一泣きねだつて。「譴」は、名義抄・字類抄セム。

二「噉」は、↓九五頁注二三。

三やあ。これよ。(呼びかけのことば)。「咄」は、↓三三五頁注二。「娘人」は、「娘女(ヲウナ)」(二七七頁注七)と同じく、「娘人」二字にあてて訓む。ヲミナ(四四七頁注三)でもよい。

四大和川の淵に。(当時は、大和川の水が、布施のあたりを流れ、淀川に注いでいたらしい。)五ひそひそとささやいて。↓二九一頁注九。六どんなかわりで、こんなことをおっしゃるのか。「告」は、名義抄ノタマフ。

七↓一四三頁注一。

八やかましく泣きわめく。「晝」は、説文「疾言也」、新撰字鏡「加万と志(カマカマシ)」、字類抄カマヒスシ。

九やかましい声にさえぎられて。「晝」は、玉篇「喧嘩也」。名義抄・字類抄カマヒスシ。「諱」は、名義抄ナフ、字類抄ナハル。

携_レ子參_ニ往法會_一 聞_レ法 其子哭譴 不_レ令_レ聞_レ法 其
兒年至_ニ于十餘歲_一 其脚不_レ步 哭譴飲_レ乳 噉_レ物無_レ間
大德告曰 咄彼娘人 其汝之子持出捨淵 衆人聞之
當頭之曰 有_レ慈聖人 以_ニ何因緣_一 而有_ニ是告_一 娘依_ニ
子慈_一不_レ棄 猶抱持 聞_レ說_レ法 明日復來 携_レ子聞_レ法
子猶爲哭 聽衆障_レ囂 不_レ得_レ聞_レ法 大德噴言 其子掘
淵 爾母怪之 不_レ得_ニ思忍_一 擲_ニ於深淵_一 兒更浮_ニ出於
水之上_一 踏_レ足攢_レ手 目大瞻暉 而慷慨曰 惻哉 今
三年徵食耶 母怪之 更入_レ會聞_レ法 大德問言 子擲捨
耶 時母答 具陳_ニ上事_一 大德告言 汝昔先世 負_ニ彼
之物_一 不_ニ償納_一故 今成_ニ子形_一 徵_レ債而食 是昔物主
嗚呼恥矣 不_レ償_ニ他債_一 寧應_レ死耶 後世必有_ニ彼報_一而
已 所以出曜經云 負_ニ他一錢鹽債_一故 墮_レ牛負_レ鹽所
駢_レ以償_ニ主力_一

①類日

②類投

③類徵(玄意改)

(一)行善のことばを(二)不思議に思いながらも。
(一)「や(かま)さしに」我慢ができた。
三九一頁注一八。
三じだんだを踏み、手をすりあわせる。(残念があるしぐさ)。「撮」は、一七三頁注二・二四一頁注五。
四目を大きく見張つて、きらきらさせる。
「瞻」は、一二一五頁注一〇。「瞋」は、説文「大目出也」。名義抄ソヤカニシテ・ミル。今昔「目ヲ大キニ見瞋カシテ」。
五一八九頁注五。
六口惜しいことだ。一九五頁注一三。
七これから更に三年間、責めて取りあげ、食おうと思つていたのに。「徴」は、一八三頁注九。へくわしく前のことを述べる。一七九頁二行、二七三頁九行。参考「具陳」先事二(九九頁一四行)。
八以前、先の世において。一二二頁注二〇。
九彼のもの(を)身に受けて(借りて)、返済しなかつたから。「償」は、一五五頁注一三。
一〇負債の分(元本)だけではなく、積み重つた利息の分(を)を責めて、食うのである。「償」は、一五五頁注一三。
一一貸し主。
一二三人に借りた分の返済をしないで、どうして死ぬことができた。「寧ろ耶」を「ナニゾ」ヤ」と疑問形で訓むのは、法華義疏長保点による。
一三三十四品。竺仏念訳。内容は、教訓的偈頌とその注釈的説話。一補六一。
一四他人から銭一文だけの価値の塩を借りているために、牛に身をおとし、塩を負うてひどく使われ、貸し主に労働力で返済をするというのは。「駝」は、一二二頁注二二。

り。子を携へて法會に参る往き、法を聞く。其の子、哭き諱めて、法を聞か令め不。其の兒は、年十餘歲に至るまで、其の脚步ま不。哭き諱めて乳を飲み、物を噉ふこと間無し。大德告げて曰はく「咄、彼の嬢人、其の汝が子を持ち出でて淵に捨てよ」といふ。衆人聞きて、當頭きて曰はく「慈有る聖人、何の因縁を以てか、是く告ふこと有る」といふ。嬢は、子の慈に依りて棄て不。猶抱き持ちて、法を説くを聞く。明日復來り、子を携へて法を聞く。子、猶深き淵に擲ぐ。兒、更に水の上に浮き出で、足を踏み手を攢み、目大きに瞻り暉て、慷慨みて曰はく「惻きかな。今年徴り食はましを」といふ。母怪しびて、更に會に入りて法を聞く。大德問ひて言はく「子を擲け捨てつや」といふ。時に母答へて、具に上の事を陳ぶ。大德告げて言はく「汝、昔先の世に、彼が物を負ひて、償ひ納めざるが故に、今子の形に成りて、債を徴りて食ふなり。是れ昔の物主なり」といふ。嗚呼恥しきかな。他の債を償は不して、寧ぞ死ぬ應きや。後の世に必ず彼の報有らむ而已。所以に出曜經に云はく「他の一錢の鹽の債を負ふが故に、牛に墮ち鹽を負ひ駝はれて、主に力を償ふ」といふ。

◇寺塔建立の発願中、女子を得た老夫妻が、子の掌から仏舍利を得て歡喜し、信徒と共に塔を建て、舍利を安置したが、女子は間もなく世を去るという舍利感得の説話。今昔物語二ノ二に引用。

一梵語 *śālin* の漢訳語。仏舍利。仏の遺骨。

二「捲」は、名義抄・字類抄ニギル。

三「丹生」が氏、「直」は姓。「弟上」延・類本に従うは名「丹生」は、新撰姓氏録にない。和名抄「遠江國磐田郡壬生(爾生)」。そこで、攷証「蓋因此地、命姓也」という。

四静岡磐田郡。

五長い年を過ごして。「淹」は、爾雅釈詁「留久也」。名義抄・字類抄ヒサシ。↓三三七頁注一。

六(何とかして願を果たそうと)心掛けて。「隱」は、↓三〇五頁注三二。

七常に氣遣っていた。「毎」は、本縁訓釈のほか、字類抄・名義抄ツネニ。「懷」は、↓三三七頁注一六。「軫」は、康熙字典「後漢書處衍伝」の注「軫懷 痛念也」。本縁訓釈のほか、名義抄・字類抄イタム。

八(女子が)。

九いよいよ、固く手を握って、どうしてもあけようしない。「弥増」は、↓一八五頁注一六。「故」は、↓一七頁注一六。

一〇老妻(弟上が、妻に対して言うことば)。↓二二三頁注一三。

一子を産む年頃を過ぎて。今昔「汝デ齡と可産キ齡ニ非ズシテ産セリ」。

二六根(眼根・耳根・鼻根・舌根・身根・意根)がそなわらない。(つまり、不具である。)

「根」は、運動および官能を司る根本の力。

者 其斯謂之矣

將建^レ塔發^レ願時生女子捲^ニ舍利^一所產緣 第卅一

丹生直弟^一者 遠江國磐田郡之人也 弟一作^レ塔發^レ願

未^レ造^ニ其塔^一而歷^ニ淹年^一 猶^レ隱^ニ願果^一 每^レ軫^ニ于壤^一 聖武

天皇御世 弟上年七十歲 妻年六十二歲 懷妊^ニ生^一女

捲^ニ左方手^一以所^ニ產愁生^一 父母怪之 開^ニ于捲手^一 彌增

固捲 猶故不^レ舒 父母愁曰 軀非^ニ時產^一子 根不^レ具

斯爲^ニ大恥^一 以^ニ因緣^一故 汝生^ニ我子^一 廼不^ニ嫌棄^一而慈

哺育 漸隨^ニ長大^一 面容端正 年至^ニ七歲^一 開^レ手示^レ母

曰 見^ニ是物^一 因瞻^レ掌 有^ニ舍利^一二粒^一 歡喜異奇 告^ニ

知諸人^一 諸人衆喜展轉 國司郡卿悉喜 引^ニ率知識^一

建^ニ七重塔^一 安^ニ彼舍利^一以供養了 今磐田郡部内建立磐

田寺

①国「人」

②国なし、延類「上」(攷「依下文改」)

③国類「上」

④国果之「

⑤国類懷「

⑥二字、国なし

⑦国任「

⑧国類なし(攷「依高野本削」)

⑨国類「彌」攷「依高野本改」

⑩国なし

⑪二十二字、国なし

⑫国なし

⑬国類「亦」攷「依高野本改」

二三 前世からの縁があつて。

三四 前二で。「適」は俗字。玉篇「乃同語辭也」。

三五 にくみ棄てないで、可愛がって育てた。「嫌」

は、一八三頁注一五。「哺」は、名義抄フクム・

ククム。→一七七頁注七。「育」は、名義抄ハク

クム。ここでは、ククム・ハククムの關係を考

え、「哺育」でハククムと訓む。→三六三頁注

六。

六 次第に生長するに従つて。「漸」は、→一九

九頁注三。「長大」は、→二七二頁注一七。

七 かおかたちが、うるわしい。「面容」は、

〔容 カヲ(ホ)〕〔二六頁訓釈〕と「顔 面也」

〔二六二頁訓釈〕とを勘案し、二合して訓む。

〔端正〕は、本縁訓釈のほか、景行紀「容姿端正

(カタチキラキラシ)(四年)。

八 →二一五頁注一〇。

元 仏の遺骨が二つぶある。「粒」は、本縁訓釈

のほか、名義抄ツビ、地藏十輪經元慶点ツビ、

字類抄ツフ。ツビが古形。

三 異は、名義抄アヤシム、「奇」は、名義抄

アヤシフ。二合して訓む。

三 喜びの余りころがりまわる。「展転」は、→

三二九頁注七。このほか、名義抄トコカヘリも、

ねむれないほどの喜びかたを現わすものとして、

おもしろい。

三 国の役人や郡の役人。

三 →二七二頁注八。→補六三。今昔「知識ヲ

引テ物ヲ集メ」。

三 安置する。(舍利は、塔に安置するもの。)

中 卷

は、其れ斯れを謂ふなり。

塔を建て將として願を發し、時に生める女子、舍利を捲りて産まる縁 第三十一

丹生直弟上は、遠江の國磐田の郡の人なり。弟上、塔を作らむと願を發し、未だ其の塔を造らずして淹しき年を歴、猶願を果さむと瞻みて、毎に懷を軫ム。聖武天皇の御世に、弟上年七十歳、妻年六十二歳にして、懷妊して女を生む。左の方の手を捲りて、產生る。父母怪しびて、捲れる手を開くに、彌増に固く捲りて、猶故に舒べ不。父母愁へて曰はく「姫、時に非ずして子を産み、根具はら不。斯れ大きな恥とす。因縁を以ての故に、汝、我が子に生まる」といふ。猶ち嫌み棄て不して、慈び哺育みつ。漸く長大なるに隨ひて、面容端正シ。年七歳に至り、手を開きて母に示して曰はく「是の物を見よ」といふ。因りて掌を瞻れば、舍利二粒有り。歡喜び異奇びて、諸人に告げ知らす。諸人衆、喜び展轉ぶ。國の司、郡の卿、悉く喜び、知識を引率して、七重の塔を建て、彼の舍利を安みして、供養し了はる。今磐田の郡の部内に建立せる磐田寺

一は「つきりとわかる。「聞」は、説文「聞也、集韻「明也」、字鏡集アキラカ。→二九七頁注二〇。

◇施薬の費用にあてがわれる、酒の代償を返済しなかつたため、牛に生まれ、勞力で償還させられた話。寺院經濟の一面を語る。上〇・三、中九・五、下六などに類話。今昔物語二〇ノ二二に引用。

二寺院經濟の基本金の利殖をはかるための酒(稻を貸し出してに酒を造らせ、その酒を出挙することによって、寺院運営の費用を再生産する。」「息利」は、前本訓釈「伊良之毛乃那里(イラシモノナリ)」「三九三頁注一六」を援用する。補六五。三借りの「貸」は、名義抄カル・カス。四借りた分を返済する。「償」は、四五頁注一三。五和歌山県海草郡。和名抄「紀伊國 名草 奈久佐(ナクサ)」。一八一頁注一〇。六久安元年十一月一日「秦守利所領去渡狀(平安遺文、二五六六号文書)に「紀伊國名草郡三上院、合十二郷」とあり、その郷の中に、岡田・小勢田の名が見える。因みに、「院」は穀倉のあったところを言う。「三上院」の呼称は、平安末以後、三上村のことと見てよからう。

七「葉王寺」は現存しない。しかし、治安三年十一月二十三日「大政官符案(平安遺文、四八八号文書)に「葉王寺文書」が見え、その中に「紀伊國名草郡葉勝寺所領田」が「名草郡三上野院」の、岡田村・勢多村などにわたって在ることを語っている。ただし、葉王寺と葉勝寺との關係については未考。補六六。なお、葉王寺は、その名から推して、施薬院のような役をはたしていたか。へ一二八九頁注一四。九「葉分」は、葉を入びとにわけたための、費用の元本。それを、広く貸してふやす。新撰字

之塔是也 立塔之後 其子忽死 闍知 願无^レ不^レ得
先願无^レ不^レ果者 其斯謂之矣

淹^久 每^常 軫^{イタ} 容^ヲ 端正^{二合皮良} 粒^ヒ 闍^明

貸^二用寺息利酒^一 不^レ償死作^レ牛役之償^一 債縁 第卅二

聖武天皇世 紀伊國名草郡三村人 爲^二葉王寺^一 率^二

引知識^一 息^晋 藥分^一 其^藥 料物 寄^二手岡田^一

村主姑女之家^一 作^レ酒息利^一 時有^二斑幘^一 入^二葉王寺^一

常伏^二塔基^一 寺人^出 又猶還來而伏不^レ避 怪之間^レ 他

日 誰家幘 一人而无^下言^二我幘^一者^上 寺家投之 著^レ繩

繫^二送^一年長大 於^二寺產業^一所^二驅使^一 歲經之五年 時

寺之檀越岡田村主石人 夢見 其幘牛 追^二於石人^一 以

角葉仆 以^レ足踰之 石人愕叫 於是幘牛問言 汝知

我也 答 不^レ覺也 彼牛放退 屈^レ膝而伏 流^レ淚白言

我者有^二櫻村^一物部麿也

字

① 国なし

② 国類なし(改「依高野本(前)」)

③ ④ 国なし

⑤ 類「岐」

⑥ 国「上」、類「三上」(改「依今昔物語改」)

⑦ 国類「音」

⑧ 国「樂」

⑨ 国「者」

⑩ 二字、国「熱大」

⑪ 国「樂」

⑫ 国「守」、類「乎」

⑬ 国「幘」

⑭ 国「送」

⑮ 国なし

⑯ 類「捉」(改「意改」)

⑰ 国類「遷」(改「依高野本(改)」)

⑱ 国なし

⑲ 国「社」

⑳ 国「杜」

㉑ 国「日」

鏡「貸」伊良須(イラス)。「息」「利」「貸」は通用。「吾薬分」は、諸本に異同があり諸説あるが、右のよう解する。補六七「勢多」は、注六・七「薬料」は、運歩色葉集ヤクレウ。薬の費用となるもので、具体的には稲である。これで酒をつくり、利息をうる。今昔「知識ヲ引テ諸ノ薬ヲ儲テ、其ノ寺ニ宜テ普ク人ニ施シケリ」。

○新撰姓氏録にない。名草部岡田村に居住した歸化人の系統か。二三頁注八。「岡田」は、注六・七「姑」は、本縁訓釈のほか、和名抄「乎波(ヲバ)」。この「姑女」は、普通名詞か、固有名詞か。固有名詞とみてよからう。今昔「岡田ノ村主ト云者ノ姑ノ家」とし、普通名詞とする。二酒を作つて、それを貸し付けることによつて、利潤をなくわえる。(酒は、当時の農村社会にとつて、重要な役割をはたす)補六八。三黒白まだらの小牛。一〇五頁注五。「慣」は、本縁訓釈のほか、一五五頁注一二。三追い出す。本縁訓釈は、類本に従う。四二七頁注三。四「避」は、名義抄サル。

五寺院中に住む僧。今昔「寺ノ内ノ人」。

六養う。「饒」は、玉篇「飼也」、本縁訓釈のほか名義抄カフ。本縁訓釈の「餘」は、「贅」の誤りか。七「長丈」は、一七一頁注一四。「産業」は、一三三頁注一八。「駆使」は、一三三頁注四。八「業」は、攷証「業即甘棠之字」とある通りで、この意に合わない。「操」(七一頁注七)の省文と見るべきか。この「業」に、名義抄ツクとあるのも、その意味か。なお、「操」の正字「操」は、広韻「撥也」。「九」「監」は、一三五頁注一九。三「情」は、本縁訓釈のほか、新撰字鏡「於比由(オビユ)」、名義抄、字類抄オビユ。三一九九頁注一八。三未詳。

の塔は是これなり。塔はを立たてし後ご、其その子こ忽たちに死しにき。閭いかに知しる、願ねがとして得えるは无なく、願ねがとして果はさざ不なるは無なしといふは、其それ斯かれを謂いふなり。

ニ寺イラスの息利もの酒もを貸かり用もて、償つぐは不ずして死しにて、牛なと作なりて役つかはれ、債ものかひを償つぐふ縁 第三十二

聖武天皇のみに世に、紀伊の國名草の郡三上みかみの村の人、藥王寺やくわうじの爲に、知識ちしきを率もつ引ひして、晋あまねく藥分やくぶんを息いす。藥王寺やくわうじ、今は勢多寺せたじと謂いふ。其その藥料やくりょうの物を、岡田村主おかむらぬしの姑女はなめが家に寄せ、酒さけを作り利りを息いす。時に斑まだらなる犢ごうし有り。藥王寺やくわうじに入り、常に塔との基もとに伏ふす。寺の人に擠おさひ出いせども、又猶また還かへり來きりて、伏ふして避さら不ず。怪あやしびて他に問とひて曰いはく「誰たれが家の犢ごうしぞ」といふ。一人として我が犢ごうしと言いふ者无なし。寺家じけ捉とへて、繩つなを著つけ繫ひぎ餒うふ。年としを還かへて長大こほし、寺の産業なりわざに駆おひ使つかはる。歲經ること五年、時に寺の檀越だんごつ岡田村主おかむらぬし石人いしにん、夢に見らる、其の犢牛ごうし、石人を追おひ、角つがひを以もつて棠たふキし、足あしを以もつて踰こむ。石人愕おびえ叫こゑぶ。是こゝに犢牛ごうし問とひて言いはく「汝なんぢ、我われを知しるや」といふ。答こたふらく「覺しら不ず」といふ。彼その牛うし放はなれ退しりぞき、膝ひざを屈かめて伏ふし、涙なみだを流ながして白しろして言いはく「我われは櫻さくらの村むらに有ある物部磨ものべのまろなり。字あざな

攷証「名草郡坂井村」に擬する。三人物未詳。
「塩春」の字(名)の由来は、今昔にない。「春」
は、一六九頁注一〇。

號鹽春也 是人存時¹ 不^レ中^レ矢猪² 念³我當射⁴ 春鹽往荷⁵ 吾先⁶是
見之⁷无^レ猪⁸ 但矢立⁹於地¹⁰ 里人見¹¹喚¹² 號曰¹³鹽春¹⁴ 故以¹⁵爲¹⁶字也¹⁷
寺藥分之酒 貸¹⁸用¹⁹二斗²⁰ 未²¹償²²以死²³ 所以²⁴今受²⁵三牛身²⁶
而償²⁷酒債²⁸之故 役使²⁹耳 應³⁰役之年 限³¹於八年³² 所³³役³⁴
五年³⁵ 未³⁶役³⁷三年³⁸ 寺人无³⁹慈⁴⁰ 打⁴¹於我背⁴² 而追⁴³駟⁴⁴
使⁴⁵斯甚苦痛⁴⁶ 自⁴⁷非⁴⁸檀越⁴⁹ 无⁵⁰愍⁵¹之人⁵² 故⁵³申⁵⁴愁狀⁵⁵
石人問曰⁵⁶ 何以⁵⁷故知⁵⁸矣 牡答之曰⁵⁹ 問⁶⁰樓大娘⁶¹而知⁶²虛⁶³
實⁶⁴ 大娘著作⁶⁵酒家主⁶⁶ 獨大怪⁶⁷之 往⁶⁸乎妹家⁶⁹ 具陳⁷⁰上事⁷¹
答⁷²實如⁷³言⁷⁴ 貸⁷⁵用酒⁷⁶二斗⁷⁷ 未⁷⁸償⁷⁹而死⁸⁰ 於⁸¹茲知⁸²寺僧淨⁸³
達並檀越等⁸⁴ 悟⁸⁵於因緣⁸⁶ 垂⁸⁷哀愍⁸⁸心⁸⁹ 爲⁹⁰修⁹¹誦經⁹² 遂⁹³
八年⁹⁴已⁹⁵ 不⁹⁶知⁹⁷所⁹⁸去⁹⁹ 亦更¹⁰⁰不¹⁰¹見¹⁰² 當¹⁰³知¹⁰⁴ 負債¹⁰⁵不¹⁰⁶償¹⁰⁷
非¹⁰⁸无¹⁰⁹彼報¹¹⁰ 豈敢¹¹¹忘¹¹²矣 所以¹¹³成實¹¹⁴論¹¹⁵之¹¹⁶ 若人負債¹¹⁷不¹¹⁸
償¹¹⁹ 墮¹²⁰三牛羊驢鹿驢馬等¹²¹中¹²² 償¹²³其宿債¹²⁴者¹²⁵ 其斯謂¹²⁶之¹²⁷
矣

息^シ良^良 利^{又云母寸} 牡^子犢^{男牛} 擯^也¹⁵ 餘^餘餒^餒¹⁶ プカ^棠 棠^{友部}
愕^也 延^米 姑^戌 春^部

①国なし
②国哭
③国「樂」

④国「吾」
⑤延「迫」、攷云「追疑
迫」

⑥⑦国なし

⑧国なし

⑨⑩国なし

⑪国「必爲」

⑫国類「償」

⑬二十字、国なし
⑭類云「攷意改」

⑮類「擯」

⑯類「追」攷「依」三十三
訓「改」

⑰類なし攷「依」本条
訓

⑱類「迫」攷「依」九条訓
「改」

一「存」は、名義抄イク。「猪」は、一六五
頁注二。

二肉を塩漬けにするためか。一六六。
三薬分の酒二斗を借用し。「薬分」は、一六七

一頁注九。今昔「前世此寺ノ藥ノ酒二斗を飲用シテ未其直不償シテ死キ」。

四(寺の物や子の物を借用したまま死ぬと、牛に生まれ代わり、労役の償いをしなければならぬ)。一上〇・三、中九・五。

五使役に服する年期は八年。うち五年は働きおえたが、まだ三年残している。

六「迫」は、本文・訓釈共に類本に従う。「驱使」は、一二五頁注四。

七あなた以外には、情をかけてくれる人がないので。この「檀越」は、あなた(二人称)の意で、岡田村主石人を指す。

八何によって、そのことがわかるのか。

九桜村(二七頁注二)の娘御さん。「大娘」は「大嬢」ともいい、大家の令嬢。万葉ではオホキイラツメ。父母の居住する地名を、上に冠する。

一〇本当か嘘か知りなさい。「虚実」は、一四四七頁注二五。

一一岡田村主姑女(二七頁注一〇)のこと。

一二「家主」は、一七七頁注一。

一三(石人は)。

一四本当に、(物部磨の生まれ代わり)の言う通りだ。

一五寺務を掌る僧。

一六統紀「五月乙丑年間僧淨達至自新羅」(慶雲四年(七〇))。

一七因果応報の理を悟って、牝の為に慈悲心を起こして、読経の勤めをなした。

一八その牛は、八年の労役をつとめおえて、行方不明になった。

一九成実論巻八六薬品第一百十。「塵」は「羶」と同じ。小鹿。名義抄シカ。一補七〇。

二〇前から負うている負債を返済するのである。

を驢春と號ふ。是の人存けりける時、矢を猪に中て不るに、我當に射つと念ひ、驢を春き注きて荷はむと見れば猪无く、但矢、地に立てり。里人見て咲ひ、號けて驢春と曰ふ。故、以て字とす。吾是

れより先、寺の薬分の酒二斗を貸り用ゐて、未だ償はずして死ぬ。所以に今牛

の身を受けて、酒の債を償ふが故に、役使はるのみ。役はる應き年、八年

に限る。五年役はれて、未だ三年役はれず。寺の人、慈无くして、我が背を

打ちて、迫め駈ひ使ふ。斯れ甚だ苦痛なり。檀越に非ざるよりは、愍ぶ人无き

が故に、愁の狀を申す」といふ。石人問ひて曰はく「何を以ての故にか知らむ」

といふ。牝答へて曰はく「櫻の大娘に問ひて、虚實を知れ」といふ。大娘は酒を

作る家主、即ち石人が妹ぞ。獨大きに怪しび、妹の家に往きて、具に上の事を陳ぶ。

答ふらく「實に言ふが如し。酒二斗を貸り用ゐ、未だ償はずして死にき」とい

ふ。茲に知寺の僧淨達並びに檀越等、因縁を悟り、哀愍ぶ心を垂れ、爲に誦經

を修す。八年を遂げ已はりて、去く所を知らず。亦更に見え不き。當に知る

べし、債を負ひて償は不は、彼の報无きに非ずと。豈敢へて忘れむや。所以

に成實論に云はく「若し人、債を負ひて償は不は、牛羊、羶鹿、驢馬等の中に

墮して、其の宿債を償はむ」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

◇惡業により、魔物にねらわれ、結婚初夜に肉体を食われた女性の話。今昔物語二〇ノ三七に引用。

一 惡魔にねらわれて。「点」の本縁訓釈シニカレテは、シメラレテの誤り。「見点」の一合訓である。「点」は、広韻「尽也」。字鏡集・名義抄シム。占むの意。→三七七頁注四。「見」は、→二五頁注二。

二 身体を食われる。「噉」は、→九五頁注二三。「食」「噉」二合して訓む。「攸」は、爾雅釈言「攸、所也」。「所」と同じく、受身の助動詞。→二九一頁注二五。

三 国のすべての人びとが。「举」は、名義抄コソル。

四 (前兆を諷刺した)俗話を歌って。→四三一頁注八。「詠」は、本縁訓釈「詠」と通用。

五 お前を嫁に欲しいとき、誰だろうね、菴知小路の万の子よ。(なむなむや、仙人が道手をうって、息を吸い込んで、呪文を唱えてね、山の知識が。(あましにあましに。)(は、ハヤシことば。→補七)。

六 奈良県磯城郡の東部。和名抄「大和国十市止保知トホチ」。

七 今は、山辺郡二階堂村庵治。「菴」は、「庵」と通用字。

八 天武紀「冬十月乙卯朔己未(五日)：鏡作造賜姓曰連(十二年)」。→四一一頁注八。

九 まだ結婚をしない。→四一一頁注八。

一〇 顔かたちがよくととのっている。→二六九頁注一七。

二 姓(姓)の位の高い人。よい家柄の人。

女人惡鬼見點攸ニ食噉ニ縁 第卅三
聖武天皇世 學國歌詠之謂 奈禮乎曾與羊頭保師登多禮 阿牟知能古牟智能餘召豆能古 南无
与耶 仙佐加文佐加母 持酒ニ利法
万字師 夜方能知識 阿万志爾ニミ
東方 有ニ大富家 姓鏡作造 有ニ女子 名曰ニ萬之
子 未ニ嫁未ニ通 面容端正 高姓之人伉儷 猶辭而
經ニ年祀 爰有レ人伉儷 亦々送レ物 彩帛三車 見之噫
心 兼近親 隨語許所 國裏交通 其夜國內 有レ音而
言 痛哉三遍 父母聞之 相談之曰 未ニ效而痛 忍猶
寐矣 明日曉起 家母叩レテ 驚喚不レ答 怪開見 唯遺ニ
頭一指 自餘皆噉 父母見之 悚慄惆悵 睨下乎送ニ續
妻ニ之彩帛 返成ニ畜骨 載之三車 亦返成吳米史不也
八方

① 國「彼」(攸云「被」字之謂)

② 國「詠」*

③ 國「類」(攸「依」高野本「改」)

④ 國「邇」

⑤ 二字、國「知何」

⑥ 二字、國「知」

⑦ 國「呂」

⑧ 國「又」

⑨ 國「太」

⑩ 五字、國「去土邇ニミ」

⑪ 國「倭」

⑫ 國「なし」

⑬ 國「類」

⑭ 國「類」(攸「依」高野本「改」)

⑮ 國「なし」

⑯ 國「兼復」

⑰ 國「類」(攸「依」高野本「改」)

⑱ 國「類」

⑲ 二字、國「なし」

⑳ 國「晚」(攸云「依」高野本「改」)

㉑ 國「類」(攸「依」高野本「改」)

㉒ 國「類」(攸「依」高野本「改」)

㉓ 國「類」(攸「依」高野本「改」)

㉔ 國「類」(攸「依」高野本「改」)

㉕ 國「類」(攸「依」高野本「改」)

㉖ 二字、國「吳」(類「吳米」)

㉗ 國「類」(攸「依」高野本「改」)

本「改」

賈注三。今昔「其ノ返ノ可然者共此ヲ夜道フ」。
三 断つて、幾年か過ぎた。「辭」は、名義抄イ
ナフ。「配」は、名義抄トシ。「年」「配」と二合
して訓む。

四いそいで結納の品を送った。「忿々」は、国
類本による。「三八七頁注一」。

五美しい色に染めた絹布を、車三台に載せて。
齊明紀「春正月壬寅朔、阿倍臣乃積・絲帛兵鉄
等於海畔」而「六年」の「絲帛」にシミノキヌ。

「絲」と「彩」は通用。

六心に嬉しく思つて。「匿」は、↓二五一頁注
一六。七 寢所で結婚した。「闇」は、本縁訓釈
のほか、字類抄ネヤ。

八結婚の経験がないので。「效」は、↓三〇五
頁注一五。今昔「此未だ下習ズテ交通ノ間痛
ム也」。「九」「晩」は、国本に従う。本縁訓釈のほ
か、名義抄・字類抄オソシ。今昔「娘遅起レバ」。

九主婦すなわち母が、寢所の戸をたたき、目
をさせようと喚んだが。「家母」は、↓一
五頁注八。三その他は皆食べられていた。今
昔「余ノ牀無し」。

三怖れ悲しんで。「悚慄」は、↓四〇九頁注二。
「惻」は、説文「失意也」。名義抄・字類抄アハ
レブ・アハレム。「慄」は、説文「愁 不安也」。

名義抄・字類抄ウレフ。三 結納。国・類本
「娉」に従う。広韻・集韻音「聘也」。その俗字
「娉」は、名義抄トツク・ヨバフ・ヨバヒ、そ
のほか。本来は、妻をよぶことだが、そのし
るしとしての聘物の意。「娉」の訓釈「表」は、
前田本に徳記シルシ。四↓二四七頁注一六。

五 姿が変つて。「返」は「変」の借字。↓二
九一頁注一九。六 類本「吳朱史」に従う。「吳
朱史」に同じく、薬用にする、ぐみの一種。本
草和名「加良波之加美(カラハジカミ)」。

女人、惡鬼に點レテ食噉はるる縁 第三十三

聖武天皇のみ世に、國を擧りて歌詠ヒテ謂はく、

汝をぞ嫁に欲しと誰、あむちのこむちの萬の子。南无々々や、仙さかもさ

かも、持ちすすり、法申し、山の知識、あましにあましに。

爾の時に、大和の國十市の郡菴知の村の東の方に、大に富める家有り。姓

は鏡作造なり。一の女子有り、名を萬の子と曰ふ。未だ嫁がず、未だ通は

ず。面容端正し。高姓の人伉儷フニ、猶辭びて年祀を経たり。爰に人有りて伉

儷ひ、忿々き物を送る。彩の帛三つの車なり。見て心に題りて、兼ねて近づき

親しみ、語に隨ひて許可し、闇の裏に交り通ふ。其の夜闇の内に、音有りて言

はく「痛や」といふこと三遍なり。父母聞きて、相談ひて曰はく「未だ效はず

して痛むなり」といひて、忍びて猶寐ぬ。明日晩ク起き、家母戸を叩キテ、驚

かし喚べども答へ不。怪しびて開き見れば、唯頭と、一つの指とを遺し、自餘

は皆噉はる。父母見て悚ぢ慄り憫び慄へ、娉妻に送りし彩の帛を噉れば、返は

りて畜の骨と成り、載せし三つの車も、亦返はりて吳朱史の木と成れり。八方

人聞集 臨見之无^レ不^レ怪也¹ 韓宮入^レ頭 初七日朝 置^二
 三寶前^一以爲^二齋食^一 乃疑 交表先現 波歌是表也² 或
 言^二神怪^一 或言^二鬼笑^一 覆^レ思之 猶是過去怨 斯亦奇
 異事⁷

叩 ^{キタ} キテ	點 ^{シニカ} レテ	咏 ^{比多} 比多	菴 ^{音阿} 无反	伉儷 ^{二合} 波不二	晚 ^{ヲソ} クソ	閨 ^夜 柝
惆 ^{也哀}	悼 ^{也患}	娉 ^{音并反} 表也	啖 ^{也食}	覆 ^{爪カヘ}		

孤孃女憑^二敬觀音銅像^一示^二奇表^一得^二現報^一緣 第卅
 四¹⁰

一 舶來の美しい箱。「筥」は、和名抄・字類抄・名義抄ハコ。
 二 初七日の朝、仏前に安置し、精進の食事を設ける。「齋食」は、↓一二七頁注二二。今昔「初七日ニ当ル日、仏ノ御前ニ置テ齋会ヲ儲ケル」。
 三 災難の前ぶれ。「表」は、↓一二七五頁注二三。
 四 (だから)、「汝を嫁に欲しと云々」の俗語は、凶事の前兆ではなかったか、と疑われる。
 五 類本「彼歌」による。
 六 ある人は、神の不思議なしわざであると言
 い、ある人は、鬼が食ったものという。「嘆」は、本縁訓釈とは別に、「神怪」と共に「鬼嘆」を音読する。
 六 六よく考へてみると、やはり前世に犯した罪

諸樂右京殖槻寺之邊里 有^二孤孃^一 未^レ嫁无^レ夫 姓
 名未^レ詳也 父母有時 多饒留¹³財 數作^二屋倉^一 奉^レ鑄^二
 觀世音菩薩銅像一體 高二尺五寸 隔^レ家成^二佛殿^一
 安^二彼像^一以之供養 聖武天皇御世 父母命終 奴婢逃散¹⁵
 馬牛死亡 失^レ財貧^レ家 獨守^二空宅^一 晝夜哀啼流¹⁶淚
 聞^二觀音菩薩者所^一願能與^二其銅像手繫^レ繩牽之 供^二花
 香燈^一 用^二願^一福分^一 曰 我乃一子而无^二父母^一 孤唯獨居
 亡^レ財貧^レ家 存^レ身无^レ便 願^二我施^一福

- ⑩ 国なし
 ⑪ 国「古」
 ⑫ 国「體」
 ⑬ 国類「富」
 ⑭ 国なし
 ⑮ 国「放」
 ⑯ 国なし
 ⑰ 国なし
 ⑱ 国「有」
 ⑲ 国類「災」
 ⑳ 国類「彼」(改「依高野本」改)
 ㉑ 国なし
 ㉒ 国「噫」類「啖」
 ㉓ 国「異之」
 ㉔ 国類「事也」(改「依高野本」補)
 ㉕ 類「字」
 ㉖ 類「并」

への怨みである。今昔「此レ財ニ運ルニ依テ有ル事也」トテゾ、父母悔ミ悲ビケルトナム」とあつて、父母の怨の報いとする。

◇富裕な家に生まれた女が、父母の死後、親見となつて結婚したが、零落して衣食に窮し、親音の信仰により福分を授かつた話。内容に明確でない節がある。今昔物語一六ノ八に引用。↓補七二。

七 孤兒の娘。本縁訓釈は、「娘女」二字に当てる。

八 婦依信心する。「憑」は、↓八九頁注一。「憑敬」は、↓二九七頁注四。

九 平城京石京。今の和歌山市の東北、植槻八幡宮の傍にあつた寺。建仏寺・観音寺とも（地名辞書）。

〇 くらしが裕福で、財産に富む。「饒」と「財」は、↓二二五頁注八。「富財」は、国・類本に従う。↓二九頁注九。

二 家や倉を沢山建てる。「屋倉」は、↓一二七頁注九。「数」は、本縁訓釈のほか、名義抄・字類抄アマタ。↓二七頁注八。

三（屋敷の中で）、家から離れた場所に、仏殿を造り、安置する。

三「奴婢」が一家に隷属するのは、中世の「下人、所従」であつて、律令制下にあつては、国家的身分制度として存在する。今昔「仕ケル従者共モ皆行キ散リ」とあるのは、右の意味で、封建的身分制を語るものとして注意される。

四（この仕ケさは）、↓二七九頁注二。

五 ↓二六頁注一五。「福分」は「福」と同じ幸運。↓二九七頁注五。「用」は、国本により削る。

六 生存する手段がない。「存」は、↓二八二頁注一五。参考→「存命無便」二六三頁注八。

の人聞き集ひ、臨み見て怪しむるは無し。韓宮に頭を入れ、初七日の朝に、三寶の前に置きて齋食を爲しき。乃ち疑はく、災の表は先に現はる。彼の歌は是の表なることを。或るは神怪なりと言ひ、或るは鬼啖なりと言ふ。思ひを覆スに、猶是れ過去の怨なり。斯れも亦奇異しき事なり。

孤の娘女、観音の銅像に憑り敬ひ、奇しき表を示して、
現報を得る縁 第三十四

諸樂の右京の殖槻寺の邊の里に、一の孤の娘有り。未だ嫁がず夫無し。姓名未だ詳ならず。父母有りし時に、多く饒にして財に富み、數屋倉を作り、觀世音菩薩の銅像一體を鑄奉る。高さ二尺五寸なり。家を隔てて佛殿を成し、彼の像を安みして供養す。聖武天皇の御世に、父母命終はり、奴婢逃げ散り、馬牛死に亡す。財を失ひ家貧しく、獨空しき宅を守り、晝夜に哀啼きて涙を流す。觀音菩薩は、願ふ所を能く與ふと聞きて、其の銅像の手に繩を繫けて牽き、花香燈を供へ、福分を願ひて曰はく「我乃ち一子にして、父母无く、孤にして唯獨居り。財亡く家貧しく、身を存ふるに便無し。願はくは我に福を施せ、

- 一「祝」は、一八一頁注一二。
 二「独り暮しの男。」一三三頁注一四。
 三「仲人を立てて、結婚を申しこむ。」「媒」は、本縁訓釈のほかに、新撰字鏡・名義抄・字類抄・字鏡集ナカダチ。ナカヒトと同じ。「仇讎」は、一七五頁注一二。
 四「被」は、名義抄・字類抄キル。
 五「どうして、顔を蔽って嫁入りして、一緒になれよう。」「障」は、一六七頁注九。
 六「状」は、国・類本に従う。「壯」は、本縁訓釈のほか、一六一頁注五。
 七「貧窮(一七頁注一)は音読したが、マツシクシテと訓読してもよい。」「一〇五頁注一七。」「所」は、国・類本に従う。この「所」は、述格を示す。
 八「結婚を」承知するか、しないか、どうだ。「聴」は、一六七頁注二二。
 九「いやと言って断った。」「否」は、名義抄・字類抄イナ。「辞」は、一七五頁注一三。
 一〇「無理に娘の家に入り、戯れる。」「鬪」は、広韻「擾也」、新撰字鏡「和豆良波須ワツラハス」。本縁訓釈のほか、字類抄ナフル。今昔「和ヲ副臥シテ扱レバ」。
 一一「二六九頁注一四」。
 一二「三男は雨に妨げられて去らないで。」「障」は、一六七頁注九。「避」は、名義抄サル。
 一三「いまさしあげよう。」「進」は、一八九頁注二七。
 一四「避」は、名義抄カマ・カマト、字類抄カマ。参考「露戸」(一三六頁注八)。
 一五「からの土鍋。」「通」は、名義抄ナベ、電籠手

早¹ 急² 施³ 晝夜⁴ 哭⁵ 願⁶ 里有⁷ 富⁸ 者⁹ 妻¹⁰ 死¹¹ 而¹² 鰥¹³ 見¹⁴ 之¹⁵
 是¹⁶ 孀¹⁷ 通¹⁸ 媒¹⁹ 作²⁰ 作²¹ 儼²² 孀²³ 答²⁴ 之²⁵ 言²⁶ 我²⁷ 今²⁸ 貧²⁹ 身³⁰ 裸³¹ 衣³² 无³³ 被³⁴
 何³⁵ 爲³⁶ 障³⁷ 面³⁸ 參³⁹ 向⁴⁰ 相⁴¹ 語⁴² 媒⁴³ 還⁴⁴ 告⁴⁵ 伏⁴⁶ 壯⁴⁷ 々⁴⁸ 聞⁴⁹ 之⁵⁰ 言⁵¹ 彼⁵² 身⁵³ 貧⁵⁴
 窮⁵⁵ 而⁵⁶ 无⁵⁷ 衣⁵⁸ 服⁵⁹ 我⁶⁰ 明⁶¹ 可⁶² 知⁶³ 唯⁶⁴ 聽⁶⁵ 不⁶⁶ 也⁶⁷ 媒⁶⁸ 往⁶⁹ 告⁷⁰ 知⁷¹ 孀⁷² 猶⁷³
 否⁷⁴ 辭⁷⁵ 强⁷⁶ 入⁷⁷ 闥⁷⁸ 廼⁷⁹ 聽⁸⁰ 聽⁸¹ 許⁸² 與⁸³ 壯⁸⁴ 而⁸⁵ 交⁸⁶ 明⁸⁷ 日⁸⁸ 終⁸⁹ 日⁹⁰ 降⁹¹ 雨⁹²
 不⁹³ 止⁹⁴ 障⁹⁵ 雨⁹⁶ 不⁹⁷ 避⁹⁸ 三⁹⁹ 日¹⁰⁰ 留¹⁰¹ 之¹⁰² 矣¹⁰³ 壯¹⁰⁴ 飢¹⁰⁵ 言¹⁰⁶ 我¹⁰⁷ 飢¹⁰⁸ 賜¹⁰⁹ 飯¹¹⁰
 妻¹¹¹ 言¹¹² 今¹¹³ 進¹¹⁴ 起¹¹⁵ 竈¹¹⁶ 然¹¹⁷ 火¹¹⁸ 居¹¹⁹ 于¹²⁰ 空¹²¹ 處¹²² 押¹²³ 頰¹²⁴ 而¹²⁵ 蹲¹²⁶ 入¹²⁷ 于¹²⁸
 空¹²⁹ 屋¹³⁰ 徘徊¹³¹ 大¹³² 嗟¹³³ 嗽¹³⁴ 口¹³⁵ 洒¹³⁶ 手¹³⁷ 參¹³⁸ 入¹³⁹ 堂¹⁴⁰ 內¹⁴¹ 繫¹⁴² 像¹⁴³ 引¹⁴⁴ 繩¹⁴⁵
 涕¹⁴⁶ 泣¹⁴⁷ 白¹⁴⁸ 言¹⁴⁹ 莫¹⁵⁰ 令¹⁵¹ 受¹⁵² 恥¹⁵³ 我¹⁵⁴ 急¹⁵⁵ 施¹⁵⁶ 財¹⁵⁷ 罷¹⁵⁸ 出¹⁵⁹ 如¹⁶⁰ 先¹⁶¹ 向¹⁶² 空¹⁶³ 處¹⁶⁴
 戶¹⁶⁵ 押¹⁶⁶ 頰¹⁶⁷ 而¹⁶⁸ 蹲¹⁶⁹ 爰¹⁷⁰ 日¹⁷¹ 申¹⁷² 時¹⁷³ 急¹⁷⁴ 叩¹⁷⁵ 門¹⁷⁶ 喚¹⁷⁷ 人¹⁷⁸ 出¹⁷⁹ 見¹⁸⁰ 有¹⁸¹
 隣¹⁸² 富¹⁸³ 家¹⁸⁴ 乳¹⁸⁵ 母¹⁸⁶ 大¹⁸⁷ 櫃¹⁸⁸ 貝¹⁸⁹ 納¹⁹⁰ 百¹⁹¹ 味¹⁹² 飲¹⁹³ 食¹⁹⁴ 美¹⁹⁵ 味¹⁹⁶ 芬¹⁹⁷ 馥¹⁹⁸ 无¹⁹⁹ 二²⁰⁰ 貝²⁰¹
 物²⁰² 器²⁰³ 皆²⁰⁴ 錠²⁰⁵ 牒²⁰⁶ 子²⁰⁷ 卽²⁰⁸ 與²⁰⁹ 之²¹⁰ 言²¹¹ 聞²¹² 有²¹³ 二²¹⁴ 客²¹⁵ 人²¹⁶ 故²¹⁷ 隣²¹⁸ 大²¹⁹ 家²²⁰
 具²²¹ 進²²² 二²²³ 納²²⁴ 物²²⁵ 唯²²⁶ 器²²⁷ 後²²⁸ 給²²⁹ 媒²³⁰ 大²³¹ 歡²³² 喜²³³ 不²³⁴ 勝²³⁵ 二²³⁶ 幸²³⁷ 心²³⁸

① 国なし

② 二字、国「作」、類「仇」(改依高野本「改」)

③ 国なし

④ 国「云」

⑤ 国「隱」

⑥ 国類「狀」(改依高野本「改」)

⑦ 類「壯」、以下同じ

⑧ 国類「所」(改依高野本「改」)

⑨ 国「不」

⑩ 国「壯強」、類「壯強」(改依高野本「補」)

⑪ 国なし

⑫ 国「夫」

⑬ 国なし

⑭ 国「嗽」

⑮ 国「跪」

⑯ 国「忽」

⑰ 国「具」(改依高野本「改」)

⑱ 国なし

⑲ 国「持」

⑳ 国類「樓」

「鑑」を正字とする。説文「鑑或從真作鑑」。

「器」は「鼎」で、陶鼎のこと。

六類をつたう誤を仰えて、(かまどの前に)し

キがんでいる。蹲踞」は、本縁訓釈のほか、

→三七頁注二。

七(広い屋敷内に、道具類がほとんどないのである)。

八→一四五頁注一七。

九嘆息して。「嗟」は、本縁訓釈のほか、新撰

字鏡「奈介久(ナゲク)、名義抄・字類抄ナゲク。

→四三七頁注二〇。

「漱」は、訓釈「漱(類本)の俗字。本縁訓

釈「漱」と共に、名義抄ススク。

三「酒」は、→三七頁注一六。ススギテ(二

五九頁注七)とも訓める。

三この表現は、→二九九頁注一五。

三→一九五頁注九。

四「爰」は、→八六頁訓釈。

五午後四時前後。

六うは。→二二七頁注一七。チオモ(神代紀、

下でもよい)。

七毛和名抄「櫃 比都(ヒツ)、名義抄・字類抄

ヒツ。

八いろいろなご馳走。→二五一頁注一三。

九→二一七頁注二〇。

三金銀製の櫛。「鑑」は、→二一九頁注一。

三漆塗りの皿。和名抄「宇流之沼利乃佐良(ウ

ルシヌリノサラ)。曇子・碌子とも書く。

早く眠へ、急に施せ」といひて晝夜に哭き願ふ。里に富める者有り。妻死にて
鰥なり。是の嬢を見て、媒ヲ通して伉儷ふ。嬢答へて言はく「我、今貧し。
身裸にして衣の被るもの無し。何すれぞ面を障へて、参る向きて相語らはむ」といふ。媒、還りて狀を壯ニ告ぐ。壯聞きて言はく「彼の身貧窮にして衣服无きは、我が明かに知る所なり。唯聴きむや不や」といふ。媒往きて告げ知らす。嬢猶否と辭ふ。壯強ヒテ入り鬪ル。婿心に聽許し、壯と交はる。明日終日に雨降りて止ま不。雨に障りて避ら不して、三日留まれり。壯飢えて言はく「我飢ゑたり。飯を賜へ」といふ。妻言はく「今進らむ」といふ。竈に起ちて火を燃き、空しき甕ヲ居き、頬を押へて蹲り、空しき屋に入り徘徊し、大きに嗟キテ、口を嗽き手を酒ヒテ堂の内に参る入り、像に繫けたる繩を引き、涕泣きて白して言はく「恥を受け令むること莫かれ。我に急に財を施せ」といふ。罷り出でて先の如く、空しき竈戸に向かひ、頬を押へて蹲る。爰に日の申の時に、急に門を叩きて人を喚ぶ。出でて見れば、隣の富める家の乳母有り。大櫃に百味の飲食を具へ納め、美味芬馥して、具はら不物无く、器は皆銚。牒子なり。即ち興へて言はく「客人有りと聞くが故に、隣の大家、具に物を進り納る。唯器は後に給へ」といふ。嬢、大きに歡喜びて、幸の心に勝へ不、著たる

脱^ニ著^ニ黒衣^一 與^レ使^レ而言 无^レ物^レ可^レ獻 但有^ニ垢衣^一 幸
受用^レ之 使母取著 急々^ニ還去^一以食饗 夫見^レ食而怪 不
見^レ彼食^一 猶瞻^ニ妻面^一 明日夫去^一以絹^ニ十疋^一米俵^ニ送^レ妻
而言 絹^ニ縫^ニ衣被^一 米急作^レ酒 嬢往^ニ彼富家^一而述^ニ幸
心^一以慶貴之 隣家室曰 癡嬢子哉 若託^ニ鬼耶^一 我不
知也 彼使猶言 我亦不^レ知矣 所^レ嘖歸^レ家 如^レ常將
禮 入^レ堂而見 著^レ使黒衣 被^ニ銅像^一 爾^ニ適知^一之 觀
音所^レ示 因^レ信 增加慰勸 恭^ニ敬彼像^一 從^レ此以來 得^ニ
本大富^一 脱^レ飢無^レ愁 夫妻无^レ天 全^レ命存^レ身也 斯奇
異事矣

嬢	ナツ	數	タマ	媒	トナカヒ	壯	ギル	強	テシヒ	鵬	ナル	廼
也	乃	也	乃	也	乃	也	乃	也	乃	也	乃	也
嗟	ナケ	躡	ウスケ	躡	ウスケ	躡	ウスケ	躡	ウスケ	躡	ウスケ	躡
キテ	ナケ	マリ	ウスケ	マリ	ウスケ	マリ	ウスケ	マリ	ウスケ	マリ	ウスケ	マリ
		瀬	クミ	瀬	クミ	瀬	クミ	瀬	クミ	瀬	クミ	瀬
		酒	ヒテ	酒	ヒテ	酒	ヒテ	酒	ヒテ	酒	ヒテ	酒
		廳	也	廳	也	廳	也	廳	也	廳	也	廳
		託	ヘル	託	ヘル	託	ヘル	託	ヘル	託	ヘル	託

⑨ 国類「死」

⑥ 類「牡」

⑦ 類「止」

⑧ 類「漱」

⑤ 国「異之」

④ 国類「信因果」致「依」
高野本補

③ 国「白」

① 国「送」類「匹」
② 国類「十俵」致「依高野本補」

- 一 (駄賃として) 差し上げるべきもの。
二 垢でよれた、ふだん着。
三 「使の母」は、乳母のこと。「急々」は「急々」(二七五頁注一四)の誤りか。用例がない。あるいは、「急」と同じと見るか。「急」は、名義抄タチマチ・スミヤカナリ。
四 (使の母の去ったあとと) 与えられた食物で、もてなしたところ。「饗」は、↓三九七頁注二一。
五 (驚きの余り) 食事をよそに、妻の顔を見まもっていた。「瞻」は、↓二一五頁注一〇。
六 布地二反。今昔「隣ノ富女ノ許ヨリ」とあり、造り主を異にする。
七 はやく着物に縫って着る。「脱」は「脱」と

打^ニ法師^一 以現得^ニ惡病^一 而充^ニ縁^一 第卅五
字運王者 天骨邪見 不^レ信^ニ三寶^一 聖武天皇御世

是王

同字、名義抄ハヤシ。→三〇三頁注二三。

へお礼を述べ。

九女主人。主婦。→六九頁注三。

〇バカな娘さん。「癡」は、名義抄カタクナ。

参考→「愚癡」五三頁注一五・三三三頁注一

五・四〇三頁注二二。

二「邪鬼でもついたのではないか。」「若し耶」は、

→三二七頁注一。クルフは、魔物がついて狂乱

する意。→三〇三頁注二。「託」は、玉篇「湯

依也」、本縁訓釈のほか、新撰字鏡・名義抄・

字類抄ツク。→四二五頁注二。

三やかましく言われて。「噴」は、→一一九頁

注一八。

三「増」は、→一八九頁注一四。「加」は、地藏

十輪經元慶点マスマス。「増加」でマスマス。

更にていねい。「慇懃」は、→三三五頁注一

九。「恭敬」は、礼拝することなく。「天」は、

→八七頁注一。

五「天寿を全うして、長生きをした。」「存」は、

大慈恩寺三藏法師伝延久点ナカラフ。→三九一

頁注一六。参考→「存」命「二六三頁注」。

◇僧諦鏡に暴行した一皇族が、その呪によって

病苦を受け急死する話。上五、中・二、下五

に類話。元亨釈書卷二九、拾異志八に引用。→

補七三。

六「系統未詳。統紀「天平九年(七三)九月己亥

(二十八日)、無位宇治王…從五位下」「同年十二

月辛亥十二日、内藏頭」「天平十年十二月丁卯

(四日)、中務大輔」など。没年不明。統紀「延

暦元年(七〇)閏正月丁酉(十四日)」の条の宇治

王は、別人か。

七→三五七頁注一一。

八「元亨釈書は、「神護中」で称徳朝となる。

黒き衣を脱ぎて、使に與へて言はく「獻る可き物無し。但垢衣有り。幸に受

け用ゐよ」といふ。使の母取りて著、(急々)に還り去りて、食を饗するに、

夫、食を見て怪しび、彼の食を見不して、猶妻の面を瞻る。明日夫去りて、絹

十疋米十俵を妻に送りて言はく「絹は麤く衣被に縫ひ、米は急に酒に作れ」と

いふ。嬢、彼の富める家に往きて、幸の心を述べて慶び貴ぶ。隣の家室曰はく

「癡なる嬢子なるかな。若し鬼に託ヘルや。我は知ら不」といふ。彼の使猶

言はく「我も亦知ら不」といふ。噴められて家に歸り、常の如く禮せ將として、

堂に入りて見れば、使に著せたりし黒き衣、銅像に被れり。爾に廻知る、觀

音の示す所なることを。因りて因果を信け、増加慙に勸めて、彼の像を恭敬す。

此れより以來、本の大きな富を得、飢を脱れ愁無く、夫妻

命を全くし身を存へき。斯れ奇異しき事なり。

五 法師を打ちて、現に惡しき病を得て死ぬる縁 第三十

宇遲の王は、天骨邪見にして、三寶を信け不。聖武天皇の御世に、是の王、

有縁 徘徊山背^一 八人從之 向^二於奈良京^一時 下毛

野寺沙門諦鏡 自^二奈良京^一 往^二於山背^一 步^二綴喜郡^一

師率^三值^二王^一 无^レ所^二避退^一 傾^二笠匿^レ面 立^二乎路側^一 彼

王見之 留^レ馬令^レ刑 師與^二弟子^一 入^二乎水田^一而逃避

走 猶強追^二打師^一 負持藏皆擊^レ破損 時法師呼曰 奚

无^二護法^一歟 王去不^レ遠 於^二其路中^一 儵受^二重病^一 高

聲叫呻 踴^二離于地^一 二三尺許 從者知^レ狀 勸^二請法

師^一 々否不^レ受 三遍請之 猶終不^レ受 問曰 病 答

甚爲^レ痛 法師復曰 斯下賤王 千遍痛病 萬遍痛病

時王眷屬 奏^二於天皇^一 諦鏡法師 咀^二于字遲^一 今提將

殺^レ 天皇知^レ狀 猶忍不^レ可 王經^二三日^一 如^レ墨而卒

眷屬復奏 殺報之者 殺而報之 字遲既死 受^二於諦鏡^一

以報^レ怨也 天皇勅詔 朕亦法師 諦鏡亦僧 法師云何

殺^二於法師^一 字遲招^レ災 非^二諦鏡咎^一 天皇剃^二除鬢髮^一

受^レ戒行^レ道故 償^二比法師^一 不^レ殺^二諦鏡^一

一 用事があつて。↓七七頁注一五。

二 山城の國をあちこち旅行し。「山背」は、↓

一〇三頁注九。「徘徊」は、↓一四五頁注一七。

三 奈良にあった寺。次縁「奈良京下毛野寺」。

正倉院文書にもある。下毛野氏の氏寺であつた

か。元享釈書「毛野寺」。

四 未詳。

五 京都府綴喜郡。和名抄「山城國 綴喜 豆々

岐(ツツキ)。

六 突然に。「事」は、國・類本「卒」。「事」「卒」

共に、名義抄・字類抄ニハカニ。参考「卒爾」

① 國なし

② 國「訪」

③ 國類「卒」(改「依高野

本改)

④ 國「于」

⑤ 國「思議事也」とし、以

下なし。ただし、この四

字は第卅七条本文末か

⑥ 二字、類「令提」(改「意

(二一) 眞注一〇・「忽率」(三七七頁注二)・「忽卒」(四〇七頁注二)。

セ「刑」は、一七三頁注二六。

ハ「藏」は、財物を貯えておくところ。その財物は、仏教にとっては経文。こゝも、それらの經典を指すか。

九 どうして、仏法を守護する神がいなののか。「笑」は、点本類・名義抄ナゾ。疑問詞としては、こゝだけ。

〇 ↓一九五頁注二。

二 さけびうめく。「呻」は、一四三頁注五。

三 地面から跳びあがる。↓一三三頁注二。

四 従者は事情を知って、諦鏡を招き、(護法神に許しを乞うてもらうよう頼んだけれども。

「勸請」は、一八九頁注一五。

五 下賤なる王。「斯下」と「賤」と合わせてイヤシと訓む。「斯下」↓二二一頁注七。

六 親族の人たち。↓二〇五頁注一。

七「可」は、名義抄・前田本継体紀ニルズ。

八 まっ黒になって死んだ。(黒死病(ペスト)か)。

九 諦鏡法師を申し受けて、仇をとろう。

〇 聖武天皇は出家入道し、沙弥勝満と号した。

統紀「閏五月癸丑(二十日)、太上天皇沙弥勝満、諸仏擁護(天平咸宝元年)。

三僧たるものが、どうして僧を殺害しやう。

「云何」は、観智院本世俗語文イカニシテカ。

三 宇遲王が災難を招いたのは、自業自得、諦鏡の罪ではない。

三 僧形となり、十戒を授けられ、仏道の修行をする。↓三四三頁注一四。

四 法師に倣って。「儼比」は「儼此」の誤り。

「儼」は、一八七頁注九。

中 卷

縁有りて、山背を徘徊し、八人従ふ。奈良の京に向かふ時に、下毛野寺の沙門

諦鏡、奈良の京より、山背に往き、綴喜の郡を歩む。師、率に王に値ひて、避

り退く所無く、笠を傾けて面を匿し、路の側に立つ。彼の王見て、馬を留めて

刑た令む。師弟子と、水田に入りて、逃れ避り走る。猶強ひて師を追ひ打ち、負

ひ持てる藏を皆撃ち破り損ふ。時に法師呼びて曰はく「笑ぞ護法无きか」とい

ふ。王去ること遠くあら不、其の路の中に、條に重き病を受け、高聲に叫び呻

び、地を踴離ること、二三尺許なり。従者狀を知りて、法師を勸請すれども、

師否みて受け不。三遍請くれども、猶終に受け不。問ひて曰はく「病むか」と

いふ。答ふらく「甚だ痛しとす」といふ。法師復曰はく「斯下賤しき王、千遍

痛み病め、萬遍痛み病め」といふ。時に王の眷屬、天皇に奏さく「諦鏡法師、

宇遲を咀ふ」とまをし、捉へ令めて殺さ將とす。天皇、狀を知りて、猶忍びて

可さ不。王、三日を経て、墨の如くにして卒りぬ。眷屬復奏さく「殺さるる報

は、殺して報いむ。宇遲既に死ぬ。諦鏡を受けて、怨を報いむ」とまをす。天

皇勅して詔りたまはく「朕も亦法師、諦鏡も亦僧なり。法師云何してか法師

を殺さむ。宇遲の災を招くは、諦鏡が咎に非ず」とのたまふ。天皇鬢髪を剃

除し、戒を受け、道を行ずるが故に、「此」の法師に「儼」ひ、諦鏡を殺さ不。

狂王字遲 邪見太甚 護法加_レ罰 護法非_レ无 何不_レ恐之也

觀音木像示_ニ神力_一緣 第卅六

聖武太上天皇世 奈良京下毛野寺金堂東脇土觀音之頸² 无_レ故斷落也 檀主見之 明日將_レ奉_レ繼 經_ニ一日一夜_一而朝見 其頸自然如_レ故繼 加以放_レ光 誠知 理智法身 常住非_レ无 爲_レ令_ニ於不信衆生_一所_レ示也

觀音木像不_レ燒_ニ火難_一示_ニ威神力_一緣 第卅七

聖武天皇世 泉國泉郡部内珍努上山寺 居_ニ于正觀自在菩薩木像_一而敬供之 時失火 燒_ニ其佛殿_一 彼菩薩木像

① 国、この条逸す

② 類「頂」

③ 国、この条逸す

一「太」は、名義抄イト。→三六一頁注六。
「護法」は、仏法を守護する神。→三六七頁注

一八。

◇観音像の頭が切れて落ちたが、一昼夜の後、人の手を經ずにつながらり、御光を放っていた、という話、菩薩身の不滅を、観音みずから示されたものと説く。今昔物語一六ノ一一に引用。

二一八三頁注三。

三仏の左右に侍立する菩薩。わきだち。挟侍・挟侍・脇侍とも。ここは、阿弥陀仏の脇士で、向って右(東)側に観音菩薩像、左側に至勢菩薩像があったものと思われる。

四頭が、理由もなく付け根から折れて、(床上)に落ちた。「断」は、名義抄・字類抄キル。↓

四〇三頁注八。今昔「其ノ観音ノ御頭」。

五施主(寺や僧に金品を施す人)。ここは下毛野氏か。「檀主」は、↓九九頁注四。

六その上。↓一九九頁注一〇。

七道理と智慧を形に現わした仏、すなわち法身仏(ここでは観自在菩薩は、人間のような肉身を持つ応身仏などと異なつて常住不滅である。↓二四五頁注一四。今昔「菩薩ノ御身ハ常住ニシテ滅スル事无シ」。

◇観音菩薩の木像が火災に遭い、人手をへずに難を避けて、無事であつたという奇蹟。今昔物語一六ノ一二に引用。

八不可思議な力。↓三二九頁注三。

九↓二一五頁注三。「和泉国」が「泉国」とあるのは、本縁だけである。「部内」は、↓九五頁注一九。

〇「正観」の「正」は、「聖」の意。聖観自在菩薩が正しく、いわゆる観世音観自在のこと。変化観音(十一面・千手・如意輪)に対する名称である。

一近在の人びとが、あがめ尊んで供養する。↓三三五頁注一二。

狂王宇遲、邪見太甚しく、護法、罰を加ふ。護法无きに非ず。何ぞ恐り不らむや。

観音の木像、神力を示す縁 第三十六

聖武太上天皇のみ世に、奈良の京の下毛野寺の金堂の東の脇士の観音の頭、故无くして断れ落ちぬ。檀主見て、明日繼ぎ奉ら將として、一日一夜を経て、朝に見れば、其の頸自然に故の如く繼がれ、加以光を放てり。誠に知る、理智の法身、常住无きに非ず。不信の衆生に知ら令めむが爲に示す所なることを。

七 観音の木像、火難に焼け不、威神の力を示す縁 第三十

聖武天皇のみ世に、泉の國泉の郡の部内珍努の上の山寺に、正観自在菩薩の木像を居きて、敬ひ供ふ。時に失火して、其の佛殿を焼く。彼の菩薩の木像、

自^レ所^レ燒殿^一 出^二丈許而伏无^レ損 誠知 三寶之非色非
心 雖^レ不^レ見^レ目 而非^レ无^二威力^一 此不思議第一也

因^二慳貪^一成^二大蛇^一緣 第卅八

聖武天皇御世 諾樂京馬庭山寺 一僧常住 其僧臨^二
命終時^一 告^二弟子^一言 我死之後 至^二于三年^一 室戸莫^レ
開 然死後經^二七々日^一 在^二大毒蛇^一 伏^二其室戸^一 弟
子知^レ因 飛化而開^二室戸^一 見之 錢卅貫隱藏也 取^二其
錢^一以爲^二誦經^一 修^レ善贈^レ福矣 誠知 貪^レ錢因^レ隱 得^二
大蛇身^一 返護^二其護^一也 雖^レ見^二須彌頂^一 不^レ得^レ見^二欲山
頂^一者 其斯謂之矣

①国「死之」

②国なし
③国類「教」致「依」高野
本「改」

④国なし

⑤国類「錢」致「依」高野
本「改」

⑥⑦国なし

一 うつぶせになつて。今昔「二丈ヲ去テ在マ
ス」とあり、以下、人びとや寺僧の言動を潤色
挿入する。
二 仏は、人間などとは異なつて、色や形や、感
情のあるものでなく。今昔「実ニ此レヲ思ニ菩
薩ハ色ニモ現ゼズ、心ニモ離レ、目ニモ不見エ
ズ、香ニモ聞エ不給ズト云ヘドモ、衆生ニ信ヲ
令莫ムガ爲ニ、雲騎ヲ施シ給フ事如此クゾ在シ

ケル。

◇強欲な僧が、三十貫の金銭に執着して、死後大毒蛇に転身し、往生できずにいたが、弟子の教化で救われる話。今昔物語二〇ノ二四に引用。

三 物惜しみて、むさばること。「慳貪」は、
↓三五九頁注七。「慳心」は、↓三五九頁注一三。

四 ↓二九三頁注一。

五 所在未詳。東大寺の東北隅、昔の添上郡東里村に接して、鬼ヶ辻か(田中重久)。

六 住みついている。今昔「年來其ノ所ニ住テ」また、一定の状態を保つ意にも用いる。↓二八五頁注七・四〇三頁注一六。

七 部屋の入口。

八 四十九日。(人が死んで四十九日の中有の期間がすぎると、次の生が決定する。この僧は畜生に生まれかわったのである。)
「蛇」は、↓二〇一頁注一五。今昔「七日ヲ経テ」。

九 蛇がここに来ているのを知って。今昔「弟子此レヲ見テ恐デ怖レテ思ク、此ノ毒蛇ヲ必ズ我が師ノ邪見ニ依テ成リ給ヘル也ケリ」。

一〇 教え指導して。「教」は、国ノ類ニ從フ。

二 その錢を用いて。今昔「其錢ヲ以テ忽ニ大寺ニ持行テ、誦經ニ行テ、師ノ罪報ヲ訪フ」。

三 功德を積んで(あるいは、善行を積んで)。

四 死者に冥福を贈る。「食」は、↓一七九頁注六。

五 現世に戻って来て。

六 須弥山の頂上を仰ぐことはできても、欲望の山の頂上を見ることはできない。(欲望には限りがない。)須弥山は、梵語名 Sumeru-parvata、仏教神話において、世界の中央にあるという高山。帝釈天の住所とされる。

焼くる殿より、出づること二丈許にして、伏して損ふこと无かりき。誠に知る、三寶の非色非心、目に見え不と雖も、威力无きに非ぬことを。此れ不思議の第一なり。

慳貪に因りて、大蛇と成る縁 第三十八

聖武天皇の御世に、諾樂の京の馬庭の山寺に、一の僧常住す。其の僧命終はる時に臨みて、弟子に告げて言はく「我死にした後、三年に至るまで、室の戸を開くこと莫かれ」といふ。然して死にした後、七七日を經て、大きな毒蛇の蛇在りて、其の室の戸に伏せり。弟子因を知りて、教化して室の戸を開きて見れば、錢三十貫を隠し藏たり。その錢を取りて誦經を爲し、善を修し、福を贈りき。誠に知る、錢に貪り隠すに因りて、大蛇の身を得て、返りて、其の錢を護りしことを。須彌の頂を見ると雖も、欲の山の頂を見ることが得ないといふは、其れ斯れを謂ふなり。

藥師佛木像流_レ水埋_レ沙_二靈表_一緣 第卅九駿河國與_二遠江國_一之堺 有_レ河 名曰_二大井河_一 其河_二上有_二鵜田里_一 是遠江國榛原郡部内也 奈良宮治_二天下_一

大炊天皇御世 天平寶字二年戊戌春三月 彼鵜田里河邊

沙之中 有_レ音而曰 取_レ我矣取_レ我矣 于_レ時有_レ僧 經國而行_二過彼_一 當時取_レ我之曰音 猶不_レ止 僧呼_レ求之遲_レ得_レ聞 沙底有_レ音 思_二埋死人之蘇還_一也 掘見有_二藥師佛木像_一 高六尺五寸 左右耳缺 敬禮哭言 我大師哉 何有_二過失_一 遇_二是水難_一 有_レ緣偶值 願我修理引_二率知識_一 勸_二請佛師_一 令_レ造_二佛耳_一 鵜田里造_レ堂居_二尊像_一以之供養 令號曰_二鵜田堂_一矣 是佛像 有_レ驗放_レ光 所_レ願能與故 道俗歸敬 傳聞 優填檀像 起致_二禮敬_一

① 國「砂」

② 國「江」

③ 二字、國「捺*」

④ 國「三」

⑤ 國なし

⑥ 國類「叩」(改「依」高野本「改」)

⑦ 國「甞」

⑧ 國なし

⑫ 國「拜」

⑩ 國類「今」(改「依」高野本「改」)

⑪ 國「今是」

⑫ 國「拜」

◇川の土砂に埋もれた薬師仏の像が、声を立てて、通行の僧に救いを求めたのを、僧が掘り出し修復安置して、近在の信仰を集めた奇縁。今昔物語一・二ノ二に引用。元亨釈書二八。↓補七四。

一「薬師仏」は、↓三四七頁注一。「沙」は、字類抄イサコ。参考↓「沙土」(一二二頁注二)。「恒河沙」(三五七頁注二)。

二「靈表」は、↓三九七頁注五。

三川岸。「上」は、字類抄・字鏡集ホトリ。

四所在不明。攷証「静岡県志田郡大津本庄野田村有_二鵜田寺薬師堂_一」をあげるが、次の「遠江国榛原郡部内」と合わない。しかし、所屬を誤った例は他にもある。参考↓二四七頁注一五。

「鵜」は、本縁訓釈のほか、名義抄・字類抄ワ。

三和名抄「遠江国 薬原 波伊波良(ハイハ

ラ)。ハイハラは、ハリハラの音便形。「藥」は「榛」と同じ。本縁訓釈「捺」は、類本により改める。「部内」は、一三三頁注四。

六 第四十七代淳仁天皇の時代(主心)。

七 わたしをとり出してくれ。

八 折から、一人の僧が、遠江国を旅して、鵜田里を通りかかったが。

九 その時に、「当時」は、一七一頁注一六。

一〇 偶然に聞くことができた。「邂逅」は、本縁訓釈のほか、一五七頁注一。

一一 (洪水で)川の土砂に埋もれて死んだ人が、生き返ったのかと思ひ。(何有過失、遇是水難)注二(一)から、右のように理解する。「蘇」は、一〇七頁注一九。また、「蘇還」二合ではミガヘルと訓んでもよい。一五三頁注一六参考。「還蘇」(一八七頁注七)。今昔「此レ若シ死ニシ入ヲ埋メルガ活テ云フカト思ヒテ」。

「掘」「掘」は通用。

一二 薬師如来の尊称。「大師」は、仏の尊称。一三九頁注一九。「過失」は、一四三頁注一六。

一三 偶然ここで逢えた。「偶」は、一〇三頁注八・一三五頁注五。

一四 一五五頁注一。

一五 仏像を作る工匠を頼み迎える。「勧請」は、一三二頁注一。

一六 薬師像を安置する。「鵜田堂」は、地名を寺院名としている。

一七 雲輪あらたかで、御光がさし。

一八 出家と在家のいづれもが。一七三頁注一九。「帰敬」は、一八九頁注一二。

一九 優填王の、栴檀に刻んだ仏像が動いて、恭しく仏如来を迎え。優填王は、梵名Udayana、即陀衍那・迦陀衍那・優陀延とも音訳し、橋貴弥国の王で、仏教の外護者。一補七五。

藥師佛の木像、水に流れ沙に埋もれて、靈しき表を示す縁 第三十九

駿河の國と遠江の國との堺に、河有り。名を大井河と曰ふ。其の河の上に鵜田の里有り。是れ遠江の國の榛原の郡の部内なり。奈良の宮に天の下治めたまひし大炊の天皇の御世、天平寶字二年戊戌の春三月に、彼の鵜田の里の河の邊の沙の中に、音有りて曰はく「我を取れ、我を取れ」といふ。時に僧有り。國を経て彼を行き過ぐるに、當の時、我を取れと曰ふ音、猶止ま不。僧呼び求むるに、邂逅ニ聞くこと得たり。沙の底に音有り。埋もれたる死人の蘇め還りたるなりと思ひて、掘りて見れば、藥師佛の木像有り、高さ六尺五寸、左右の耳缺けたり。敬禮して哭きて言はく「我が大師や。何の過失有りて、是の水難に遇ひたまふ。縁有りて偶に値へり。願はくは我修理したてまつらむ」といふ。知識を引率し、佛師を勧請して、佛の耳を造ら令め、鵜田の里に堂を造りて、尊像を居きて供養す。今號けて鵜田堂と曰ふ。是の佛像、驗有りて光を放ち、願ふ所能く與ふるが故に、道俗歸敬す。傳へ聞く、優填の檀像、起ちて禮敬を

丁蘭木母動示生形者 其斯謂之矣

鵠于 捺¹ 里² 破³ 遲⁴ 近⁵
上音解反下音果遠
 反二合タマサカニ

①類「捺」改「依」本条改
 ②類「波」

③国以下三条皆違す

好¹ニ於惡事²者以現所誅³利銳⁴得⁵惡死報⁶緣⁷ 第
 四十

橘朝臣諾樂麻呂者 葛木王之子也 強窺¹非望² 心繫

偽國招¹集逆黨² 當³頭⁴其便⁵ 畫⁶作僧形⁷ 以之立⁸的

效¹射²僧黑眼³之術⁴ 好⁵諸惡事⁶ 无⁷過⁸斯甚⁹ 諾樂

麻呂之奴¹ 於²諾樂山³ 爲⁴鷹鳥獺⁵而見之 其山多有⁶

狐子¹ 奴投²狐子³ 用⁴木刺⁵串⁶ 立⁷其穴戶⁸ 奴有⁹二嬰

兒¹ 母狐結²怨³ 返⁴身化作⁵奴兒之祖母⁶ 抱⁷奴子⁸

迄¹于已穴戶² 如³串⁴已子⁵ 貫⁶奴子⁷立⁸穴戶⁹ 雖¹⁰二賤

畜生¹ 報²怨有³術⁴ 現報甚近⁵ 不⁶无⁷二慈心⁸ 爲⁹无¹⁰二慈

行¹ 致²无³二慈怨⁴ 然後不⁵久⁶ 諾樂麻呂 天皇見⁷嫌

利銳¹攸² 則以知之 先惡行者 令³逢⁴二利銳⁵ 所⁶殺之表

也 斯亦奇事也

④類「傾」
 ⑤類「常」
 ⑥類「觀」改「意」改
 ⑦類「宿僧」ただし底
 ⑧類「捉」

一 參考→東大寺講誦文「丁蘭ハ木ヲ離キサ
 (ミ)テ母(ト)為セリ、重尺ハ石ヲ鑿エリ父ト為
 セ(リ)」。→「三三頁注」三。
 ◇橘奈良麻呂の、非道惡事の結果として、その
 部下が狐に仇をとられ、自身もまた刑刃にはろ
 ぼされるという惡報があったこと。高貴の者が
 三宝を害して惡報を得たことは、史実に付帶し
 た説話として本記にもしばしば見られる。→上
 五、中一・壹。
 二 刃もの。刀劍のこと。「利銳」は「銳利」と
 同じ。
 三 「誅」は、広雅「殺也」。三三六頁訓釈のほ
 か、字類抄キル。
 四 橘奈良麻呂は、諸兄の子。天平宝字元年
 (壬午)に、聖武天皇の寵臣、藤原仲麻呂(惠美押勝
 →三三五頁注一五)を倒し、天皇を廢しようとし
 して事発覺し、獄に下る。その最後は、詳かで
 ない。→四三三頁注一一。→補七六。
 五 天平八年(壬午)十二月、臣籍に下り、母の大
 養三千代の姓にならって、橘宿禰の姓を賜わり
 諸兄を名とした。万葉歌人。
 六 身分不相応の望をねらつて。
 七 心に国運を弱らせようと思ひ。「傾」は、類
 本に従ふ。字類抄カタフク。「繫」は、名義抄
 カク。
 ハ 反逆の共謀者。(道祖王・堀燒王・貴文王な
 どか。→四三三頁注一〇・一一。)
 九 その機会(ついで)を、ひやかに相談しあふ。

「当頭」は、一五三頁注三〇。或証「當頭」を「常規」と考へ、ツネニウカカフ(名義抄)と訓む。

二 誰か排除しようとする僧があつたか。

三 僧侶の瞳。

三 練習する。「效」は、一九〇頁訓釈。

三 意味やや曖昧であるが、「いろいろな悪戯を好んだ中にも、この僧眼を射ることほど悪質なものはない」の意にとる。

三 諾樂麻呂家に使われる奴隷。

三 平城京の北側にある丘陵地。

三 飼育した鷹を用いて、狩猟をすること。鶯鳥(タカ)字類抄の例にならば、「鷹鳥」を二合して訓む。「鶯」は「鴝」の俗字。

三 「捉」は、類本に従う。

三 九五頁注四。

三 怨恨關係を結んで。(仇を討とうと心に誓つて)。「怨」は、名義抄アタ。一三二頁注四。

三 「返」は「愛」の借字。一七五頁注二五。「祖母」は、和名抄「於波(オハ)」、名義抄オバ。

三 一四三頁注一。

三 一〇一頁注一。

三 「串」は、正訓「鋼物連貫也」。東大寺諷誦文タヌク。一三九七頁注一九。名義抄ツラヌク・トホスを用いてよい。

三 とるに足りない獣でもよい。仇をうつにおいて、その種類方法を心得ている。

三 「見」の用字は、一二五頁注二二。「嫌」は、一八三頁注一。

三 「攸」の下、「誅」脱か。「攸」は、一七五頁注二。(奈良麻呂の刑死のことは続紀にないが、刑死したことは想像される。)

三 前述の僧眼を射る悪事注一は、刀剣で

処刑される、みずからの運命の前ぶれであった。

致し、丁蘭が木母、動きて生ける形を示すといふは、其れ斯れを謂ふなり。

惡事を好む者、以て現に利銳に誅られ、惡死の報を得る 緣 第四十

橘朝臣諾樂麻呂は、葛木王の子なり。強ひて非望を窺ひ、心に國を傾けむことを繋ぎ、逆黨を招集し、其の便を當頭く。僧の形を畫き作して、的に立て、僧の黒眼を射る術を效ぶ。諸の惡事を好むも、斯の甚しきに過ぎたるは無し。諾樂麻呂の奴、諾樂山に鷹鳥獵を爲して見れば、其の山に多く狐の子有り。奴、狐の子を捉へ、木用て串に刺し、其の穴の戸に立つ。奴に嬰兒有り。母の狐、怨を結び、身を返へて化し、奴の兒の祖母と作り、奴の子を抱き、己が穴の戸に送り、己が子を串しが如く、奴の子を貫きて穴の戸に立てき。賤しき畜生と雖も、怨を報ずるに術有り。現報甚だ近し。慈の心无から不れ。慈无き行を爲さば、慈无き怨を致さむ。然して後久しくあらざるに、諾樂麻呂、天皇に嫌まれ、利銳に誅られき。則ち知る、先の惡行は、利銳に逢は令め、殺さるる表なることを。斯れも亦奇しき事なり。

女人大蛇所_レ婚頼_二藥力_一得_レ全_二命緣_一 第四十一

河内國更荒郡馬甘里 有_二富家_一 々有_二女子_一 大炊天皇世 天平寶字三年己亥夏四月 其女子 登_レ桑摘_レ葉時有_二大蛇_一 纏_二於登女之桑_一而登 往_レ路之人 見示_二於嬢_一 々見驚落 蛇亦副墮 纏之以婚 慌迷而臥 父母見之 請_二召藥師_一 嬢與_レ蛇俱載_二於同床_一 歸充置_レ庭燒_二稷藥三束_一 三尺成束 爲三束 合_レ湯取_レ汁三斗 煮煎之成_二斗_一 猪毛十把剋未合_レ汁 然當_二嬢頭足_一 打_レ櫛懸釣開口入_レ汁 々入一斗 乃蛇放往殺而棄 蛇子白凝 如_二蝦蟆子_一 猪毛立_二蛇子身_一 從_レ閤出五升許 口入_二三斗_一 蛇子皆出 迷或之嬢 乃醒言語 二親問之 答 我意如_レ夢 今醒如_レ本 藥服如_レ是 何謹不_レ用 然經_二三_一

①類「家」

②類「束」

③類「束」

④類「惑」

◇縁題は、藥効の靈力を説くようだが、いわゆる蛇婚説話(中・二)を中心に、愛欲による因果本生を説いたもの。参考→今昔物語二四ノ九(前半を引用)。

「大蛇に犯される。」「大蛇」は、古事記「八咫遠呂智(ヤマタノヲロチ)」「上」を、神代紀に「八岐大蛇」とあるのによる。→二〇「一頁注一五」。

「婚」は、一七一頁注五。ツルブの訓もある。
一七七頁注二。

二大阪府北河内郡。和名抄「河内国 讃良
佐良々ササラ」。

三所在未詳。

四淳仁天皇。天平宝字三年(七五九)。

五桑の葉をむしり取る。「摘」は、正字通「剪
也」。名義抄コク。雄略紀「天皇欲使后妃親
桑(クハコキテ)以勸蚕事」(六年三月)。

六巻きついで。

七娘に注意する。「嬢」は、一六八頁訓釈。
「蛇」は、クチナハでもよい。一二〇一頁注一
五。

八放心気絶する。一七三頁注一八。

九黍(コ)に同じ。「稷」は、名義抄アハキヒ。

一〇類本「束」に従う。

二煮つめる。「燂(カナ)の中に倒擲(して)
(而)之を煎り煮る」(法華經玄贊卷六)。

三いのししの毛。訓は、キノシシでもよい。
一六五頁注二。

四粉末にする。「剋」は「剋」に同じく、「刻」
と同音同義。三字共に、名義抄キザム。一四〇
三頁注一八。このほか、ノゾム(一七九頁注一
二)・ヒク(三〇五頁注三三)の訓もある。「末」
は、一七三頁注二九。

五頭と足の位置に合わせて、枕を打つ。「概」
は、説文「杙也」。名義抄キヒ、字類抄キヒキ。

五女陰。名義抄・字類抄ツビ。下文の「閨」
(三六七頁注一六)と同じ。

六がまがえるの卵。和名抄「唐韻云蛙…和名
賀閑流(カヘル) 蝦蟇也」。

七胎内を洗滌するのである。

八薬による効能は、このようである。だから、
注意深く用いねばならぬ。

女人、大蛇に婚はれ、薬の力に頼りて、命を全くするこ
と得る縁 第四十一

河内の國更荒の郡馬甘の里に、富める家有り。家に女子有り。大炊の天皇の
み世に、天平寶字三年己亥の夏四月、其の女子、桑に登りて葉を摘く。時に大
蛇有り。登れる女の桑に纏ひて登る。路を往く人、見て嬢に示す。嬢見て驚き
落つ。蛇も亦副ひ墮ち、纏ひて婚ふ。慌れ迷ひて臥しつ。父母見て、薬師を請
ひ召し、嬢と蛇と俱に同じ床に載せて、家に歸り庭に置く。稷の藥三束を焼
き、三尺を束に成して三束と爲す。湯に合はせ、汁を取ること三斗、煮煎りて二斗と
成し、猪の毛十把を剋み末きて汁に合はせ、然して嬢の頭足に當てて、概を打
ちて懸け釣り、開の口に汁を入れる。汁入ること一斗、乃ち蛇放れ往くを殺して
棄つ。蛇の子白く凝り、蝦蟇の子の如し。猪の毛、蛇の子の身に立ち、閨より
出づること五升許なり。口に二斗を入れるれば、蛇の子皆出づ。迷惑へる嬢、
乃ち醒めて言語ふ。二の親の問ふに、答ふらく「我が意夢の如くなりしも、今
醒めて本の如し」といふ。薬服是の如し、何ぞ謹みて用ゐる不らむや。然して三

一 恋慕の情が強く集みついて。放証「恐有誤脱」という通り、注二と共に、意味がやや明瞭でない。あるいは、前文の注か。

二 死に別かれる時は、人は夫や妻または父母子等肉親に愛着して、こういうものだ。(この表現も、はっきりしない。「わたしはここで死んで、来世で必ずあなたと再会しよう」と。「妻」を「蛇」に「及」を「向」に改め、夫の蛇を恋慕して、父母に向かい、子供として、このような大それた放言をする(板橋)の説もある。

三 靈魂。諸本「神識」とあるが、「神識」(武田説に従う。「識」と「識」は混乱しやすい。名義抄「神」「識」両字共に、タマシヒ。二合して訓む。参考「魂神」(四四三頁注一九)。

四 前世に行なった善悪業の因と縁によって。

五 前世における横しまな関係(この娘のごとき場合をいう)。

六 化物や、動物に生まれかわる。

七 経名未詳。

八 仏の十大弟子の一人。阿難陀 Ananda。

九 以下、人為関係に不明の点がある。後の文と照し合わせて、次のように考えたい。この夫妻のうち、妻にあたる女は、墓にまつられた母の姿身であり、隣家の婦人でもある。如來のこ

とばによれば、図のようになる。



年一 彼嬢復蛇所_レ婚而死 愛心深入 死別之時 戀_ニ於夫
妻及父母子_ニ而作_ニ是言_一 我死復世必復相也 其神識者
從_ニ業因緣_一 或生_ニ蛇馬牛犬鳥等_一 先由_ニ惡契_一 爲_ニ蛇
愛婚 或爲_ニ怪畜生_一 愛欲非_レ一 如_ニ經說_一 昔佛與_ニ阿
難_一 自_ニ墓邊_一而過 夫妻二人 共備_ニ飲食_一 祠_ニ墓慕哭
夫戀_レ母啼 妻詠_ニ窺泣_一 佛聞_ニ妻哭_一 出_レ音而嘆 阿難白
言 以_ニ何因緣_一 如來嘆之 佛告_ニ阿難_一 是女先世產_ニ
一男子_一 深結_ニ愛心_一 口喚_ニ等子_一 閉_ニ母經_一三年_一 條
條得_レ病 臨_ニ命終時_一 撫_ニ子_一 嗟_レ閉 而斯之言 我生々
世 常生相之 生_ニ隣家女_一 終成_ニ子妻_一 祠_ニ自夫骨_一而
今慕哭 知_ニ本末事_一故 我哭耳者 其斯謂之矣 又如_ニ
經說_一 昔有_ニ人兒_一 其身甚輕 疾走如_ニ飛鳥_一 父常重
愛 守育如眼 父見_ニ子輕_一 譬之而言 善哉我兒 疾
走如_レ狐 其子命終 後生_ニ狐身_一

①類「葉」

②類「曉」

③類「浴」
④放云「疑其字」

⑤放云「下恐脱ニ々字」

二〇(①②)の墓であらう。「墓天」のは、夫妻それぞれの立場からである。
二(③)が、かつての母の愛情を思い、啼くのである。

三(④)が①のことを思い出して、しのぶのである。①を詠ぶのは、その前身において、①は夫であったからである。「詠」の訓は、一八五頁注一二。

三(④)と④は同じであるから、「妻詠」の繰返しである。「姨」は、集韻「母之姉姊又妻之姉妹」、新撰字鏡「伊毛之字止女(イモシウトメ)」字類抄コシウト。ここは婦人の総称。隣家の女だから、「姨」という。

四何が原因で、釈迦如来は嘆かれるのか。
五強く愛情を懷いて。底本「等」は、攷証により改める。

六→三六七頁注一五。

七「嘆」は、→二二五頁注二一。

八にわかに。「條」は、→一九五頁注二。「條」は「條(五五頁注一九)か。とすれば、二合訓となる。

九「嘆」は、集韻「与嗟同」。名義抄スフ。

三今後つぎつぎに生まれ変わってゆく世で逢おう。

三(親子の愛情が、男女の愛情に移っている。藤壺女御と光源氏との関係のようなもの。)

三過去・現在・未来のことを見通しているから、(これらの人が悪い因縁を作ったことについて)、嘆いているのである。

三經名未詳。

三大切に守り育てること、ちょうど、眼を大切にするようなものだ。

年を経て、彼の娘、復蛇に婚はれて死にき。愛する心深く入りて、死に別かるる時は、夫妻と父母子を戀ひて、是の言を作す。「我死にて復の世に必ず復相はむ」といふ。其の神(識)は、業の因縁に従ひて、或るは蛇馬牛犬鳥等に生まれ、先の惡契に由りて、蛇と爲りて愛婚し、或るは怪畜生と爲る。愛欲は一つに非ず。經に説くが如し。昔、佛と阿難と、墓の邊よりして過ぎしに、夫妻二人、共に飲食を備けて、墓を祠りて慕ひ哭く。夫は母を戀ひて啼き、妻詠ひ、姨泣く。佛、妻の哭くを聞き、音を出して嘆く。阿難白して言はく「何の因縁以てか、如來嘆きたまふ」といふ。佛、阿難に告ぐらく「是の女、先世に一の男子を産む。深く愛心を結び、口に「其の子の闇を嘆ふ。母三年を経て、儵(條)に病を得、命終はる時に臨み、子を撫で闇を嘆ひて、斯く言ひき。『我、生々の世、常に生まれて相はむ』といひて、隣家の女に生まれ、終に子の妻と成り、自が夫の骨を祠りて、今慕ひ哭く。本末の事を知るが故に、我哭くのみ」とのたまへりといふは、其れ斯れを謂ふなり。又經に説くが如し。昔人の兒有り。其の身甚だ軽く、疾く走ること、飛ぶ鳥の如し。父常に重みし愛び、守り育つること、眼の如し。父、子の輕きを見て、譬へて言はく「善きかな、我が兒、疾く走ること、狐の如し」といふ。其の子命終はりて、後に狐の身に生まる。

應願善辟^① 不欲惡辟^② 必得彼報^③ 故也

極窮女憑^④ 擎手觀音像 願福分^⑤ 以得大富^⑥ 緣四

十二

海使表女者 諾樂左京九條二坊之人也 產生九子

極窮无^⑦ 比 不能生活^⑧ 向穗寺於千手像^⑨ 而願福分

一年不滿 大炊天皇之世 天平寶字七年癸卯冬十月十

日 不慮之外 敢其妹來以皮櫃寄姉而往之 脚染馬

屎^⑩ 曰 我今來故 是物置也 待之不來故 往問弟

々答 不知 爰內心思怪 開櫃而見 有錢百貫^⑪ 如

常買花香油^⑫ 擎往千手前而見 其足著之馬屎

爾乃疑思 菩薩呪錢數 過三年^⑬ 聆收千手院修理分

之錢 无百貫^⑭ 因皮櫃 知彼寺之錢^⑮ 聞委 是箴觀

音所賜 贊曰 善哉 海使氏長母 朝視飢子

①②類「譬」(攷意改)

③類「敬千」

④類「第四」

⑤攷云「疑穴字」

⑥類「所」

⑦攷云「疑誤字」

一 わるい譬えを考へてはいけな。悪い因縁と結びつくことになるから。

◇千手觀音が妹に化し、信心の厚い貧女に、錢百貫を与えたもうた話。中六・篇と類似。今昔物語一六ノ一〇に引用。

二 二六一頁注四。

三 千手千眼觀音。二十七面・千手・千眼を有し、それによつて一切衆生を救おうとする觀音像。圓滿な知恵を持ち諸願の成就をつかさどり、地獄の苦惱を救うという。

四「憑敬」は、二二七七頁注八。

三「福分」は、↓一四七頁注八。なお、総目録では、「以」の下に「現」があり、「大富」は「大福」とある。

六姓氏録になく、系譜不明。「装」は「装」の俗体(省文)。名義抄・字類抄・字鏡集ミノ。

七「生活」は、↓一二七頁注一〇。

八「所在不明。攷証「穴穂寺」の誤りとし、「奈良山辺郡田村」の「安康天皇穴穂宮址付近」とする。今昔「穂積寺」。これは、左京九条四坊にあった(福山敏男)という。

九淳仁天皇。天平宝字七年は七六三年。

〇思いがけなくも。

二「頼みもしないのに、自分の方から進んで」の意か。(前後関係が明らかでない。)攷証「疑誤字」と言う。

三皮製の大型の箱。「櫃」は、↓二七九頁注二七。

三皮櫃のあし。「屎」は、和名抄「久曾(クソ)」。今昔「故二足二馬ノ屎ヲ塗付テ姉ニ語テ云ク」。

四わたしは、すぐにやって来るから、これを置いてくれ。

五↓二六二頁注一二。

六「攀」は、↓六五頁注一四。

七「観音菩薩がお授け下さった銭ではないか、と思う。「脱」は、説文「賜也」。名義抄タマフ(次の「過三年」も、その内容がはっきりとしない。)

八千手観音を祀る寺院。向穂寺あるいは穂積寺のこと。また、その寺の千手堂のことか。

九寺の造営・建築を中心とする費用。

三〇「闇」は、↓二七一頁注一。底本「歳」は、「銭」の誤りか。

三二年長の主婦。装女のこと。↓二三七頁注五。

善き譬を願ふ應し。惡しき譬を欲は不れ。必ず彼の報を得むが故なり。

極めて窮しき女、千手観音の像に憑り敬ひ、福分を願ひて、大富を得る緣 第四十二

海使装女は、諾樂の左京の九條二坊の人なり。九の子を産生み、極めて

窮しきこと比无く、生活くること能は不。□穂寺の千手の像に向かひて、福分

を願ひ、一年に満た不。大炊の天皇のみ世に、天平寶字七年癸卯の冬十月十

日、慮は不外に、敢へて其の妹來り、皮櫃を姉に寄せて往く。脚に馬の屎染

みたり。曰はく「我、今來むが故に、是の物を置け」といふ。待てども來ら不

るが故に、往きて弟に問ふ。弟答ふらく「知ら不」といふ。爰に内心に怪しと

思ひ、櫃を開きて見れば、錢百貫有り。常の如く花香油を買ひて、千手の前に

攀げ往きて見れば、其の足に馬の屎著けり。爾に乃ち疑ひ思はく、菩薩の呪ひ

し錢かとおもふ。三年を過ぐ。千手院に收めたる修理分の錢、百貫無し。因り

て皮櫃は、彼の寺の錢なることを知る。闇かに委る、是の(錢)は觀音の賜ふ所

なることを。賛に曰はく、善きかな、海使の氏の長母、朝に飢ゑたる子を視、

流^①泣血淚^① 夕燒香燒^① 願^①觀音德^① 應錢入^①家 減^①貧
窮愁^① 感^①聖留^①福 流^①大富泉^① 養^①兒飽發衣苑 晰委
慈子來祐 買^①香得^①價 如^①涅槃經說^① 母慈^①子因自生^①
梵天^①者 其斯謂之矣 斯奇異之事矣

日本國現報善惡靈異記中卷^④

一 交 了

① 攷云「疑靈字」

② 攷云「(以下六字)恐有誤字」

③ 類「盤」

④ 尾題、国なし

⑤ 二字、類「卷中」

⑥ 三字、底、本文と別筆、国類なし

一「香爐」の「爐」は、敦煌に從う。「香爐」は、一六六頁注一五。「爐」は、名義抄タク。
二觀音が、信心に感応して賜った錢。
三貧乏の心配をなくし。「貧窮」は、一七九頁注七。

四聖千手觀音に、その願が、感じて、福分を与えられ。

五大きな富をえ。

六「養兒飽食衣宛」は、敦煌「恐有誤字」という。一般に「養兒飽食衣宛」とするが、底本「宛」は、「莊(カザル)」ではないか。「兒を養育するについては、食物も十分に備わり、服装も十分である」とする。

七「晰」は、一三三頁注九。

八情のある人(觀音)が来て、助け。

九花香油を買い(供養し)、(福分を願った代価を得たことを)。

一〇涅槃經一切大衆所問品にあるが、文辭に異同がある。一補七七。

二母が子供に慈愛を垂れば、それによって、おのずから(來世は)、天上國に生まれる。「梵天」は、Brahma-deva 人間の住む世界(娑婆世界)を主宰する神。ここでは、梵天の世界、すなわち、人間界より更にすぐれた天上世界の意。

血の涙を流し泣き、夕に香(燈)を燒き、觀音の徳を願ふ。應錢家に入り、貧窮の愁を減し、聖に感じて福を留め、大富の泉を流し、兒を養ふに(食)に飽き、衣を(莊)る。晰かに委る、慈子來り祐け、香を買い價を得たることを。涅槃經に説くが如し。「母、子を慈び、因りて自から梵天に生まる」といふは、其れ斯れを謂ふなり。斯れ奇異しき事なり。

日本國現報善惡靈異記 中卷